第6回

熊本市-富合町合併協議会



と き 平成19年7月30日(月) 午後2時30分~

ところ KKRホテル熊本 2階 城彩

目 次

〔報告〕	
議員専門部会次	からの報告 ・・・・・・・・・・ 3
〔協 議〕	
(前回提案分)	
協議第19号	町名・字名の取扱いについて ・・・・・・・・ 9
協議第21号	国民健康保険事業の取扱いについて(その1)(その2)・・ 19
協議第23号	行政連絡機構の取扱いについて · · · · · 27
協議第24号	電算システムの取扱いについて ・・・・・・・ 33
協議第29号	窓口業務の取扱いについて ・・・・・・ 51
協議第30号	保健衛生事業の取扱いについて (その3) 57
協議第34号	農林水産関係事業の取扱いについて
	$(\mathcal{Z} \circ 2 - 1) (\mathcal{Z} \circ 3) \cdots 67$
協議第35号	商工・観光関係事業の取扱いについて(その3) ・・・・・ 77
協議第37号	都市計画の取扱いについて(その1) ・・・・・・・・ 81
協議第38号	下水道事業の取扱いについて 85
協議第39号	上水道事業の取扱いについて ・・・・・・・ 93
協議第40号	教育関係事業の取扱いについて (その3) 99
協議第42号	その他の事業の取扱いについて(その2) ・・・・・・・ 125
(今回提案分)	
協議第 7号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて ・・・・ 133
協議第27号	消防防災の取扱いについて(その2) ・・・・・・・・139
協議第31号	各種福祉制度の取扱いについて(その3) ・・・・・・・ 145
協議第32号	清掃事業の取扱いについて(その1) ・・・・・・・・ 153
協議第34号	農林水産関係事業の取扱いについて(その4) ・・・・・・ 159
協議第37号	都市計画の取扱いについて(その2) ・・・・・・・・ 167
協議第17号	公共的団体等の取扱いについて 171
協議第18号	補助金・交付金等の取扱いについて 175

〔報告〕

熊本市・富合町合併協議会 会長 幸 山 政 史 様

> 熊本市・富合町合併協議会議員専門部会 部会長 嶋 田 幾 雄

議員専門部会における審議の経過及び結果について

このことについて、熊本市・富合町合併協議会専門部会設置規程第8条第1項の規定に 基づき、別紙のとおり報告します。

第4回議員専門部会報告書

開催日時 平成19年7月20日(金)

午前10時00分~午前11時00分

開催場所 富合町役場3階 会議室

出席委員 20名出席

1.審議の状況について

第4回熊本市・富合町合併協議会議員専門部会では、付託を受けた事項のうち、協議第7号及び協議第6号について次のとおり審議された。

(1) 協議第7号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

「農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。」

挙手多数により承認されましたが、7月25日に富合町農業委員会総会が開催されますので、その場での再確認を条件とした承認となりました。

(2) 協議第6号 議会の議員の定数及び仟期の取扱いについて

富合町議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、編入合併の場合の取扱いとして次の「5案」の提案がありました。

次回承認項目とし、それまでに各委員が検討を行うこととしました。 (客)

- 1 市町村の合併の特例等に関する法律(以下「法」という。)第8条及び第9条の規定は適用しない。
- 2 法第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。
- 3 法第8条第2項の規定(定数特例)を適用する。また、合併後最初に行われる一般選挙においては、法第8条第5項の規定(定数特例)を適用する。
- 4 法第9条第1項第2号の規定(在任特例)を適用する。
- 5 法第9条第1項第2号の規定(在任特例)を適用する。また、合併後最初に 行われる一般選挙においては、法第9条第3項の規定(定数特例)を適用する。

議員専門部会で審議する事項の進捗状況

	協議項目	審議	承認
協議第1号	合併の方式	第1回	第1回
協議第2号	合併の期日		
協議第3号	新市の名称	第1回	第1回
協議第4号	新市の事務所の位置	第1回	第1回
協議第5号	財産及び債務の取扱い	第2回	第2回
協議第6号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	第4回	
協議第7号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	第4回	第4回
協議第8号	地域自治組織等の取扱い(その1)	第3回	第3回
協議第11号	合併市町村基本計画	第3回	
協議第15号	一部事務組合等の取扱い		

(前回提案分)

協議第19号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

町名・字名の取扱いについて

- 1 熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする。
- 2 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富合町」 に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (町名·字名)

協議番号	枝番号 協議	镇 目	部会名	提案	承認/継続	備考
19	町名・字名の取扱い					
	1 町名・字名の取扱い	1	市民生活部会	第5回		

作業部会名:市民生活部会

					下来 即对力 . 即及开心即对
協議項目	19 町名・字名の取扱い	小項目名	1 町名・3	町名・字名の取扱い	
調整方針	熊本市の区域内の町名については、現行どおりとする 富合町の区域については、「下益城郡富合町」を「熊本市富・	今町」に置き換	え、現行の大	する 熊本市富合町」に置き換え、現行の大字名から「大字」の文字を削除する	1-8
調	現	民			調整の目体的内容
市町名	熊 本 市		[In]	合 町	
	熊本市(町名)	富合町(大字)	_		インしてを出る日本に
			大字名	フリガナ	熊子二の刃残らの当もこう。 つき 一番 かんだっしゃん
	別添のとおり	Н	榎津	エノキヅ	19、名二の30~0~9。 10~11~2~11~12~11~11~11~11~11~11~11~11~11~1
		₩	大町	オオマチ	第12号の12分については、一件技工を持ている。 一体 はままに かんきん はまれ にいん
			御船手	オフナテ	自然が国口による 派子が国口 門一门間を極く 固介の大学を
		七	硴江	カキノエ	こうに同じがた、かにつび、コークで「大学」の文字を画際する。
			上杉	カミスギ	
		+	清藤	キョフジ	: 例
			木原	キワラ	下益城郡富合町大字榎津〇〇番
H		П	小岩瀬	コイワセ	景◇
ᄩ			莎亭	コウザキ	N
'忌			古闍	IJĬ	>
K (k			国町	コクチョウ	熊本市富合町榎津○○番地△
μ			菰江	コモノエ	
		Ÿ	売々水	グニメ	
			釈迦堂	シャカドウ	
			新	ゾン	
		К	杉島	スギジマ	
		Q	田尻	タノシリ	
		П	西田尻	ニシタノシリ	
		ת	平原	ヒラバル	
		۲	廻江	マイノエ	
		111	南田尻	ミナミタノシリ	

	町 名	フリガナ
ア	会富町	アイドミマチ
	秋津一丁目	アキツ ーチョウメ
	秋津二丁目	アキツ ニチョウメ
	秋津三丁目	アキツ 三チョウメ
	秋津新町	アキツシンマチ
	秋津町秋田	アキツマチアキタ
	秋津町沼山津	アキツマチヌヤマヅ
		アソウダーチョウメ
	麻生田一丁目 麻生田二丁目	アソウダ ニチョウメ
	麻生田三丁目	アソウダ 三チョウメ
	麻生田四丁目	アソウダ 四チョウメ
	麻生田五丁目	アソウダ 五チョウメ
	荒尾町	アラオマチ
	荒尾一丁目	アラオ ーチョウメ
	荒尾二丁目	アラオ ニチョウメ
	荒尾三丁目	アラオ 三チョウメ
	改寄町	アラキマチ
	安政町	アンセイマチ
	280-1	,,,,,,
-	++ 111349=	ノギロゴエフェ
1	井川淵町	イガワブチマチ
	池亀町	イケガメマチ
	池田一丁目	イケダ ーチョウメ
	池田二丁目	イケダ ニチョウメ
	池田三丁目	イケダ 三チョウメ
	池田四丁目	イケダ 四チョウメ
	池上町	イケノウエマチ
	石原一丁目	イシワラ ーチョウメ
	石原二丁目	イシワラ ニチョウメ
	石原三丁目	イシワラ 三チョウメ
	石原町	イシワラマチ
	和泉町	イズミマチ
		イズミ ーチョウメ
	出水一丁目	
	出水二丁目	イズミ ニチョウメ
	出水三丁目	イズミ 三チョウメ
	出水四丁目	イズミ 四チョウメ
	出水五丁目	イズミ 五チョウメ
	出水六丁目	イズミ 六チョウメ
	出水七丁目	イズミ 七チョウメ
	出水八丁目	イズミ ハチョウメ
	板屋町	イタヤマチ
	出仲間一丁目	イデナカマ ーチョウメ
	出仲間二丁目	イデナカマ ニチョウメ
	出仲間三丁目	イデナカマ 三チョウメ
	出仲間四丁目	イデナカマ 四チョウメ
	出仲間五丁目	イデナカマ 五チョウメ
	出仲間六丁目	イデナカマ 六チョウメ
	出仲間七丁目	イデナカマ 七チョウメ
	出仲間八丁目	イデナカマ ハチョウメ
	出仲間九丁目	イデナカマ 九チョウメ
	今町	イママチ
ゥ	魚屋町一丁目	ウオヤマチ ーチョウメ
	魚屋町二丁目	ウオヤマチ ニチョウメ
	魚屋町三丁目	ウオヤマチ 三チョウメ
	元 元 7 日 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	ウサギダニ ーチョウメ
	元子 J日 元谷二丁目	ウサギダニ ニチョウメ
	鬼谷三丁目 	ウサギダニ 三チョウメ
	海路口町	ウジグチマチ
	薄場町	ウスバマチ

	町名	フリガナ
ゥ		ウスバ ーチョウメ
_	薄場二丁目	
		ウスバ ニチョウメ
	薄場三丁目	ウスバ 三チョウメ
	打越町	ウチゴシマチ
	内田町	ウチダマチ
	内坪井町	ウチツボイマチ
エ	江越一丁目	エゴエ ーチョウメ
	江越二丁目	エゴエ ニチョウメ
	画図東一丁目	エズヒガシ ーチョウメ
	画図東二丁目	エズヒガシ ニチョウメ
	画図町大字上無田	エズマチオオアザカミムタ
	画図町大字重富	エズマチオオアザシゲドミ
	画図町大字下無田	エズマチオオアザシモムタ
	画図町大字下江津	エズマチオオアザシモエヅ
	画図町大字所島	エズマチオオアザトコロジマ
	江津一丁目	エヅ ーチョウメ
	江津二丁目	エヅ ニチョウメ
		エヅ 三チョウメ
		エヅ 四チョウメ
	<u> </u>	エノキマチ
	1×101	() /
+	十二十一	オオエホンマチ
オ	大江本町	オオエホンマチ オオエ ーチョウメ
	大江一丁目	
	大江二丁目	オオエ ニチョウメ
	大江三丁目	オオエ 三チョウメ
	大江四丁目	オオエ 四チョウメ
	大江五丁目	オオエ 五チョウメ
	大江六丁目	オオエ 六チョウメ
	大窪一丁目	オオクボ ーチョウメ
	大窪二丁目	オオクボ ニチョウメ
	大窪三丁目	オオクボ 三チョウメ
	大窪四丁目	オオクボ 四チョウメ
	大窪五丁目	オオクボ 五チョウメ
	大鳥居町	オオトリイマチ
	岡田町	オカダマチ
	沖新町	オキシンマチ
	奥古閑町	オクコガマチ
	小島上町	オシマカミマチ
	小島下町	オシマシモマチ
	小島中町	オシマナカマチ
	尾ノ上一丁目	オノウエ ーチョウメ
	尾ノ上二丁目	オノウエ ニチョウメ
	尾ノ上三丁目	オノウエ 三チョウメ
	尾ノ上四丁目	オノウエ 四チョウメ
	帯山一丁目	オビヤマ ーチョウメ
	帯山二丁目	オビヤマ ニチョウメ
	帯山三丁目	オビヤマ 三チョウメ
	帯山四丁目	オビヤマ 四チョウメ
	帯山五丁目	オビヤマ 五チョウメ
	帯山六丁目	オビヤマ 六チョウメ
	帯山七丁目	オビヤマ 七チョウメ
	帯山八丁目	オビヤマ ハチョウメ
	帯山九丁目	オビヤマ 九チョウメ
	小峯一丁目	オミネ ーチョウメ
	小峯二丁目	オミネ ニチョウメ
	小峯三丁目	オミネ 三チョウメ
	小峯四丁目	オミネ 四チョウメ
	小山一丁目	オヤマーチョウメ
l	νщ 1 Д	カイス ノコソグ

	町 名	フリガナ
オ	小山二丁目	オヤマニチョウメ
	小山三丁目	オヤマ三チョウメ
	小山四丁目	オヤマ四チョウメ
	小山五丁目	オヤマ五チョウメ
	小山六丁目	オヤマ六チョウメ
	小山七丁目	オヤマ七チョウメ
	小山町	オヤママチ
カ	鹿帰瀬町	カキゼマチ
		カジオマチ
	鍛冶屋町	カジヤマチ
	春日一丁目	カスガ ーチョウメ
	春日二丁目	カスガ ニチョウメ
	<u> </u>	カスガ 三チョウメ
	春日四丁目	カスガ 四チョウメ
	春日五丁目	カスガ 五チョウメ
	春日六丁目	カスガ 六チョウメ
	春日七丁目	カスガ 七チョウメ
	春日八丁目	カスガ ハチョウメ
	鹿子木町	カノコギマチ
	釜尾町	カマオマチ
	上鍛冶屋町	カミカジヤマチ
	上京塚町	カミキョウヅカマチ
	上熊本一丁目	カミクマモト ーチョウメ
	上熊本二丁目	カミクマモト ニチョウメ
	上熊本三丁目	カミクマモト 三チョウメ
	上水前寺一丁目	カミスイゼンジ ーチョウメ
	上水前寺二丁目	カミスイゼンジ ニチョウメ
	上高橋一丁目	カミタカハシ ーチョウメ
	上高橋二丁目	カミタカハシ ニチョウメ
	上代一丁目	カミダイ ーチョウメ
	上代二丁目	カミダイ ニチョウメ
	上代三丁目	カミダイ 三チョウメ
	上代四丁目	カミダイ 四チョウメ
	上代五丁目	カミダイ 五チョウメ
	上代六丁目	カミダイ 六チョウメ
	上代七丁目	カミダイ 七チョウメ
	上代八丁目	カミダイ ハチョウメ
	上代九丁目	カミダイ 九チョウメ
	上代十丁目	カミダイ 十チョウメ
	上面町	カミトオリチョウ
	上南部一丁目	カミナベ ーチョウメ
	上南部二丁目	カミナベ ニチョウメ
	上南部三丁目	カミナベ 三チョウメ
	上南部四丁目	カミナベ 四チョウメ
	上南部町	カミナベマチ
	上ノ郷一丁目	カミノゴウ ーチョウメ
	上ノ郷二丁目	カミノゴウ ニチョウメ
	上林町	カミバヤシマチ
	辛島町	カラシマチョウ
	刈草一丁目	カリクサ ーチョウメ
	刈草二丁目	カリクサ ニチョウメ
	刈草三丁目	カリクサ 三チョウメ
	川口町	カワグチマチ
	川尻一丁目	カワシリ ーチョウメ
	川尻二丁目	カワシリ ニチョウメ
	川尻三丁目	カワシリ 三チョウメ
	川尻四丁目	カワシリ 四チョウメ
	川尻五丁目	カワシリ 五チョウメ

		1
	町 名	フリガナ
カ	川尻六丁目	カワシリ 六チョウメ
	河内町大多尾	カワチマチオオタオ
	河内町面木	カワチマチオモノギ
	河内町河内	カワチマチカワチ
	河内町白浜	カワチマチシラハマ
	河内町岳	カワチマチタケ
	河内町東門寺	カワチマチトウモンジ
	河内町野出	カワチマチノイデ
	河内町船津	カワチマチフナツ
	川端町	カワバタマチ
	河原町	カワラマチ
	7.11/4-1	27717
+	北迫町	キタザコマチ
_,	北千反畑町	キタセンダンバタマチ
	京塚本町	キョウヅカホンマチ
	京町一丁目	キョウマチ ーチョウメ
	京町二丁目	キョウマチ ニチョウメ
	京町本丁	キョウマチホンチョウ
ク	草葉町	クサバチョウ
	楠一丁目	クスノキ ーチョウメ
	楠二丁目	クスノキ ニチョウメ
	楠三丁目	クスノキ 三チョウメ
	楠四丁目	クスノキ 四チョウメ
	楠五丁目	クスノキ 五チョウメ
	楠六丁目	クスノキ 六チョウメ
	楠七丁目	クスノキ 七チョウメ
	楠八丁目	クスノキ ハチョウメ
	楠野町	クスノマチ
	九品寺一丁目	クホンジ ーチョウメ
	九品寺二丁目	クホンジ ニチョウメ
	九品寺三丁目	クホンジ 三チョウメ
	九品寺四丁目	クホンジ 四チョウメ
	九品寺五丁目	クホンジ 五チョウメ
	九品寺六丁目	クホンジ 六チョウメ
	黒髪一丁目	クロカミ ーチョウメ
	黒髪二丁目	クロカミ ニチョウメ
	黒髪三丁目	クロカミ 三チョウメ
		クロカミ 四チョウメ
	黒髪五丁目	クロカミ 五チョウメ
	黒髪六丁目	クロカミ 六チョウメ
	黒髪七丁目	クロカミ 七チョウメ
	黒髪八丁目	クロカミ ハチョウメ
	黒髪町大字坪井	クロカミマチオオアザツボイ
1	神水本町	クワミズホンマチ
	神水一丁目	クワミズ ーチョウメ
	神水二丁目	クワミズ ニチョウメ
ケ	慶徳堀町	ケイトクボリマチ
	健軍本町	ケングンホンマチ
	健軍一丁目	ケングン ーチョウメ
	健軍二丁目	ケングン ニチョウメ
1	健軍三丁目	ケングン 三チョウメ
1	健軍四丁目	ケングン 四チョウメ
	健軍五丁目	ケングン 五チョウメ
\neg	小糸山町	コイトヤママチ
	神園一丁目	コウゾノ ーチョウメ
	神園二丁目	コウゾノ ニチョウメ
1		

		1
	町 名	フリガナ
⊐	幸田一丁目	コウダ ーチョウメ
	幸田二丁目	コウダ ニチョウメ
	紺屋阿弥陀寺町	コウヤアミダジマチ
	紺屋今町	コウヤイママチ
	紺屋町一丁目	コウヤマチ ーチョウメ
	紺屋町二丁目	コウヤマチ ニチョウメ
	紺屋町三丁目	コウヤマチ 三チョウメ
	子飼本町	コカイホンマチ
	国府本町	コクブホンマチ
	国府一丁目	コクブ ーチョウメ
	国府二丁目	コクブ ニチョウメ
	国府三丁目	コクブ 三チョウメ
	国府四丁目	コクブ 四チョウメ
	小沢町	コザワマチ
	古城町	コジョウマチ
		コセン ーチョウメ
		コセン ニチョウメ
	湖東一丁目	コトウ ーチョウメ
	湖東二丁目	コトウ ニチョウメ
	湖東三丁目	コトウ 三チョウメ
	琴平本町	コトヒラホンマチ
	琴平一丁目	コトヒラ ーチョウメ
	琴平二丁目	コトヒラ ニチョウメ
	米屋町一丁目	コメヤマチ ーチョウメ
		コメヤマチ ニチョウメ
	米屋町三丁目	コメヤマチ 三チョウメ
Ť	合志一丁目	ゴウシ ーチョウメ
	合志二丁目	ゴウシ ニチョウメ
	合志三丁目	ゴウシ 三チョウメ
	合志四丁目	ゴウシ 四チョウメ
	具服町一丁目	ゴフクマチ ーチョウメ
	具服町二丁目 	ゴフクマチ ニチョウメ
	具服町三丁目 加煙 工品	ゴフクマチ 三チョウメ
	御領一丁目	ゴリョウ ーチョウメ
	御領二丁目	ゴリョウ ニチョウメ
	御領三丁目	ゴリョウ 三チョウメ
	御領四丁目	ゴリョウ 四チョウメ
	御領五丁目	ゴリョウ 五チョウメ
	御領六丁目	ゴリョウ 六チョウメ
	御領七丁目	ゴリョウ 七チョウメ
	御領八丁目	ゴリョウ ハチョウメ
	護藤町	ゴンドウマチ
サ	細工町一丁目	サイクマチ ーチョウメ
	細工町二丁目	サイクマチ ニチョウメ
	細工町三丁目	サイクマチ 三チョウメ
	細工町四丁目	サイクマチ 四チョウメ
	細工町五丁目	サイクマチ 五チョウメ
	栄町	サカエマチ
	桜町	サクラマチ
	桜木一丁目	サクラギ ーチョウメ
	桜木二丁目	サクラギ ニチョウメ
	桜木三丁目	サクラギ 三チョウメ 1145=ギ m z = + 4
	桜木四丁目	サクラギ 四チョウメ
	In 1	= =
	桜木五丁目	サクラギ 五チョウメ
	桜木五丁目 桜木六丁目	サクラギ 六チョウメ

	町 名	フリガナ
サ	佐土原三丁目	サドワラ 三チョウメ
	三郎一丁目	サブロウ ーチョウメ
	三郎二丁目 三郎二丁目	
	二四一月	サブロウ ニチョウメ
シ	自	シマサキ ーチョウメ
	島崎一丁目	
	島崎二丁目	シマサキ ニチョウメ
	島崎三丁目	シマサキ 三チョウメ
	島崎四丁目	シマサキ 四チョウメ
	島崎五丁目	シマサキ 五チョウメ
	島崎六丁目	シマサキ 六チョウメ
	島崎七丁目	シマサキ 七チョウメ
	島町一丁目	シママチ ーチョウメ
	島町二丁目	シママチ ニチョウメ
	島町三丁目	シママチ 三チョウメ
	島町四丁目	シママチ 四チョウメ
	島町五丁目	シママチ 五チョウメ
	清水岩倉一丁目	シミズイワクラ ーチョウメ
	清水岩倉二丁目	シミズイワクラ ニチョウメ
	清水岩倉三丁目	シミズイワクラ 三チョウメ
	清水亀井町	シミズカメイマチ
	清水東町	シミズヒガシマチ
	清水本町	シミズホンマチ
	清水町大字打越	シミズマチオオアザウチゴシ
	清水町大字松崎	シミズマチオオアザマツザキ
	清水町大字室園	シミズマチオオアザムロゾノ
	清水新地一丁目	シミズシンチ ーチョウメ
	清水新地二丁目	シミズシンチ ニチョウメ
	清水新地三丁目	シミズシンチ 三チョウメ
	清水新地四丁目	シミズシンチ 四チョウメ
	清水新地五丁目	シミズシンチ 五チョウメ
	清水新地六丁目	シミズシンチ 六チョウメ
	清水新地七丁目	シミズシンチ 七チョウメ
	清水万石一丁目	シミズマンゴク ーチョウメ
	清水万石二丁目	シミズマンゴク ニチョウメ
	清水万石三丁目	シミズマンゴク 三チョウメ
	清水万石四丁目	シミズマンゴク 四チョウメ
	清水万石五丁目	シミズマンゴク 五チョウメ
	下江津一丁目	シモエヅ ーチョウメ
	下江津二丁目	シモエヅ ニチョウメ
	下江津三丁目	シモエヅ 三チョウメ
	下江津四丁目	シモエヅ 四チョウメ
	下江津五丁目	シモエヅ 五チョウメ
	下江津六丁目	シモエヅ 六チョウメ
	下江津七丁目	シモエヅ 七チョウメ
	下江津八丁目	シモエヅ ハチョウメ
	下硯川町	シモスズリカワマチ
	下通一丁目	シモトオリ ーチョウメ
	下通二丁目	シモトオリ ニチョウメ
	下南部一丁目	シモナベ ーチョウメ
	下南部二丁目	シモナベ ニチョウメ
	下南部三丁目	シモナベ 三チョウメ
	昭和町	ショウワマチ
	白藤一丁目	シラフジ ーチョウメ
	白藤二丁目	シラフジ ニチョウメ
	白藤三丁目	シラフジ 三チョウメ
	白藤四丁目	シラフジ 四チョウメ
	白藤五丁目	シラフジ 五チョウメ
	白石町	シロイシマチ
	新大江一丁目	シンオオエ ーチョウメ

熊本市町名一覧

	町 名	フリガナ
シ	新大江二丁目	シンオオエ ニチョウメ
	新大江三丁目	シンオオエ 三チョウメ
	新鍛冶屋町	シンカジヤマチ
	新市街	シンシガイ
	新生一丁目	シンセイ ーチョウメ
F	新生二丁目	シンセイ ニチョウメ
F	新土河原一丁目	シントガワラ ーチョウメ
F		
ŀ	新土河原二丁目	シントガワラ ニチョウメ
ļ	新南部一丁目	シンナベ ーチョウメ
L	新南部二丁目	シンナベ ニチョウメ
	新南部三丁目	シンナベ 三チョウメ
	新南部四丁目	シンナベ 四チョウメ
	新南部五丁目	シンナベ 五チョウメ
Ī	新南部六丁目	シンナベ 六チョウメ
f	新外一丁目	シンホカ ーチョウメ
F	新外二丁目	シンホカ ニチョウメ
F		
}	新外三丁目	シンホカ 三チョウメ
-	新外四丁目	シンホカ 四チョウメ
ļ	新町一丁目	シンマチ ーチョウメ
L	新町二丁目	シンマチ ニチョウメ
	新町三丁目	シンマチ 三チョウメ
	新町四丁目	シンマチ 四チョウメ
Ī	新港一丁目	シンミナト ーチョウメ
Ī	新港二丁目	シンミナト ニチョウメ
f	新屋敷一丁目	シンヤシキ ーチョウメ
F	新屋敷二丁目	シンヤシキ ニチョウメ
F	新屋敷三丁目	シンヤシキ 三チョウメ
F	机压放—] 口	72 (24 =) = 72
	1 1w + m	* 11% * -
ジー	十禅寺町	ジュウゼンジマチ
L	十禅寺一丁目	ジュウゼンジ ーチョウメ
	十禅寺二丁目	ジュウゼンジ ニチョウメ
L	十禅寺三丁目	ジュウゼンジ 三チョウメ
	城山上代町	ジョウザンカミダイマチ
	城山大塘一丁目	ジョウザンオオドモ ーチョウメ
Ī	城山大塘二丁目	ジョウザンオオドモ ニチョウメ
f	城山大塘三丁目	ジョウザンオオドモ 三チョウメ
f	城山大塘四丁目	ジョウザンオオドモ 四チョウメ
F	城山大塘五丁目	ジョウザンオオドモ 五チョウメ
F		
-	城山大塘六丁目	ジョウザンオオドモ 六チョウメ
	城山大塘七丁目	ジョウザンオオドモ 七チョウメ
L	城山下代一丁目	ジョウザンシモダイ ーチョウメ
	城山下代二丁目	ジョウザンシモダイ ニチョウメ
	城山下代三丁目	ジョウザンシモダイ 三チョウメ
ſ	城山下代四丁目	ジョウザンシモダイ 四チョウメ
Ī	城山下代五丁目	ジョウザンシモダイ 五チョウメ
f	城山半田一丁目	ジョウザンハンタ ーチョウメ
F	城山半田二丁目	ジョウザンハンタ ニチョウメ
}		ジョウザンハンタ 三チョウメ
F	城山半田三丁目	
-	城山半田四丁目	ジョウザンハンタ 四チョウメ
L	城山薬師一丁目	ジョウザンヤクシ ーチョウメ
	城山薬師二丁目	ジョウザンヤクシ ニチョウメ
	城東町	ジョウトウマチ
Ī		
ス	水源一丁目	スイゲン ーチョウメ
f	水源二丁目	スイゲン ニチョウメ
ŀ	水前寺一丁目	スイゼンジ ーチョウメ
ŀ		スイゼンジ ニチョウメ
- 1	水前寺二丁目	
-	ルがキーエロ	ヮ ノヸヽヹ゛ーィ゠エ ′
ļ	水前寺三丁目 水前寺四丁目	スイゼンジ 三チョウメ スイゼンジ 四チョウメ

	町 名	フリガナ
ス	水前寺五丁目	スイゼンジ 五チョウメ
	水前寺六丁目	スイゼンジ 六チョウメ
	水前寺公園	スイゼンジコウエン
	水道町	スイドウチョウ
	菅原町	スガワラマチ
	現川町	スズリカワマチ
	砂原町	スナハラマチ
	15 1121	
セ		センバマチシモ ーチョウメ
	船場町二丁目	センバマチ ニチョウメ
	船場町三丁目	センバマチ 三チョウメ
		ゼンドモマチ
タ	高橋町一丁目	タカハシマチ ーチョウメ
	高橋町二丁目	タカハシマチ ニチョウメ
	高平一丁目	タカヒラ ーチョウメ
	高平二丁目	タカヒラ ニチョウメ
	高平三丁目	タカヒラ 三チョウメ
	田崎町	タサキマチ
	田崎本町	タサキホンマチ
	田崎一丁目	タサキ ーチョウメ
	田崎二丁目	タサキ ニチョウメ
	田崎三丁目	タサキ 三チョウメ
	龍田一丁目	タツダ ーチョウメ
	龍田二丁目	タツダ ニチョウメ
	龍田三丁目	タツダ 三チョウメ
	龍田四丁目	タツダ 四チョウメ
	龍田五丁目	タツダ 五チョウメ
	龍田六丁目	タツダ 六チョウメ
	龍田七丁目	タツダ 七チョウメ
	龍田八丁目	タツダ ハチョウメ
	龍田九丁目	タツダ 九チョウメ
	龍田陳内一丁目	タツダジンナイ ーチョウメ
	龍田陳内二丁目	タツダジンナイ ニチョウメ
	龍田陳内三丁目	タツダジンナイ 三チョウメ
	龍田陳内四丁目	タツダジンナイ 四チョウメ
		タツダユゲ ーチョウメ
	龍田弓削二丁目	タツダユゲ ニチョウメ
	龍田町弓削	タツダマチユゲ
	谷尾崎町	タニオザキマチ
	田迎一丁目	タムカエ ーチョウメ
	田迎二丁目	タムカエ ニチョウメ
	田迎三丁目	タムカエ 三チョウメ
	田迎四丁目	タムカエ 四チョウメ
	田迎五丁目	タムカエ 五チョウメ
	田迎六丁目	タムカエ 六チョウメ
	田井島一丁目	タイノシマ ーチョウメ
	田井島二丁目	タイノシマ ニチョウメ
	田井島三丁目	タイノシマ 三チョウメ
	田迎町大字田井島	タムカエマチオオアザタイノシマ
	田迎町大字良町	タムカエマチオオアザヤヤマチ
	太郎迫町	タロウザコマチ
	段山本町	ダニヤマホンマチ
チ	近見一丁目	チカミ ーチョウメ
	近見二丁目	チカミ ニチョウメ
	近見三丁目	チカミ 三チョウメ
	近見四丁目	チカミ 四チョウメ
		チカミ 五チョウメ
I	~~~ 1 1	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,

	町 名	フリガナ
チ	近見六丁目	チカミ 六チョウメ
	近見七丁目	チカミ 七チョウメ
	近見八丁目	チカミ ハチョウメ
	近見九丁目	チカミ 九チョウメ
	近見町	チカミマチ
	- <u>- </u>	チバジョウマチ
	中央街	チュウオウガイ
ツ	月出一丁目	ツキデ ーチョウメ
	月出二丁目	ツキデ ニチョウメ
	月出三丁目	ツキデ 三チョウメ
	月出四丁目	ツキデ 四チョウメ
	月出五丁目	ツキデ 五チョウメ
	月出六丁目	ツキデ 六チョウメ
	月出七丁目	ツキデ 七チョウメ
	月出八丁目	ツキデ ハチョウメ
	津浦町	ツノウラマチ
	坪井一丁目	ツボイ ーチョウメ
		ツボイ ニチョウメ
	坪井二丁目 	
	坪井三丁目	ツボイ 三チョウメ
	坪井四丁目	ツボイ 四チョウメ
	坪井五丁目	ツボイ 五チョウメ
	坪井六丁目	ツボイ 六チョウメ
	鶴羽田町	ツルハダマチ
テ	手取本町	テトリホンチョウ
	出町	デマチ
+	通町	トオリチョウ
	土河原町	トガワラマチ
	徳王町	トクオウマチ
		トサカマチ
	戸島西一丁目	トシマニシ ーチョウメ
	戸島西二丁目	トシマニシ ニチョウメ
	戸島西三丁目	トシマニシ 三チョウメ
	戸島西四丁目	トシマニシ 四チョウメ
	戸島西五丁目	トシマニシ 五チョウメ
	戸島西六丁目	トシマニシ 六チョウメ
	戸島西七丁目	トシマニシ 七チョウメ
	戸島本町	トシマホンマチ
	戸島一丁目	トシマ ーチョウメ
	戸島二丁目	トシマ ニチョウメ
	戸島三丁目	トシマ 三チョウメ
1	戸島四丁日	トシマ 四チョウメ
	戸島四丁目	トシマ 四チョウメ
	戸島五丁目	トシマ 五チョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ セチョウメ トシママチ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 薫町一丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 鳶町二丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ セチョウメ トシママチ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 鳶町二丁目 渡鹿一丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 鳶町二丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 鳶町二丁目 渡鹿一丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 鳶町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿二丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トピマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 湾町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿三丁目 渡鹿四丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシママチ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ トロク 三チョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 鳶町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿三丁目 渡鹿四丁目 渡鹿五丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トピマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ トロク 四チョウメ トロク 四チョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 湾町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿三丁目 渡鹿三丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ トロク 四チョウメ トロク 五チョウメ トロク 五チョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 湾町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿三丁目 渡鹿三丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ トロク 四チョウメ トロク 五チョウメ トロク 五チョウメ トロク ホチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 湾町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿二丁目 渡鹿三丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿大丁目 渡鹿大丁目 渡鹿八丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ トロク 四チョウメ トロク 五チョウメ トロク ホチョウメ トロク 大チョウメ トロク 七チョウメ トロク ハチョウメ
	戸島五丁目 戸島六丁目 戸島七丁目 戸島七丁目 戸島町 鳶町一丁目 湾町二丁目 渡鹿一丁目 渡鹿三丁目 渡鹿三丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目 渡鹿五丁目	トシマ 五チョウメ トシマ 六チョウメ トシマ 七チョウメ トシママチ トビマチ ーチョウメ トビマチ ニチョウメ トロク ーチョウメ トロク ニチョウメ トロク 四チョウメ トロク 五チョウメ トロク 五チョウメ トロク ホチョウメ

	町名	フリガナ
ナ	中江町	ナカエマチ
	中島町	ナカシママチ
	中唐人町	ナカトウジンマチ
	中原町	ナカハラマチ
	中無田町	ナカムタマチ
	長嶺西一丁目	ナガミネニシ ーチョウメ
	長嶺西二丁目	ナガミネニシ ニチョウメ
	長嶺西三丁目	ナガミネニシ 三チョウメ
	長嶺東一丁目	ナガミネヒガシ ーチョウメ
	長嶺東二丁目	ナガミネヒガシ ニチョウメ
	長嶺東三丁目	ナガミネヒガシ 三チョウメ
	長嶺東四丁目	ナガミネヒガシ 四チョウメ
	長嶺東五丁目	ナガミネヒガシ 五チョウメ
	長嶺東六丁目	ナガミネヒガシ 六チョウメ
	長嶺東七丁目	ナガミネヒガシ 七チョウメ
	長嶺東八丁目	ナガミネヒガシ ハチョウメ
	長嶺東九丁目	ナガミネヒガシ 九チョウメ
	長嶺南一丁目	ナガミネミナミ ーチョウメ
	長嶺南二丁目	ナガミネミナミ ニチョウメ
	長嶺南三丁目	ナガミネミナミ 三チョウメ
	長嶺南四丁目	ナガミネミナミ 四チョウメ
	長嶺南五丁目	ナガミネミナミ 五チョウメ
	長嶺南六丁目	ナガミネミナミ 六チョウメ
	長嶺南七丁目	ナガミネミナミ 七チョウメ
	長嶺南八丁目	ナガミネミナミ ハチョウメ
	並建町	ナミタテマチ
=	西阿弥陀寺町	ニシアミダジマチ
	西梶尾町	ニシカジオマチ
	錦ケ丘	ニシキガオカ
	西子飼町	ニシコカイマチ
	西唐人町	ニシトウジンマチ
	西原一丁目	ニシバル ーチョウメ
	西原二丁目	ニシバル ニチョウメ
	西原三丁目	ニシバル 三チョウメ
	二の丸	ニノマル
	二本木一丁目	ニホンギ ーチョウメ
	二本木二丁目	ニホンギ ニチョウメ
	二本木三丁目	ニホンギ 三チョウメ
	二本木四丁目	ニホンギ 四チョウメ
	二本木五丁目	ニホンギ 五チョウメ
	楡木一丁目	ニレノキ ーチョウメ
	楡木二丁目	ニレノキ ニチョウメ
	楡木三丁目	ニレノキ 三チョウメ
	楡木四丁目	ニレノキ 四チョウメ
	楡木五丁目	ニレノキ 五チョウメ
	楡木六丁目	ニレノキ 六チョウメ
ヌ	沼山津一丁目	ヌヤマヅ ーチョウメ
	沼山津二丁目	ヌヤマヅ ニチョウメ
	沼山津三丁目	ヌヤマヅ 三チョウメ
	沼山津四丁目	ヌヤマヅ 四チョウメ
1	野口町	ノグチマチ
	野口一丁目	ノグチ ーチョウメ
	野口二丁目	ノグチ ニチョウメ
	野口三丁目	ノグチ 三チョウメ
	野口四丁目	ノグチ 四チョウメ
	野田一丁目	ノダ ーチョウメ
	野田二丁目	ノダ ニチョウメ

	町 名	フリガナ
1	野田三丁目	ノダ 三チョウメ
	野中一丁目	ノナカ ーチョウメ
	野中二丁目	ノナカ ニチョウメ
	野中三丁目	ノナカ 三チョウメ
	乗越ケ丘	ノリコシガオカ
/\	萩原町	ハギワラマチ
	白山一丁目	ハクザン ーチョウメ
	白山二丁目	ハクザン ニチョウメ
	白山三丁目	ハクザン 三チョウメ
	八景水谷一丁目	ハケノミヤ ーチョウメ
	八景水谷二丁目	ハケノミヤ ニチョウメ
	八景水谷三丁目	ハケノミヤ 三チョウメ
	八景水谷四丁目	ハケノミヤ 四チョウメ
	畠口町	ハタグチマチ
	八王寺町	ハチオウジマチ
	八反田一丁目	ハッタンダ ーチョウメ
	八反田二丁目	ハッタンダ ニチョウメ
	八反田三丁目	ハッタンダ 三チョウメ
	花園一丁目	ハナゾノ ーチョウメ
	花園二丁目	ハナゾノ ニチョウメ
	花園三丁目	ハナゾノ 三チョウメ
	花園四丁目	ハナゾノ 四チョウメ
	花園五丁目	ハナゾノ 五チョウメ
	花園六丁目	ハナゾノ 六チョウメ
	花園七丁目	ハナゾノ 七チョウメ
	花立一丁目	ハナタテ ーチョウメ
	花立二丁目	ハナタテ ニチョウメ
	花立三丁目	ハナタテ 三チョウメ
	花立四丁目	ハナタテ 四チョウメ
	花立五丁目	ハナタテ 五チョウメ
	花立六丁目	ハナタテ 六チョウメ
	花畑町	ハナバタチョウ
	八分字町	ハフジマチ
	浜口町	ハマグチマチ
	春竹町大字春竹	ハルタケマチオオアザハルタケ
۲	稗田町	ヒエダマチ
	東町一丁目	ヒガシマチ ーチョウメ
	東町二丁目	ヒガシマチ ニチョウメ
	東町三丁目	ヒガシマチ 三チョウメ
	東町四丁目	ヒガシマチ 四チョウメ
	東阿弥陀寺町	ヒガシアミダジマチ
	東京塚町	ヒガシキョウヅカマチ
	東子飼町	ヒガシコカイマチ
	東本町	ヒガシホンマチ
	東野一丁目	ヒガシノ ーチョウメ
	東野二丁目	ヒガシノ ニチョウメ
	東野三丁目	ヒガシノ 三チョウメ
	東野四丁目	ヒガシノ 四チョウメ
	飛田一丁目 飛田一丁目	ヒダ ーチョウメ
	飛田二丁目	ヒダ ニチョウメ
	飛田三丁目	ヒダ 三チョウメ
	飛田二丁目 飛田四丁目	ヒダ 四チョウメ
	飛田町 ロギーエロ	ヒダマチ
	日吉一丁目	ヒヨシ ーチョウメ
	日吉二丁目	ヒヨシ ニチョウメ
	平田一丁目	ヒラタ ーチョウメ
	平田二丁目	ヒラタ ニチョウメ
	平山町	ヒラヤママチ

	町 名	フリガナ
۲	広木町	ヒロギマチ
フ	古桶屋町	フルオケヤマチ
	古川町	フルカワマチ
	古京町	フルキョウマチ
	古大工町	フルダイクマチ
^	平成一丁目	ヘイセイ ーチョウメ
	平成二丁目	ヘイセイ ニチョウメ
	平成三丁目	ヘイセイ 三チョウメ
ホ	保田窪本町	ホタクボホンマチ
	保田窪一丁目	ホタクボ ーチョウメ
	保田窪二丁目	ホタクボ ニチョウメ
	保田窪三丁目	ホタクボ 三チョウメ
	保田窪四丁目	ホタクボ 四チョウメ
	保田窪五丁目	ホタクボ 五チョウメ
	本荘町	ホンジョウマチ
	本荘一丁目	ホンジョウ ーチョウメ
	本荘二丁目	ホンジョウ ニチョウメ
	本荘三丁目	ホンジョウ 三チョウメ
	本荘四丁目	ホンジョウ 四チョウメ
	本荘五丁目	ホンジョウ 五チョウメ
	本荘六丁目	ホンジョウ 六チョウメ
	本丸	ホンマル
		242
マ	孫代町	マゴダイマチ
	松尾町上松尾	マツオマチカミマツオ
	松尾町近津	マツオマチチコウヅ
	松尾町平山	マツオマチヒラヤマ
	│ 松原町 │ │ │ │ 	マツバラマチ マワタリ ーチョウメ
	<u> </u>	マワタリ ニチョウメ
	万楽寺町	マンラクジマチ
	77.171	(2)))
=	貢町	ミツグマチ
	美登里町	ミドリマチ
	南町	ミナミマチ
	南熊本一丁目	ミナミクマモト ーチョウメ
	南熊本二丁目	ミナミクマモト ニチョウメ
	南熊本三丁目	ミナミクマモト 三チョウメ
	南熊本四丁目	ミナミクマモト 四チョウメ
	南熊本五丁目	ミナミクマモト 五チョウメ
	南千反畑町	ミナミセンダンバタマチ
	南高江一丁目	ミナミタカエ ーチョウメ
	南高江二丁目	ミナミタカエ ニチョウメ
	南高江三丁目	ミナミタカエ 三チョウメ
	南高江四丁目	ミナミタカエ 四チョウメ
	南高江五丁目	ミナミタカエ 五チョウメ
	南高江六丁目	ミナミタカエ 六チョウメ
	南高江七丁目	ミナミタカエ 七チョウメ
	南班共町	ミナミタカエマチ
	京内	ミナミツボイマチ
	宮内 	ミヤウチ
	御幸木部二丁目	ミユキキベ ニチョウメ
	御奉木部三丁目	ミユキキベ 三チョウメ
	御幸木部町	ミユキキベマチ
	御幸西一丁目	ミユキニシ ーチョウメ
I	···- • • · · · · · · · · · · · · · · · ·	

熊本市町名一覧

	町 名	フリガナ
111	御幸西二丁目	ミユキニシ ニチョウメ
	御幸西三丁目	ミユキニシ 三チョウメ
	御幸西四丁目	ミユキニシ 四チョウメ
	御幸西無田町	ミユキニシムタマチ
	御幸笛田一丁目	ミユキフエダ ーチョウメ
		ミユキフエダ ニチョウメ
		ミユキフエダ 三チョウメ
	御幸笛田三丁目	
	御幸笛田四丁目	ミユキフエダ 四チョウメ
	御幸笛田五丁目	ミユキフエダ 五チョウメ
	御幸笛田六丁目	ミユキフエダ 六チョウメ
	御幸笛田七丁目	ミユキフエダ 七チョウメ
	御幸笛田八丁目	ミユキフエダ ハチョウメ
	御幸笛田町	ミユキフエダマチ
	妙体寺町	ミョウタイジマチ
ム	迎町一丁目	ムカエマチ ーチョウメ
	迎町二丁目	ムカエマチ ニチョウメ
	武蔵ケ丘一丁目	ムサシガオカ ーチョウメ
	武蔵ケ丘二丁目	ムサシガオカ ニチョウメ
	武蔵ケ丘三丁目	ムサシガオカ 三チョウメ
	武蔵ケ丘四丁目	ムサシガオカ 四チョウメ
	武蔵ケ丘五丁目	ムサシガオカ 五チョウメ
	武蔵ケ丘六丁目	ムサシガオカ 六チョウメ
	武蔵ケ丘七丁目	ムサシガオカ 七チョウメ
	武蔵ケ丘八丁目	ムサシガオカ ハチョウメ
	武蔵ケ丘九丁目	ムサシガオカ 九チョウメ
	無田口町	ムタグチマチ
	室園町	ムロゾノマチ
У	明徳町	メイトクマチ
Ŧ	元三町	モトミマチ
	元三町一丁目	モトミマチ ーチョウメ
	元三町二丁目	モトミマチ ニチョウメ
	元三町二丁目	モトミマチ ニチョウメ モトミマチ ニチョウメ
	元三町三丁目	モトミマチ 三チョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ
	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町五丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山四丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトママチ 五チョウメ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山四丁目 薬園町	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山四丁目 薬園町 八島町	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山四丁目 薬園町 八島町 八島一丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島町 八島一丁目 八島二丁目 八幡一丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトママチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ
7	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島町 八島一丁目 八島二丁目 八幡一丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山四丁目 薬園町 ハ島町 ハ島一丁目 ハ幡二丁目 ハ幡二丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山三丁目 本山三丁目 小島町 八島町 八島一丁目 八幡二丁目 八幡三丁目 八幡四丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤンマ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山三丁目 本山四丁目 薬園町 八島町 八島一丁目 八幡一丁目 八幡二丁目 八幡四丁目 八幡四丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ ニチョウメ モトヤマ 三チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ 四チョウメ ヤハタ 四チョウメ
7	 元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島一丁目 八島一丁目 八幡一丁目 八幡三丁目 八幡四丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡六丁目 	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 三チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ 四チョウメ ヤハタ 五チョウメ ヤハタ ホチョウメ
ヤ	 元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島一丁目 八島二丁目 八幡一丁目 八幡三丁目 八幡三丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡十丁目 	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ ヤハタ エチョウメ
ヤ	 元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島一丁目 八島一丁目 八幡一丁目 八幡三丁目 八幡四丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡六丁目 	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 三チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ 四チョウメ ヤハタ 五チョウメ ヤハタ ホチョウメ
ヤ	 元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島一丁目 八島二丁目 八幡一丁目 八幡三丁目 八幡三丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡十丁目 	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ーチョウメ ヤハタ エチョウメ
ヤ	 元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山四丁目 薬園町 八島一丁目 八幡一丁目 八幡二丁目 八幡三丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡十丁目 八幡十丁目 八幡十丁目 八幡十丁目 八幡十丁目 八幡十丁目 八幡十丁目 八幡八丁目 	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ エチョウメ ヤハタ ホチョウメ ヤハタ ナチョウメ ヤハタ ナチョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山二丁目 小島町 八島町 八島一丁目 八幡一丁目 八幡三丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡七丁目 八幡七丁目 八幡七丁目 八幡七丁目 八幡八丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ エチョウメ
ヤ	元三町三丁目 元三町四丁目 元三町五丁目 本山町 本山一丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山二丁目 本山二丁目 小島町 八島町 八島一丁目 八幡一丁目 八幡二丁目 八幡四丁目 八幡五丁目 八幡五丁目 八幡九丁目 八幡九丁目 八幡十丁目	モトミマチ 三チョウメ モトミマチ 四チョウメ モトミマチ 五チョウメ モトヤママチ モトヤマ ーチョウメ モトヤマ 三チョウメ モトヤマ 四チョウメ ヤクエンチョウ ヤシママチ ヤシマ ーチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ ニチョウメ ヤハタ エチョウメ ヤハタ ホチョウメ ヤハタ ナチョウメ ヤハタ ナチョウメ

町 名 山ノ内一丁目 山ノ内二丁目 山ノ内三丁目 山ノ内四丁目	フ リ ガ ナ ヤマノウチ ーチョウメ ヤマノウチ ニチョウメ ヤマノウチ 三チョウメ
山ノ内二丁目 山ノ内三丁目	ヤマノウチ ニチョウメ
山ノ内三丁目	
	ヤマノウチ 三チョウメ
山ノ内四丁目	=
	ヤマノウチ 四チョウメ
山ノ神一丁目	ヤマノカミ ーチョウメ
山ノ神二丁目	ヤマノカミ ニチョウメ
山室一丁目	ヤマムロ ーチョウメ
山室二丁目	ヤマムロ ニチョウメ
山室三丁目	ヤマムロ 三チョウメ
山室四丁目	ヤマムロ 四チョウメ
山室五丁目	ヤマムロ 五チョウメ
山室六丁目	ヤマムロ 六チョウメ
良町一丁目	ヤヤマチ ーチョウメ
良町二丁目	ヤヤマチ ニチョウメ
良町三丁目	ヤヤマチ 三チョウメ
良町四丁目	ヤヤマチ 四チョウメ
	ヤヤマチ 五チョウメ
弥生町	ヤヨイチョウ
二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	ュゲマチ
5,13,14	
横紺屋町	ヨココウヤマチ
	ヨコテ ーチョウメ
	ヨコテ ニチョウメ
	ヨコテ 三チョウメ
	ヨコテ 四チョウメ
	ヨコテ 五チョウメ
	ヨシワラマチ
	ヨモギマチ
	ヨヤスマチ
	ヨロズマチ ーチョウメ
	ヨロズマチ ニチョウメ
35,-11	
·····································	リュウツウダンチ ーチョウメ
	リュウツウダンチ ニチョウメ
	リュウフクジマチ
立間から	, , , , , , ,
蓮台寺一丁日	レンダイジ ーチョウメ
	レンダイジ ニチョウメ
	レンダイジ 三チョウメ
	レンダイジ 四チョウメ
	レンダイジ 五チョウメ
	レンペイチョウ
小木大門	
芸 華一丁日	ワカバ ーチョウメ
	ワカバ ニチョウメ
	ワカバ ニテョウメ ワカバ 三チョウメ
	ワカバ 四チョウメ
	ワカバ 五チョウメ
ロ 未ハ」 日	ワカバ 六チョウメ
	山室三丁目 山室四丁目 山室五丁目 山室六丁目 良町一丁目 良町三丁目 良町四丁目 良町五丁目

国民健康保険事業の取扱いについて (その1)

国民健康保健事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

国民健康保険事業の取扱いについて

1 国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する。 徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊木市の例に

徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例に より統合する。

2 国保健康づくり事業については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
21	国民健康保険事業の取扱い				
	1 国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	
	2 国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	

熊本市,富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会 国保料(税)率については、5年間の負担調整期間を設けることとし、その後熊本市の例により統合する徴収方式及び納期については、合併年度の次年度から熊本市の例により統合する 国保料(税)率等 小項目名 21 国民健康保険事業の取扱い 協議項目 調整方針

調整の具体的内容		税率等については、富合町の被保険者に対し、合併年度の次年度より5年間の負担調整期間を設け、年20%ずつ熊本市の水準に近づけることとする。なお、調整期間内に料率の改定を行なった時は、残りの年数で等分に負担調整割合を算定する。より統合する。より統合する。
況	冒 中 町	1. 税率等(平成 18 年度) ・ 区分 医療分 介護分・所得割 9.7/100 1.5/100 ・ 資産割 27,000円 8,000円・ 平等割 24,000円 2,500円・ 職課限度額 56万円 9万円 (H19.3.31) 加入者数 3.733人(1,697世帯) 2. 徴収の方式 「税方式」 3. 納期 6月~翌3月 10期
現	熊本市	1. 税率等(平成18年度) ・ 区分 医療分 介護分・所得割 10.4/100 1.9/100 ・ 資産割 25.800円 — 一・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
調	市町名	卡町別内容

熊本市·富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:健康福祉部会			調整の目体的由窓	中にいる体ではなり	施術団体との協議を要するが、熊本10枚追加 市の例により統合する。		
	小項目名 2 国保健康づくり事業		況	富合町	1. はり・きゅう・あんま助成事業 ・1 世帯について、年 15 枚、老人1人当たり 10 枚追加・1 回 1, 000 円の助成	※施術者ごとに町に請求	2. その他の保健事業・国保ヘルスアップ事業
	21 国民健康保険事業の取扱い	合併時に熊本市の例により統合する	現	熊本市	1.はり・きゅう・あんま助成事業 ・施術の回数:1人1日1回、年間80回以内 ・利用証を交付1回の施術において、 1,500円を助成(現物)	※施術者団体(2団体)が取りまとめて市に請求	 2. その他の保健事業 ・国保ヘルスアップ事業 ・人間ドック助成事業 ・疾病データ分析による健康づくり事業
	協議項目	調整方針	調査	市町名			市町別内容

協議第21号

国民健康保険事業の取扱いについて(その2)

国民健康保険事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

国民健康保険事業の取扱いについて

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

1 療養給付支払等基金の取扱いについては、合併特例区設置期間に、 ふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるもの

とする。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (国民健康保険事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
21	国民·	健康保険事業の取扱い				
	1	国保料(税)率等	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	
	2	国保健康づくり事業	健康福祉部会	第4回	第5回 継続	
	3	療養給付支払等基金	健康福祉部会	第5回		

作業部会名:健康福祉部会

1F未砂云石:健康宿住即五		田孝人田子公中於	間接の共体的込む	合併特例区設置期間にふるさと総合健診、腹部超音波検診等の保健事業の経費に充てるものとする。
小項目名 3 海泰給付支机等基金	· **	況	富 中 町	基金保有高(17年度末) 74,446,181円 1人当り基金保有高(17年度末) 19,815円
21 国民健康保険事業の取扱い			熊本市	が で で で で で で で で で で で で で で で で で で で
拉義項目	調整方針	調	市町名	卡町別内容

協議第23号

行政連絡機構の取扱いについて

行政連絡機構の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

行政連絡機構の取扱いについて

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

行政連絡機構の取扱いについては、富合町の合併特例区設置期間の 年度内を限度とし、その後、熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (行政連絡機構)

協議番号	^{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
23	行政連絡機構の取扱い				
	1 行政区・区長組織等(行政連絡員制度)	市民生活部会	第5回		

作業部会名:市民生活部会

<u>「不即台間」</u> (行政連絡員制度)	こより統合する	二十八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	間後の共体的と合	び各種周知事 富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行制度を維持 しながら、その後、熊本市の例により統合する。	※広報紙の配布方法についても、同 上の取り扱いとする。	務 月1日)		各種通達事項	
小項目名 1 行政区·区長組織等(彳	 維持するものとし、その後、熊本市の例	光	圖 小 四	行政事務の一部(行政文書の配布、掲示、及び各種周知事項等の周知伝達など)を委嘱している。	名称 嘱託員(22人) 根拠 富合町嘱託員設置規則 区域 行政区単位(22地区)	任期 自治組織代表者の期間区長が嘱託員を兼務職務内容 行政事務の一部を取り扱う報酬等 均等割:315,900円(年額)世帯割:2,200円×世帯数(算定基準日4月1	平成16年度決算 13,259千円 平成17年度決算 12,295千円 平成18年度予算 11,988千円	依頼している事務 ・行政文書等(広報紙含む)の配布、掲示及び各種通達事項 の周知伝達 ほか	詳細については、別紙比較表参照
23 行政連絡機構の取扱い	 富合町の合併特例区設置期間の年度内を限度として現行を維持するものとし、その後、熊本市の例により統合する	通	熊本市	行政事務の一部を取り扱う嘱託員は設置していないが、町内自治会等として届出により市長が認めた団体として、行政 項事務への協力をお願いしている。	名称 町内自治会(727人) 根拠 町内自治振興補助金交付規則に基づく届出制 根 区域 小学校区の一部 区域 小学校区の一部 (80校区・727町内自治会)	助の推進金委託契約締結		体頼している事務 ・行政文書等(広報紙含む)の配布 ほか	詳細については、別紙比較表参照
協議項目	調整方針	調	市町名			作 由 灵	位		

行政区・区長組織等の比較

	熊 本 市	富 合 町
名 称	町内自治会	嘱託員
	(町内自治会長)	(区長が嘱託員を兼ねる)
活動内容	・生活安全に関する活動	・生活安全に関する活動
	(交通安全、防犯防火等)	(交通安全、防犯防火等)
	・社会福祉に関する活動	
	(独居老人訪問、給食サービス)	
	・生活環境の整備に関する活動	・生活環境の整備に関する活動
	(町内清掃、害虫駆除、廃品回収等)	(町内清掃、廃品回収等)
	• 親睦活動	・親睦活動
	(スポーツ大会、あいさつ運動、夏祭り等)	(スポーツ大会、夏祭り等)
	・文化活動	
	(文化祭、バザー、広報誌作成)	
	・各種団体の活動への協力等	・各種団体の活動への協力等
	(社会福祉協議会、体育協会、	(社会福祉協議会、体育協会、
	交通安全協会等)	交通安全協会等)
組織の長又は	1. 契約により委託している業務	1. 嘱託員に依頼している業務
嘱託員に依頼	①行政文書等(広報紙含む)の配布	①行政文書等(広報紙含む)の配布、
する事務	(町内自治会長と委託契約を締結)	掲示及び各種通知事項の周知伝達
		②行政区域内の情報の把握
		③災害情報の収集、報告及び資料提
		供
	2. 協力を依頼している業務	2. 区長に協力を依頼している業務
	(手当等なし)	①町の各種行事、事業への参加
	①市の各種行事、事業への参加	②各種委員推薦(民生委員等)
	②各種委員推薦	③公共行事への協力
	(民生委員、国勢調査委員等)	(境界立会い、転作確認等)
	③公共行事への協力(境界立会い等)	④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推
	④ごみ置き場管理、ごみ減量化の推進	
	⑤交通安全運動、防犯運動協力等 	⑤交通安全運動、防犯運動協力等
		⑥里道、水路の管理

	熊 本 市	富 合 町			
根拠	町内自治振興補助金交付規則に基づく	富合町嘱託員設置規則			
	届出制				
区域	727町内自治会	22行政区			
報 酬	無	(年額)			
	(各世帯からの町費の中から会長手当を	均等割 315,900円			
	支給している町内自治会が大部分)	世帯割 2,200円×世帯数			
財政的支援等	自治振興補助金	行政区補助金			
	(自治会運営費の一部として助成)	無			
	・200 世帯以下 年額 60,000 円				
	・201~400 世帯 年額 65,000 円				
	・401~800 世帯 年額 70,000 円				
	- 801 世帯以上 年額 75,000 円				
	文書配布事務委託料	文書配布事務委託料 			
	(町内自治会等と委託契約を締結)	無(報酬に含む)			
	1 世帯 月額 60 円				
	熊本市防犯灯補助金	防犯灯補助金			
	・4/1 までに設置 2,000 円/1 灯	・電球の交換 10 割補助			
	・4/2~6/30 までに設置 1,500 円	・新設及び修繕 4割補助			
	・7/1~9/30 までに設置 1,000円	・電気代 4割補助			
	- 10/1~12/31 までに設置 500円	(実施主体:富合町防犯協会)			

協議第24号

電算システムの取扱いについて

電算システムの取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

電算システムの取扱いについて					
1 電算システムの取扱いについては、熊本市のシステムに統合するものとする。					

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (電算システム)

協議番号	^{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考		
24	電算システムの取扱い						
	1 基幹系システム	電算部会	第5回				
	2 情報ネットワークシステム	電算部会	第5回				
	3 個別システム	電算部会	第5回				

作業部会名:電算部会

拉籌項目	24 電質システムの即扱い	小項目名 1 基幹系システム	
I		-	
調整方針	熊本市電算システムに統合する。		
調	現	況	調整の具体的内容
	熊本市	富合町	
	基幹系システム・・・・住民基本台帳システム等の住民登録情民からである。業務ごとに独立して民サービスシステム。業務ごとに独立して業に則したシステムを構築しているため	住民基本台帳システム等の住民登録情報を基とした、戸籍、税、福祉、健康福祉等の基本的な住民サービスシステム。業務ごとに独立しているが、氏名、生年月日、住所等の住民情報を基に各事業に則したシステムを構築しているため住民生活に関連性が大きい。	
	1 業務名 総合行政情報システム		熊本市のシステムに統合する
	2 開発業者 富士通㈱	1 業務名 基幹電算システム	ものとする。
	3 稼働年月 業務別に昭和61年3月~	2 開発業者 ㈱日立情報システムズ	住民サービスに影響を及ぼす
	4 業務內容H18.4現在44業務稼働中(別紙稼働業務一	3 稼働年月 平成17年4月∼	ことのないよう、合併時に統合し
	覧参照)、汎用コンピュータを中心に業務サーバを組み合	4 業務内容 H18.4 現在 35 業務稼働中(別紙稼働業務	なければならないシステムを優先
		―覧参照)、クライアント・サーバ方式	し、統合を進める。住民サービス
			に大きな影響がなく、改修に時間
市町別	接続出先数	接続出先数	を要するシステムについては、既
区、	庁外ネット ビジネスイーサー・タイプロ	7 庁外ネット なし	存システムを並行運用し合併後
I	8 導入形態 JECC(株)レンタル(基幹系機器及び P.P を一	8 導入形態機器類については、日立キャピタル㈱と5年	に随時統合を進めるものとする。
	括賞借契約)、単年度契約(H18 年度より一部リースに		
		•	熊本県又は、宇城広域等一部
	9 処理方式 独自処理		組合で取り扱われている事務(シ
	10 保守 ハード:レンタル・リース契約に含む、ソフト:富士	11 H18 年度主な運用経費	ステム)については、各団体と調
	通㈱と一括維持管理契約	・委託料ハードウェア保守 756 千円	整するものとする。
	11 H18 年度主な運用経費	ソフトウェア保守 630 千円	
	·委託料維持管理	SEサポート 2,520 千円	
	136,752 千円	パッケージ使用 3,780 千円	※基幹系システム一覧(別紙1)
	オペレータ 23,522 千円ハンチャー 20,553 千円	・使用料及び賃借料機器類 13,012 千円	
	・使用料及び賃借料システムレンタル 675,453 千円		
	CVCF 装置 12,228 "		

別紙1

基幹系システムの統合について(各種業務別)

	熊本市			熊本県、宇城広域等 一
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
住民記録	住民票異動、登録、発行業務	住民記録システム	住民票異動、登録、発行業務	
住基ネットワーク	国機関への情報提供、統計業務	住基ネットワーク	国機関への情報提供、統計業務	
印鑑登録	印鑑登録、証明発行	印鑑登録システム	印鑑登録証明発行	
外国人登録	外国人登録、異動	外国人登録システム	外国人登録、異動	
戸籍情報総合	戸籍登録、異動、発行	戸籍情報システム	戸籍登録、異動、発行	
住居表示証明	住居表示証明書の発行	未導入	-	
行政基本	宛名管理	住登外管理システム	宛名管理	
固定資産税				
特別土地保有税	固定資産税の賦課、異動処理及び証明書の発行。		化二苯苯苯甲基甲甲基苯苯苯甲甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲基甲	
固定資産税家屋評価	賦課地の地図情報など賦課情報は収納システムと 演権	固定資産税システム	回足貞性仇ひ恥誅、無劉処理及ひ証呪書の光 行。賦課情報は収納システムと連携。	
固定資産税地図情報	埋烤。			
カ 固定資産税異動管理				
市·県民税 市民税課税支援	市・県民税の賦課、異動及び証明書の発行。課税資料のファイリング。賦課情報は収納システムと連携。	個人住民税 税申告受付システム	町・県民税の賦課、異動及び証明書の発行。申告書の受付、税計算システム。賦課情報は収納システムと連携。	
法人市民税	法人住民税の賦課、異動。賦課情報は収納システム と連携。	法人住民税	法人住民税の賦課、異動賦課情報は収納シス テムと連携。	
軽自動車税	軽自動車税賦課、異動。賦課情報は収納システムと 連携。	軽自動車税システム	軽自動車税賦課、異動。賦課情報は収納シス テムと連携。	
諸税管理(入湯税・事業所 税たばこ税)	入湯税、事業所税、たばこ税の賦課、異動。 賦課情報は収納システムと連携。	未導入	-	
市税基本	税業務の宛名管理システム。	未導入	1	
税務ファイリング	税各業務の資料電子管理。	未導入	1	
税収納管理 市税収滞納支援 諸税収納	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、法人市民税、諸税の収納管理、及び滞納管理。各種納税証明書の発行。	収納管理システム 滞納管理システム	固定資産税、軽自動車税、市・県民税、法人市民税、諸税、国民健康保険税、介護保険税の収納管理、及び滞納管理。各種納税証明書の発行。	

	熊本市		富合町	熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
未導入	ı	集合3税システム	10期に期割した住民税(普徴)固定資産税、国保税を期毎に括り合わせて管理するシステム。各税の更正結果を随時反映する。収納状況については、収納管理システムで行う。	
国民健康保険 老人医療 保険料収納支援システム	国民健康保険、老人医療の資格異動、賦課異動、給付異動、収納異動、納付異動。	国民健康保険(資格)(税)シス=ム と 老人医療システム	国民健康保険、老人医療の資格、異動、給付 異動、照会、報告・統計、被保険者証の発行、 老人医療受給者証、年齡到達者一覧、受給者 異動整理簿、保険加入別異動状況、月報、減額認定者一覧、特定疾病者一覧、負担区分別一覧	
介護保険	介護保険料の保険料算出、異動。収納管理は保険 料収納支援システムで管理。	宇城広域連合 介護保険システム	被保険者の資格管理、介護保険の適用除外者 管理、資格管理機能での登録内容全般照会、 認定申請管理、受給者管理、保険料納付管理、給付実績管理	宇城広域連合
老人福祉事務		未導入	ı	
貸付統合	住宅建設、高齢保健福祉課、地域保健福祉課、障害 保健福祉課の貸付償還	未導入	_	
国民年金	異動処理、照会、拠出照会	国民年金システム	異動処理、照会、受給年金登録 照会	
児童手当	2請求、改定届、受 に対する支給、受	児童手当システム	児童手当の認定申請・額改定認定請求、改定 届、受給事由消滅、未支払請求、現況届に対す る支給、受給者台帳を管理。	
ひとり親医療事務	ひとり親家庭等医療助成の支給、証書の発行、現況 届の発行	※未導入	40.5	熊本県少子化対策課
乳幼児医療	乳幼児医療費助成制度受給資格の取得・変更・ 喪失及び振込口座の登録。	健康管理システム 乳幼児医療システム	乳幼児医療費助成制度受給資格の取得・変 更・喪失及び振込口座の登録。	
母子寡婦福祉資金貸付金	母子寡婦福祉資金の貸付償還管理	※未導入	- #	熊本県少子化対策課
障害福祉	障害者手帳、さくらカードの交付等	※未導入) 	(障害者手帳) 熊本県身体障害福祉課
障害者支援費	施設入所、デイサービスの給付等	未導入	-	
保育所管理	保育所の入所、退所・保育料・収納・運営費管 理	保育料システム	保育所の入所、退所・保育料・収納・運営 費管理	
生活保護	生活保護に関するケースの情報を登録・管理	※未導入	Ч ш.;	熊本県社会福祉課
下水道水洗化貸付金	下水道水洗化貸付金の貸付償還に関するシステム	未導入	ı	
下水道使用料	下水道使用料の賦課、異動処理、収納管理	下水道使用料システム	下水道使用料の賦課、異動処理、収納管理	

	熊本市		富合町	熊本県、宇城広域等 一部組合取扱いシステム
システム名	業務内容	システム名	業務内容	
下水道受益者負担金	下水道受益者負担金の賦課、異動処理、収納管理	下水道受益者負担金システム	下水道受益者負担金の賦課、異動処理、収納 管理	
市営住宅管理	異動処理、照会、駐車場、 異動処理、駐車場照会、 mocete m	住宅使用料システム	異動処理、照会、家賃管理	
	初 %貝官理			
土木積算	工事発注を行う際の工事金 額の積算及び設計書の作成	下水道積算システム 農業土木積算システム	下水道・農業土木の工事発注を 行う際の工事金額の積算及び設 計書の作成	
選举事務	一般選挙事務に関する管理 (選挙人名簿の管理等) 農業委員会、有明漁業調整員 選挙事務に関する管理 検察審査員を選考する処理	選挙システム 農業選挙システム	一般選挙事務及び農業委員会選 挙事務に関する管理 (選挙人名簿の管理等)	
学校教育	を基に、小中学校の	学校教育システム	小中学校の修学に関連する諸業務	
※保健福祉総合連携	福祉事務システムの総合窓口 (平成20年4月より稼動予定、一部稼動) 別紙2	※健康管理システム	別紙2	

保健福祉関係システムについて

		保健福祉情報システム			健康管	管理システム等
		熊本市				富合町
	システム名	事業名	総合行政 情報システム	新規	事業の有無	システム化の有無
	総合相談	総合相談窓口 情報提供		0	無無	
	保育	保育	0		有	基幹システム
	貸付	母子寡婦福祉資金貸付	0		有	熊本県
	医療費助成	母子家庭医療費助成	0		有	基幹システム
05	子育て医療給付	未熟児養育医療			無	熊本県
		自立支援医療費(育成医療) 小児慢性特定疾患治療研究			無 無	熊本県 熊本県
		小児慢性特定疾患児日常生活		0	無無	熊本県
		用具給付 特定不妊治療費助成				
06	(医療費助成)		0		<u>無</u> 有	熊本県 健康管理システム
	(手当1)	児童手当	Ö		有	基幹システム
	(手当2)	児童扶養手当		0	有	熊本県
09	子育て支援	子育て短期支援利用			有	台帳管理
		乳幼児健康支援一時預かり		0	無	_
		助産施設入所措置			無	_
40	(介護保険)	産後ホームヘルプサービス事業	_		無	
	高齢者福祉	<u>介護保険</u> 在宅高齢者緊急通報システム	0		有 有	宇城広域連合 宇城広域消防本部
' '	印刷出出出	ひとり暮らし高齢者訪問			無	于姚丛坞/月初本印
		寝具乾燥サービス			無	_
		日常生活用具給付			無 有 有	台帳管理
		高齢者住宅改造費助成		0	有	台帳管理
		住宅改造居宅介護支援員派遣			無	_
		生活管理指導員派遣(ヘルパー)			有	台帳管理
		生活援助型デイサービス			無有	台帳管理
		満百歳表彰 敬老祝い品支給	0		1 有	台帳管理
		養護老人木一厶入所措置			有	台帳管理
		生活管理指導短期宿泊(ショートステイ)			有	台帳管理
		高齢者介護用品支給		0	有	台帳管理
		家族介護者リフレッシュ			無	-
		介護予防事業			有	台帳管理
12	手帳交付管理	身体障害者手帳交付		_	有 有	熊本県
		療育手帳交付		0	有	熊本県
10	障害者福祉	精神障害者保健福祉手帳交付			有	熊本県
13	14 百 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13 13	日常生活用具給付費 補装具給付費		0	有有	健康管理システム 健康管理システム
14	更生医療給付	自立支援医療費(更生医療)		0	有	台帳管理
	障害者手当	特別障害者手当等給付事業		0	有	熊本県
		特別児童扶養手当等給付			有	熊本県
	障害福祉サービス	障害福祉サービス		0	有	個別システム(NIC)
	(医療費助成)	重度心身障害者医療	0		有	基幹システム
18	障害者支援	心身障害者福祉タクシー経費 障害者住宅整備費助成			無	台帳管理
		<u>障舌有性毛垒偏負助风</u> 身障者自動車改造費助成			<u>有</u> 有	台帳管理
		<u> </u>		_	有	台帳管理
		身障者福祉電話設置経費	ł	0	無	-
		身障者緊急通報システム経費			無	-
		訪問入浴サービス事業経費			無	_
	with 13 (c) (도 · =	有料道路割引			有	_
	精神通院医療 (生活保護)	自立支援医療費(精神通院)		0	有	熊本県
20	(工/1) 体设/	生活保護	0		有	宇城福祉事務所

		保保	建福祉情報システム			健康管	言理システム等
			熊本市				富合町
	システム名		事業名	総合行政 情報システム	新規	事業の有無	システム化の有無
21	貸付金		災害弔慰金及び災害見舞金の 支給並びに災害援護資金の貸		0	有	台帳管理
	さくらカード管理		さくらカード	〇 帳票出 力のみ	0	無	_
23	健康管理	<成人保健>	基本健康診査(20歳からの生活 習慣病予防健診含む)			有	健康管理システム
			女性健康診査			無	_
			骨粗しょう症健診 人間ドック	-		無無	-
			がん検診(胃・子宮・乳・肺・大 腸・肝臓)(精検含む)	-		有	健康管理システム
			訪問指導(成人保健·障害者·難病·高齢者·認知症高齢者·精神保健福祉指導)		0	有	健康管理システム
			健康相談(成人保健·障害者·難病·高齢者·認知症高齢者·精神保健福祉·社会復帰)			有	健康管理システム
			健康教育(成人保健・高齢者健 康づくり・精神障害者家族教室・ 薬物依存症家族教室)			有	健康管理システム
		<母子保健>			I		11 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1
			母子健康手帳交付	_		有	健康管理システム
			妊婦健康診査			<u></u>	健康管理システム
			3か月児健康診査 7か日児健康診査	=		有 有 有 有 有	健康管理システム
			7か月児健康診査 1歳6か日児健康診査(特健会			有	健康管理システム
			1歳6か月児健康診査(精健含 3歳児健康診査(精健含む)			17 左	健康管理システム 健康管理システム
			乳幼児経過観察健康診査			有	台帳管理
			2歳児フォロー		0	有	台帳管理
			心理相談			無	- 1010日生
			心理フォロー教室			無	_
			訪問指導			有	健康管理システム
			健康相談			有	台帳管理
			健康教育			有	台帳管理
	※熊本市では実施		児童虐待防止対策			有 有	台帳管理 台帳管理
		<発達相談> <栄養>	こどもの発達相談		0	無	_
		へ木食ノ			0	有	台帳管理
		<歯科>	歯科保健				台帳管理
24	予防接種管理		BCG			有 有	健康管理システム
4	. 100,014 11-4		ポリオ	†		有	健康管理システム
			二種混合	1		有	健康管理システム
			三種混合	1	0	有	健康管理システム
			<u>ー性に日</u> 麻しん	=		有	健康管理システム
			風しん	1		有	健康管理システム
			日本脳炎	1		有	健康管理システム
			麻しん風しん混合	1		有	健康管理システム

※保健福祉情報システム

作業部会名:電算部会

				トイピイン・モギョン
協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	2 情報ネットワークシステム	
調整方針	熊本市電算システムに統合する。			
調	第	兴		調整の具体的内容
	熊本市		富合町	
	情報ネットワーク・・・インターネット(電子メールやホー電子申請受付などの市民サービ)情報基盤。	ムページなど)? スの向上および	・・・インターネット(電子メールやホームページなど)を利用した市民等に情報の提供や収集、電子申請受付などの市民サービスの向上および行政事務の高度・効率化を目的とした情報基盤。	
に 内 町 存	1 システムの名称 熊本市情報ネットワーケシステム (C ネット) 2 運用開始時期 平成13年4月 3 整備状況(施設数)H18年度末現在265ヶ所 (内小・中学校、保育園、幼稚園、共同調理場161ヶ所会) 4 PC設置状況(C ネット接続分) 4,120台5 利用アプリケーション数全庁:18 部門:296 インターネット接続状況 有7 LGWANとの接続状況 有7 LGWANとの接続状況 有8 出先機関との通信回線種別ビジネスイーサ・タイプ I 10/100Hbyte/s9ネットワーケアカウント付与対象者職員・再任用職員・県費職員の一部・国、県からの派遣職員	1 システムの名称 信 2 運用開始時期 3 整備状況(施設数) H18 度末現在6ヶ戸(公民館) 老人ホー 4 PC設置状況 100 5 利用アプリケーション 全庁:6 部門:10 6 インターネット接続状 7 LGWANとの接続状 8 出先機関との通信回自設光ファイバー・ー ISDN 回線(老人ホー	システムの名称 情報系ネットワークシステム 運用開始時期 平成15年4月 整備状況(施設数) H18 度末現在6ヶ所 小・中学校、体育館、図書館(公民館) 老人ホーム PC設置状況 100台 利用アプリケーション数全庁:6 部門:10 インターネット接続状況 有出先機関との通信回線種別自設光ファイバー・一部ISDN 回線(老人ホーム) rSDN 回線(老人ホーム) オットワークアカウント付与対象者 職員	熊本市の情報ネットワークシステムを富合町の各施設に拡張する。

作業部会名:電算部会

協議項目	24 電算システムの取扱い	小項目名	3 個別システム	
調整方針	熊本市システムへ統合する。			
調	超	兴		国数の目状的由恋
市町名	熊本市		富 合 町	中には水水の地域
	個別システム・・・基幹系システム(住民生活に直接関わるもの)以外の各業務システム。 独自事業による外部委託で開発したシステム(一部、住民生活に関するものを含む)。 庁内の内部業務で使用するシステム。	接関わるもの)以外の各業務システム。 したシステム(一部、住民生活に関する テム。	務システム。 生活に関するものを含む)。	熊本市のシステムに統合する ものとする。
	別紙3	別紙3		住民サービスに影響を及ぼすことのないよう、合併時に統合しなければならないシステムを優先し、統合を進める。住民サービスに大きな影響がなく、改修に時間を要するシステムについては、既存システムを並行運用し合併後に随時統合を進めるものとする。 熊本県又は、宇城広域等一部組合で取り扱われている事務(システム)については、各団体と調整するシステムについては、現存システムを立ては、現存を重要にでしている事務(システム)については、各団体と調整するものとする。

別紙3

個別システム一覧

im	熊本市		富合町	1947年代の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の
システム名称	システム業務概要等	システム名称	ンステム業務概要等	昌合町以外の協議か必要な機関
熊本市総合文書管理システ ム	文書の受付・収受から保管・保存までの文書のライフサイクルを管理。起案された文書を引きれた文書を引継ぎ、電子的に決裁。重要文書を取り込みアクセス管理、版管理による文書の原本保証。	ı	ı	I
熊本市電子例規システム	熊本市例規の電子データベース化、各種 検索・出力機能の作成、法令データベース とのリンクの作成、例規改正原義の管理。	自治体総合情報データベース	富合町例規の電算データベース化、各種 検索、新旧対照表作成、現行法規の検索	-
熊本市電子入札システム 契約事務システム	電子入札・契約事務・入札情報公開サービスシステム システム 情報を電子化し、インターネットを利用することにより、受注者双方においても業務の 効率化を図り適正な入札を実施するもの。 また、入札案件、入札結果、有資格者情報 等を受注者および市民へかケーネットで公 開するもの。	ſ	ſ	ſ
職員健康管理システム	熊本市職員の労働安全衛生規則44条に 基づく定期健康診断等の検診結果を個人 ごとデータにより管理。	-	_	-
公民較差算出システム	各都道府県・政令市・特別区・熊本市及び和歌山市の人事委員会では毎年9月から10月にかけて、職員の給与等に関する報告及び勧告(給与勧告)を実施している。当該給与勧告の際の基礎資料を得るため、職員給与と民間従業員給与の分析、比較を行なうためのシステム	ſ	ſ	ſ
緊急防災情報ネットワークシ ステム	熊本地方気象台から、警報,注意報などの 気象情報取得			_
熊本市防災情報システム	災害時被害情報の一元管理			_
防災気象情報提供	気象衛星を利用した気象情報取得(台風, 降水量、アメダス)			_
熊本市会議録検索システム	熊本市議会本会議録及び委員会会議録の 検索・閲覧システムで庁内LAN及びインタ ーネットIこて利用	1	-	-
開票集計システム	開票集計システム、選挙事務従事者管理 システム、在外選挙人管理システム	ı	I	ı

<u> </u>	龍本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	昌台町以外の協議か必要な機関
熊本市職員情報システム	人事・給与・勤怠等の職員情報を管理する。職員自身を情報の発生源とし、情報の集約化を図り、ペーパレスを基本とする。	人事管理システム 給与管理システム	職員基本更新、採用入力、休退職発令等の職員情報管理 給与台帳、給与支給明細書、支給項目集 計表 控除項目集計表、期末勤勉支給調 書、金種表 給与振込依賴書、個人別支出 科目一覧表 支払先別控除明細書、個人 別控除明細書、年末調整閱連、共済帳票 閱連	I
地方公務員等共済組合連合会 及び全国市町村職員共済組合 連合会が開発したシステム	①年金の計算及び支給データ作成②年金相談③基礎年金番号を基礎とした情報交換④育児介護休業手当金の計算及び支給データ作成⑤貸付償還管理⑥共済組合経理事務⑦住基ネット、介護保険料特別徴収処理	地方公務員等共済組合連合会及び 全国市町村職員共済組合連合会が 開発したシステム	①年金の計算及び支給データ作成②年金相談③基礎年金番号を基礎とした情報交換④育児介護休業手当金の計算及び支給データ作成⑤貸付償還管理⑥共済組合経理事務⑦住基ネッハ、介護保険料特別徴収処理	I
公有財産管理システム	熊本市の公有財産(土地・建物)の台帳管 理	1	_	-
	予算編成、予算管理、資金管理、基金管	起債管理システム	起債管理業務	T
熊本市財務情報システム	理、備品管理、公有財産管理、決算管理、 決算統計、共通経費管理、起債管理、旅費 管理等の熊本市の一般・特別会計の予算 編成から執行に関する予算全般の業務を 行うためのシステム。	財務会計システム (ピカソシステム)	予算編成、予算管理、資金管理、決裁管理、決算統計等の一般・特別会計の予算編成から執行に関する予算全般の業務を行なうためのシステム	1
統計業務支援システム 統計資料提供システム	総務省が開発した国勢調査の単位区等境域情報(CMS)に地図データを整合させ、統計調査印管理情報、調査区設定・調査区地図作成等データベース管理システム行政資料の管理・検索、人口統計表の作成	1	-	1
熊本市市民の声データベス システム	熊本市政に係る提案、要望、相談等(市長への手紙、私の提言、要望相談記録を含む)の情報を共有し、より迅速な対応や各種背策へ反映させるためのシステム	ı	-	T
熊本市ホームページ 熊本市ホームページ各課入 カシステム	ホームページ用コンテンツ管理システム PC用・携帯用ホームページの作成・修正・ 句会機能を持つ。	富合町ホームページ	ı	1
計量検査管理システム	計量器定期(集合・所在)検査の台帳管理、計量工による代検査・適性計量管理事業所等の検査の合帳管理 立入検査実施台帳管理 也	I	I	熊本県産業技術センター

システム名称シス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・	システム業務概要等 ①複雑化、多様化、広域化する消費者被害等に対処するため、国民生活センターをコ			中に スケワ 活躍力/シガス (新東)
	様化、広域化する消費者被害 ため、国民生活センターをコ	システム名称	システム業務概要等	
	ンピュータネットワークで結び、消費生活相 談のデータ送信及び情報の検索等を行う。 ②相談カード作成負担の軽減や情報共有 の迅速化を図るため、消費生活相談の内 容を直接パソコンに入力する。	í	I	ı
	放課後児童健全育成事業の児童や保護者 情報などの管理及び負担金の収納管理 児童育成クラブ指導員の給与管理	ı	I	I
B	会員情報をデータベース化し、随時にデータ の検索、集計等を行う一連の援助活動業 務をパソコンで処理する。	-	I	I
総合女性センター 書管理機能、貸に 総合女性センター図書管理 計処理機能を有: 計処理機能を有: 対ステム 会カードにより蔵 会カードにより蔵 ーズに行うもの。	総合女性センターにおける図書資料の蔵書管理機能、貸出管理機能、利用状況統書管理機能を有するシステムにより、利用者が検索端末で容易に蔵書を見つけ、登録カードにより蔵書の貸出し、返却をスムーズに行うもの。	-	I	1
地籍調査の成 の座標値等)? 地籍情報を有	地籍調査の成果(地籍図根点及び筆界点 の座標値等)を記録・保管することにより、 地籍情報を有効活用する。	地籍管理システム	地籍調査の成果(地籍図根点及び筆界点 の座標値等)を記録・保管することにより、 地籍情報を有効に利活用する。	1
会的個人認証システム 請、県から発	電子証明書の発行受付(受付業務、県へ申請、県から発行)	公的個人認証システム	電子証明書の発行受付(受付業務、県へ申請、県から発行)	I
厚生労働省の ムによる全国(ス化等) 情報 センター(ホー 民、関係機関 こ感染症の疾	厚生労働省の感染症発生動向調査システムによる全国の還元情報を解り易い(グラフ化等)情報に解析し、熊本市感染症情報センター(ホームページ)に掲載、また、市民、関係機関(医療機関、学校、保育園等)に感染症の疾患の詳細に情報を提供する。	-	ſ	宇城地域振興局 熊本県健康危機管理課
医療機関から 結核・感染症発生動向調査 月報により収り システム 生動向システ	医療機関からの感染症発生状況を、週報・ 月報により収集し、厚生労働省の感染症発 生動向システムに入力し、その後、全国の 感染症報告を医療機関等に還元する。	-	_	宇城地域振興局 熊本県健康危機管理課
か護老人台帳 高齢者基本情報システム 査表入力、介 ネージメント	介護老人台帳表示、老人福祉サービス調 査表入力、介護老人基本情報画面、ケアマ ネージメント	-	-	1

445	熊本市		富合町	
システム名称	システム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	昌台町以外の協議か必要な機関
育成医療等事務システム未 熟児養育医療・小児慢性特定	5ヶ所の保健福祉センターと本庁間を専用 回線で結び、各保健福祉センターで申請内 容を入力し本庁で決定・登録、受給者証の 発行を行っている。また、本庁では、医療費 請求のレセプトデータを取り込み、統計の出 力を行っている。	1	ſ	宇城地域振興局保健福祉課 熊本県健康づくり推進課母子保 健班
児童扶養手当システム	手当支給、証明書発行、現況届発行、各種 通知書発行	ſ	ſ	宇城地域振興局 保健福祉課 熊本県少子化対策課
食肉衛生検査システム	熊本市食肉センターで"と蓄"された牛、馬及び豚等の検査結果を入力し、病気の種類を統計的に処理できる。検査の結果、不合格になった豚等の廃棄通知書などをプリントアウトできる。	I	-	1
熊本市生活衛生施設管理シ ステム	生活衛生関係諸法に拠る営業許認可に伴う施設情報を電算処理(電子台帳)するもの。 相談・事前指導→申請等→電算入力→審査、調査等→変更・廃止等入力→許可証等出力の一連の業務を処理。また、監視等業務のための台帳検索と各種統計処理を行う。	ſ	ſ	宇城地域振興局 衛生環境課 熊本県健康危機管理課
動物管理システム	熊本市における犬の所有者および飼犬の 情報、転出転入、住所変更、死亡犬登録、 狂犬病予防注射の履歴等を総合的に管理 し、登録原簿の出力を行なう	蓄犬管理システム	富合町における犬の所有者および飼犬の情報、転出転入、住所変更、死亡犬登録、狂犬病予防注射の履歴等を総合的に管理し、登録原簿の出力を行なう	1
医療施設管理システム(薬務情報システム(薬務	熊本市にある医療関連施設や薬事関連施設について、施設・人員・申請内容・監視結設について、施設・人員・申請内容・監視結果等の情報が収められており、各種の申請薬・日本・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	I	l	宇城地域振興局 保健福祉課 熊本県医療政策室
公害法令対象事業所管理シ ステム	公害関係法令(大気汚染防止法、水質汚濁 防止法等7法令)に規程する特定施設及び 特定事業場等に関する情報管理	-	-	熊本県環境保全課
大気汚染監視テレメータシス テム	大気汚染測定局(7局)から電話回線を通じて測定データを収集し、中央監視局(市役所内)において編集・整理等及び県へのデータ送信を行なう	I	I	I

	熊本市	How the second	富合町	一 日本学 単一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
システム名称	ンステム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	畠口町女外の加悪が必安々徳渓
熊本市し尿・浄化槽管理シス テム	くみ取り便槽、浄化槽の設置届出情報、管、理情報及び地理的情報管理、各種統計等を行なう。	-	I	熊本県宇城地域振興局 衛生環 境課
造林補助金システム	森林整備 (植付、下刈、間伐等)の実施に 伴う補助金申請書の作成	_	-	_
地下水採取量統計システム	熊本市地下水保全条例に基づき、届けられた井戸の採取者、揚水設備、使用状況等の台帳管理。年間の井戸水採取量の統計処理理	-	I	I
大型ごみ収集支援システム	大型ゴミの事前申込・戸別収集に対応する ため、地図データを利用し、受付内容の登録・収集指示書の出力・収集結果の登録等 を行なう。また、ステーション情報の管理、統計処理等。	I	I	字土・富合清掃センター
廃棄物・リサイクル管理シス テム	「生ごみ堆肥化容器助成制度」「家庭用生ごみ処理機助成制度」の指定店、申請者管理。事業系ごみ減量化指導事業のデータ管理。一廃・産廃処理業許可業者管理、PCB保管事業者管理、多量排出事業者管理。	T.	I	熊本県廃棄物対策課
観光案内標識管理システム	熊本市に広く点在している観光案内標識等 のデータベース化を図ることで効率的な観 光案内標識整備を行う。	-	_	I
農地等情報管理システム	農地台帳。農家台帳、転用台帳管理	農家基本台帳システム	農家台帳管理	I
中山間地域等直接支払管理システム	中山間地域振興事業対象となる、農用地 団地の管理を行う。 ・農用地団地の作画や距離、面積、斜度等 の測定 ・耕作者、耕作状況、地番、面積等の情報 管理 ・情報出力(帳票、地図)	I	I	1
水田情報管理システム	農業者水田台帳の管理。集計、交付金及 び帳票印字等	水田情報管理システム	農業者水田台帳のデータ移行が必要か、 現課に尋ねる	I
熊本市制度融資電算システ ム	市内中小企業等が本市融資制度を利用した際のデータ(融資制度名や金額等)を正確に管理し、金融機関等かたの問い合わせに迅速に対応するとともに、事務の効率化を図る。	I	I	I

H	熊本市		富合町	1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1
システム名称	ンステム業務概要等	システム名称	システム業務概要等	串百町 以外の 協議が必安々俄選
営繕積算システム	営繕工事における単価作成・工事内訳書 作成を行なう積算システム	1	-	1
熊本市公共建築物施設管理 台帳システム	市所有の施設の建設。維持管理に関する 情報を標準化・電子化するなど、適正に管 理して、建物の長寿命化やライフサイクルコ ストの最小化、あるいは建物で使われるエネルギー消費や環境負担の最小化など、建物	1	-	I
下水道施設台帳システム	浄化センターの機器設備を適切に管理し、 施設の維持管理に不可欠な新設、改造・改 築を適正に行うもの。	-	-	-
下水道台帳管理システム	下水道管渠情報を地図上で空間データとし て管理する地理情報システム	-	-	_
熊本市下水道事業企業会計 システム	地方公営企業法による企業会計システム	-	-	-
地図情報庁内閲覧システム	国土基本図、航空写真等を市役所内イント ラネットワーク(cネット)を利用して閲覧する もの	-	-	ı
都市計画データ管理システ ム	都市計画に関するデータ管理 用途照会・各種申請管理・開発許可位置管 理・開発許可位置タッテパネル	1	-	1
都市計画図書デジタルファイリング	都市計画の図書 (地域地区及び都市施設) を図面読取装置により電子ファイル化する ことによって、老朽化した図書の適正な保 存及び使用による破損を防止し、さらに電 イファイル化された図書を「都市計画図書 デジタルファイリングシステム」に登録する ことにより、閲覧に迅速に対応する	1	I	I
道路台帳閲覧システム	・GIS上から市道・里道・水路の立会い記録の閲覧・交付 ・基準点及び境界点の測量成果、道路台 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	法定外公共用財産システム	法定外公共物譲与申請(特定)図面の閲覧 (法定外公共物の管理)	I

7	熊本市		富合町	田外、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土土、土の、土の
システム名称	システム業務概要等	システム名称	ンステム業務概要等	畠口門 以外の加悪が必安は筬渓
地権者管理システム 用地補償管理システム	用地事務に関する業務の一部をシステム 化することにより、的確な処理を実施し、効 率化を高めることを目的とする。システムに ついては、次の5本から構成される。 1.用地事務管理システム 2.土地評価システム 3.補償事例検索システム 4.建物調查委託設計積算システム 5.申請図面作成システム	t.	ſ	I
管路情報システム	市内全土の水道施設情報や給水顧客情報 の電子化を行い、地図情報と一体化するこ とによって、最新情報を正確かる迅速に提供し、市民サービスの向上を図る。	ı	I	1
管路積算システム	水道事業に関する工事のうつ管工事の積 算業務のシステム化を図るとともに、関連 する検査や資料等の情報を適正管理し、工 事積算業務の効率化を図る。	-	ı	1
熊本市地域教育情報ネットワ ークシステム	市教育センターをネットワークセンターとして、各学校と生涯学習施設を結んでいるシステム	I	-	I
熊本市立図書館ネットワーク	熊本市立図書館と15公民館図書室の蔵書 管理、貸出・返却管理、利用者管理等の一 元化とインターネットによる図書検索、貸 出、予約の管理を行なう。	: 図書システム (ハイパーネットワ <i>ーク</i>)	とみあい図書館蔵書管理、貸出・返却管理、利用者管理等を行なう	1
熊本市体育施設案内・予約 システム	インターネット・携帯インターネット・街頭端末(21台)・電話・FAXにより体育施設の予約や抽選申し込みができる。料金は口座引落となる。	富合町体育施設案内システム	インターネット・街頭端末(3台)により予約 状況検索	1
消防防災VPN端末	VPNを用いたインターネット接続により消防 庁と各種情報を送受信するもの。	1	_	宇城広域消防本部
携帯メール119番受信装置	聴覚障害者等から携帯メールにて119番を 受信する装置	I	_	宇城広域消防本部
消防司令管制システム	119番着信から消防隊現場到着までのさまざまな処理をコンピュータにより処理するととむに、現場や関係関係への迅速確実な情報提供等の消防業務の効率的な運営を図るもの。	-	I	宇城広域消防本部

協議第29号

窓口業務の取扱いについて

窓口業務の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

窓口業務の取扱いについて

- 1 窓口業務のうち勤務時間外の対応の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する(時間外及び土曜日、日曜日、祝日の戸籍届けの対応については、熊本市役所本庁舎のみの受付とする。)。
- 2 窓口業務のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により 統合する。
 - 印鑑登録事務
 - ・ 住民基本台帳カード交付事務

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (窓口業務)

協議番号	^{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
29	窓口業務の取扱い				
	1 勤務時間外の対応	総務部会	第5回		
	2 印鑑登録事務	市民生活部会	第5回		
	3 住民基本台帳カード交付事務	市民生活部会	第5回		

作業部会名:総務部会

		=		모네 (사이 그 모네 무리
協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	1 勤務時間外の対応	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
調	現	況		三世 医二甲二甲二甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲
市町名	熊本市		富 合 町	闘産の表体的符合
	 時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 本庁舎のみ管財課守衛職員が時間外窓口で受付業務を行っている。 	 時間外及び 戸籍届けのみ ・午前8時30分 ニュアルに従 ・午後5時30分 な点があれば 	時間外及び土曜・日曜日・祝日 戸籍届けのみ 午前8時30分~午後5時30分まで日直(職員)が事務マニュアルに従って対応 午後5時30分~翌午前8時30分まで警備員が対応。不明な点があれば戸籍班に連絡がある。	合併時に熊本市の例により統合する。 あ。 時間外及び土曜・日曜日・祝日の戸 籍届け対応については、熊本市役所 本庁舎のみの受付とする。
市町別内容	 2. 受付時間の延長 転入・転出・転居などが多くなる3月末から4月初めにかけて、引っ越しなどの住民異動に伴う業務について、市庁舎の受付時間を延長します。 期 日 平成19年3月29日(木)~4月2日(火)※土曜・日曜日を除く 延長時間 午後7時まで 業務内容 転入・転出・転居に伴う諸手続き ※一部取り扱いができない業務あり 	 数当なし 		

作業部会名:市民生活部会

協議項目調整方針				
調整方針	29 窓口美務の取扱い	小項目名	2 印鑑登録事務	
はこれに	合併時に熊本市の例により統合する			
調	留	光		三日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日
市町名	熊本市		富 合 町	調策の共体的対象
卡町別内容	熊本市印鑑の登録及び証明に関する条例並びに施行規則 に基づき処理・登録の方法 ①本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認 を行う。 ・公的機関発行の顔写真付身分証明書により本人確認す る。 ・位の印鑑登録者の保証により登録する。 (申請書に保証人の登録印の押印が必要) ※保証人は公的機関発行の顔写真付身分証明書を持つ た方に限定し、登録申請人と共に窓口に来庁する。 ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させる ことで本人確認する。 ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させる ことで本人確認する。 ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させる ことで本人確認さする。 ・本人宛に照会書を送付し、本人宛に照会 書と代理人選任届(回答書提出用)を送付し、本人応 競意思の確認をする。その後、回答書と代理人選任届を 持参すれば登録できる。 ・印鑑登録の第 計画を録がステム。	□合田田鑑の登録及び記し、基づきの理 ・登録申請の確認 ・登録申請の確認 ・公的機関発行の顔写 ・公的機関発行の顔写 ・本人和に照会書を法 ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に照会書を送 ことで本人確認する ことで本人確認する ・本人宛に照会書を送 ことで本人確認する ・本人宛に照会書を送 ことで本人確認する ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に照会書を送 ・本人宛に開会書を送 ・本人宛に開会書を送 ・本人宛に開会書を送 ・本人宛に開会書を送 ・本人宛に開会書を送 ・本人宛に開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がに開会書を送 ・本人がは一面書を表 ・・本人がは一面書を表する。 ・持参すれば登録できる。 ・ は種登録の確認をする。 ・ は一部の確認をする。 ・ は一部を登録の第 ・ は一部を登録の第 ・ は一部を登録の第 ・ は一部を登録の注してもら ・ は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	富合町印鑑の登録及び証明に関する条例並びに施行規則に基づき処理 登録申請の確認 ①本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 ・公的機関発行の顔写真付身分証明書により本人確認する ・他の印鑑登録者の保証により登録する (申請書に保証人の登録印の押印が必要) ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認する ことで本人確認する 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書を代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認する 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書を代理人選任届を持参すれに登録できる。 可鑑登録原簿 カギ付耐火書庫に保管 可鑑登録原簿	熊本市の例により統合する。 合併前に富合町が発行した印鑑登 録配は合併後も有効とする。 ただし、本人の申出があった場合 は、旧登録配を返還のうえ、有料 (300円)で新しい登録配を交付する。

作業部会名:市民生活部会

	-			下来 即对在一个人工 中时
協議項目	29 窓口業務の取扱い	小項目名	3 住民基本台帳カード交付事務	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
調車	珀	況		细数の目体的中容
市町名	熊本市		富合町	調金の共体的内容
卡	住民基本台帳法、同法施行令及び同法施行規則に基づき処理。 ・申請の方法 (1本人申請の場合 申請書を提出してもらい、次の何れかの方法で本人確認を行う。 ・官公署が発行した顔写真添付の証明書により本人確認を行う。 ・本人宛に照会書を送付し、その後回答書を持参させることで本人確認を行う。 (2代理人申請の場合 申請書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届を提出してもらい、本人宛に照会書と代理人選任届を持参すれば交付できる。 ただし、申請及び交付共に代理人の場合は、顔写真付のカード活用 ・写真付のカードは交付しない。 現在のカード活用 ・写真付のカードの場合は、身分証明書としての利用。・住民票の広域交付、付記転出転入に利用。・公的個人認証サービスの電子証明書を格納することで電子申請に利用。	同本		熊本市の例により統合する。 合併前に富合町が発行した住民基 本台帳カードは合併後も有効とす る。(カードの裏面への記載で対応) ただし、本人の申出があった場合 は、旧カードを返還のうえ、有料 (500 円)で新しいカードを交付す る。その場合、本庁のみでの交付と なる。
	交付件数 5,999件(平成19年4月末)	交付件数 2.	24件(平成19年4月末)	

協議第30号

保健衛生事業の取扱いについて(その3)

保健衛生事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

保健衛生事業の取扱いについて

- 1 乳幼児健診のうち、乳児健診は、当分の間現行どおり存続する。 幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する。
- 2 組織育成(母子保健)については、合併後3年間は現行のままとし、 その後の取扱いについては新市において検討する。
- 3 5歳児相談については、当分の間現行どおり存続する。
- 4 集団予防接種については、当分の間現行どおり存続する。
- 5 下記の事業については、合併特例区の事業として実施する。
 - ふるさと総合健診
 - 腹部超音波健診
 - 健康まつり

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (保健衛生事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
30	保健	衛生事業の取扱い					
	1	女性健康診査	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	肺がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	3	胃がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	4	大腸がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	5	子宮がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	6	乳がん検診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	7	妊婦健診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	8	結核健診	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	9	インフルエンザ予防接種	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	10	個別予防接種	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	11	基本健康診査	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	12	乳幼児健診	健康福祉部会	第5回			
	13	組織育成(母子保健)	健康福祉部会	第5回			
	14	5歳児相談	健康福祉部会	第5回			富合町のみ
	15	集団予防接種	健康福祉部会	第5回			
	16	ふるさと総合健診	健康福祉部会	第5回			富合町のみ
	17	腹部超音波検診	健康福祉部会	第5回			富合町のみ
	18	健康まつり	健康福祉部会	第5回			

				下米 即对力 医液体性即为
協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	12 乳幼児健診	
調整方針	乳児健診は、当分の間現行どおり存続する 幼児健診は、合併時に熊本市の例により統合する			
調	現	況		国教一国朱的市资
市町名	熊本市		富 合 町	明定の表体的な存
	1. 乳児健診 対象者:3ヵ月児・7ヵ月児 場 所:委託医療機関 (************************************	1.乳児健診 対象者:3~4 場 所:雁回	乳児健診 対象者:3~4ヵ月児・7~8ヵ月児 場 所:雁回館(保健センター)	1. 乳児健診 富合町の集団健診は、当分の間現 行どおり存続する。
	、熊や巾を即去なひ巾辺隣の小近付寺に1を猿筬渕)回 数:通年(医療機関の診療時間内)	回 数:12回/年 月に1回 (1回あた)	3~7.7	
 C	委託料:乳児健診 5,350円 事務費 (市医師会) 1,065,066円	《育委託料:小児	※育児相談、保健・栄養指導等の実施 : 小児科医師 23,000 円/回 看護師賃金 2,220 円/回	
	 2. 幼児健診 対象者:1歳6ヵ月児・3歳児場所:各保健福祉センター回数:1歳6ヵ月児 毎週1回実施(東HCのみ週2回)3歳児 3歳児 	2. 幼児健診 対象者: 各個場 所: 雁回物: 1. 雁回数: 1. 藤四数: 1. 藤四多数: 1. 藤田多数: 1. 藤田多数: 1. 藤田多数: 1. 藤田多雅 3. 蒙雅 3. 蒙雅 3. 紫雅 4. 紫	幼児健診 対象者:各健診1回あたり15名程度 場 所:雁回館(保健センター) 回 数:1歳6ヵ月児 4回/年 3歳児 4回/年	2. 幼児健診 合併時に熊本市の例により統合 する。
	医師報償費:20,010円/回 栄養士 : 8,600円/回 歯科衛生士: 8,600円/回 心理相談員: 8,600円/回 看護師 : 8,600円/回 歯科医師:20,010円/回(東HCのみ)	小児科医師委託料 歯科医師費用弁償 歯科衛生士謝礼 臨床検査技師賃金 看護師賃金	託料:23,000 円/回 弁償:20,000 円/回 礼 : 5,000 円/回 賃金: 2,220 円/回 : 2,220 円/回	

				下米 即为 4 一角 8 面 4 即为
協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	13 組織育成(母子保健)	
調整方針	合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについてに	こついては新市において検討する	食討する	
調査	現	況		調整 一 目 体的 市 弥
市町名	熊本市		富 合 町	国軍の大体的では
	【子育て支援ネットワーク】 母子保健推進員による地域活動は実施していない。	【母子保健推進員】 推進員 :22月 活動報償費:14	母子保健推進員】 推進員 : 22 地区を 14 名の推進員で担当 活動報償費:1	合併後3年間は現行のままとし、その後の取扱いについては新市において始計する。
 	地域(校区)の特性に応じて「地域の子育て支援を地域で考え実践する」しくみを作るために、市内全小学校区内で子育て支援組織(子育て支援ネットワーク)を保健福祉センターの保健師が中心となり育成している。市民協働の取り組みの一つとして展開しており全校区(80校区)設置を目指している。設置を目指している。		(18 年度は 900 件で予算計上)	
国 民	〇組織 各校区毎に、自治会、社会福祉協議会・民生児童委員協 議会等の関係団体や保育園等の関係機関、子育て中の母 親等で構成されている。	〇組織 推進員は、 の推薦によ	組織 推進員は、お母さんたちと同世代の 30~40 代で、区長 の推薦により選定している。	
	〇活動・子育てマップ・機関紙等の発行・子育てサークルの開催・声かけ運動・その他子育て支援に関すること	〇活動 役場より健診、 推進員が声かけ 相談を受けたり パイプ役となっ	活動 役場より健診、教室等の個人通知を推進員宛に送付し、 推進員が声かけしながら配布している。また、子育ての 相談を受けたり、役場への情報を提供等、住民と役場の パイプ役となっている。	

		-		1. 大声な口・区外田田市は
協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	14 5歳児相談	
調整方針	当分の間、現行どおり存続する			
調査	現	況		国教の目休的内容
市町名	熊本市		富合町	剛定く大作が行
卡西別內容	数当なし	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	目 的 軽度発達障害児や身体異常、心の問題等を就学前に発見 し、適切な対応をすることで、就学後の問題を軽減、健康 の保持増進をはかる。また、子育て相談への助言・指導を 行ない、子育て支援につなげる。 対象者 毎 所 個回館(保健センター) 内 容 質問紙によるスクリーニング後、結果により臨床心理士よ る面接相談を行う。 スタッフ 臨床心理士2名(県児童相談所) 保健師(県保健所1、町1) 管理栄養士 平成18年9月より実施。現在4~5名をフォロー中。 平成18年9月より実施。現在4~5名をフォロー中。	当分の間、現行どおり存続する。

	-			15米即女石:健康相性即女
協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	15 集団予防接種	
調整方針	当分の間、現行どおり存続する			
調	現	況		調整の目体的内容
市町名	熊本市		富合町	間定の表体的符合
	1. ポリオ 回数: 毎年4月、10月(延91回) 対象者: 生後3~90ヵ月までの未接種者 場所: 保健福祉センター(5ヵ所)総合支所等(6ヵ所) ただし、2回目を受けるときに、保健福祉センターでの実施では90月を越える場合、海外渡航、 及び基礎疾患等で保健福祉センターでの接種が 困難な者等には市民病院で対応可。 平成16年度 12.994人 平成17年度 11,361人	2. B C G 数	ポリオ 回数:4回/年4、10月 対象者:生後3~90ヵ月までの未接種者 場所:雁回館(保健センター) 平成16年度 113人 平成17年度 122人 回数:6回/年 対象者:生後3~6ヵ月未満の未接種者 過 数:6回/年	当分の間、現行どおり存続する。
	場では、まないででイター(3 ケル) ただし、基礎疾患等で保健福祉センターでの接種が困難な者には市民病院で対応可。	M 20 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	雁回路(床嘘でノター) 平成16年度 92人 平成17年度 42人	
	平成16年度 8,246人 平成17年度 6,393人	以 及	平成 18 年度予算 ポリオ、B C G計 1, 246 千円	
	平成18年度予算 ポリオ、BCG 計19,212千円			

協議項目	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	16 ふるさと総合健診	
調整方針	合併特例区の事業として実施する			
調査	餁	況		調教の目 体的巾容
市町名	熊本市		富 合 町	調金の天体的合金
市町別内容	総合健診としては該当なし (基本健康診査とがん検診は各々実施)	ふるさと総合健診 (りんど ・対象者:40 歳~74 歳 ・個人負担金: 男性 (70 歳以上) 女性 (婦人がんむり70 女性 (婦人がんなり70 女性 (母人がんなり70 大腸がん、師がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大腸がん、一部がん、 大り・45・50・55・60・ (一番曲) 一十、一部が、 大腿が、 一部が、 一部が、 一部が、 一部が、 一部が、 一部が、 一部が、 一部	ふるさと総合健診(りんどうコース) ・対象者:40歳~74歳 ・個人負担金: 野性(70歳大) 男性(70歳大) 女性(婦人がんなし70歳未満) 5,600円 女性(婦人がんなし70歳未満) 7,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 3,600円 女性(婦人がんなし70歳以上) 3,600円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 女性(婦人がんなし70歳以上) 5,800円 大陽がん(便潜血検査)、超音波検診 大陽がん(便潜血検査)、超音波検診 子宮がん、乳がん(視触診+マンピラフィー) * 40・45・50・55・60・65・70歳で希望者は肝炎ウイルス 検査(5型 型)を追加受診できる。 個人負担金:1,000円 ・委託料:男性と偶数女性 18,921円 奇数女性 1方向 25,221円 奇数女性 1方向 25,221円	合併特例区の事業として実施する。 検診の種類については合併までに検 討する。

	30 保健衛生事業の取扱い	小項目名	17 腹部超音波検診	
合併特例	合併特例区の事業として実施する			
	現	況		調整の目体的内容
	熊本市		富合町	明宝の名字の句句
該当なし	7.5	腹部超音波検診		合併特例区の事業として実施する。
		• 対象者	: 19 歳以上	
		・実施期間	:9月頃5日間	
		•個人負担金:1, 500 円	1, 500 円	
		- 委託料	: 3,460 円	
		• 実施場所	:雁回館	
		· 委託先	:日赤健康管理センター	
		・受診者数(18	(18年度):8月 538名 5月 457名	

18 18 18 18 18 19 19 19					
	協議項目		小項目名	-	
(1.名 称 熊本市健康フェステバル (1.名 称 健康の里フェステバル (1.名 か 健康保険、生活衛生等 (1.23)、健康機能、体脂肪測定、展示 (2.無料検査 血液 尿・心電図等 (1.23)、健康保険、生活衛生等 (1.23)、健康発展・経療性を表 (1.23)、健康機能 (1.23)、健康(1.23)、健康機能 (1.23)、健康機能 (1.23)、健康機能 (1.23)、健康機能 (1.23)、健康機能 (1.23)、性療・用の (1.23)、性療・対・用の (1.23)、性療・対・用の (1.23)、性療・対・用の (1.23)、性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性療・性	調整方針	合併特例区の事業として実施する			
(1.名 称 熊本市健康フェステバル					
(1.名 称 熊本市健康フェステバル (1.名 称 健康の里フェステバル 2.月 日 10月 (第2土曜・日曜) (3.場 所 京本市中心部 (熊本県民交流館パレア) (4.内 容 年金 健康保険、生活衛生等 4.内 を 中金 (職権保険、生活衛生等 (4.内 容 年金 (職権保険、生活衛生等) (4.内 容 東本地間等) (5.素化交員会 熊本市、熊本県医師会、熊本市医師会、熊本市医師会 (1723)、健康相談、体脂肪測定、展示 (2)株職 (1723)、健康相談、体脂肪測定、展示 (2)株職 (2)まが、(4) (4)を表表 (1723)、健康和間流会など、(4) (4)を表表 (1723)、健康和間が (4)を表表 (1723)、健康和間が (4)を表表 (1723)、健康相談、体脂肪測定、展示 (2)体験・展示 (2)では、第本の一等 (3)を表表 (1723)、健康和談、体脂肪測定、展示 (2)を表彰、親子ふれあい遊び、エブロ (3)を業券 (2)をの (1723)、健康相談、体脂肪測定、展示 (3)を表彰、親子ふれあい遊び、エブロ (4)をの (4)を表 (4)をの (4)を表表 (4)を表表 (4)を表表 (4)を表表 (4)を表表 (4)を表表 (4)を表表 (4)を表示 (4)を表示 (4)を表表 (4)を表示 (4)を表表 (4)を表示 (現	況		調整の目体的市家
 1.名 称 熊本市健康フェステバル 2.月 日 11月1日~11月23日 3.場 所 熊本市中心部 (熊本県民交流館パレア) 4.内 容 (1.名 称 健康の里フェステバル 4.内 容 (2)無料検査 血液、尿、心電図 等 (3)体験・展示 アロマ、点字・手話、健康くまもと 21 活 り 等 (3)体験・展示 アロマ、点字・手話、健康くまもと 21 活 り 等 (3)本業・ステージ 8020 表彰、親子ふれあい遊び、エブロ 大会、ゲートボール大会、等 カラウンドゴルフ 大会、ゲートボール大会、等 カラウンドゴルフ 大会、ゲートボール大会、等 カラウンドゴルフ 大会、ボート・ 前漢会、シンボジウム等 (5)支行委員会 熊本市、熊本県医師会、熊本市医師会 熊本市教育委員会、NHK 他 後 援 熊本県、熊本市教育委員会、NHK 他 後 援 熊本県 (2)も (3)も (4)を (4) (4) (4) (5)0 千円 (3)も (5)0 千円) (6.予 算 約14,500 千円 (3)も (5)0 千円) (6.予 算 約14,500 千円 (3)も (5)0 千円) 	市町名	₩		√ □	間定び赤体的な存
2.月 日 10月(第2土曜・日曜) 3.場 所 熊本市中心部(熊本県民交流館パレア) 3.場 所 熊本市中心部(熊本県民交流館パレア) 3.場 所 熊本市中心部(熊本県民交流館パレア) 4.内 容 4.内 容 4.内 容 (1)各種相談 健康(専門科別)、子育て、年金、健康保険、生活衛生 等 (1)と23、健康相談、体脂肪測定、10分類等 (2)無料検査 血液、尿、心電図 等 (1)と23、健康相談、体脂肪測定、10分類等 (3)体験・展示 アロマ、点字・手話、健康〈まもと 21 活動等・ステージ 8020 表彰、親子ふれあい遊び、エブロー (3)を業等 農産物品評会(11/23)、物産販売、パザーバンケー等 (3)を業等 農産物品評会(11/23)、物産販売、パザーバンクー等 (5)プレイベント 講演会、シンボジウム 等 (5)プレイベント 講演会、シンボジウム 等 (5)ま行委員等 健康福祉課、産業振興課、生涯学習課、 (4)ま7111日 (5)ま11日新聞社 株本日野間社 株本日教育委員会、NHK 他 (5)を11月 (5)を		校	各	長の里フェステバル	合併特例区の事業として実施する。
 3.場 所 熊本市中心部(熊本県民交流館パレア) 4.内 容 (1)各種相談 健康(専門科別)、子育て、年金、健康保険、 (1)会権 講演会(11/23)、健康相談、体脂肪測定、月 (2)会権 (11/23)、健康相談、体脂肪測定、月 (2)会権 (11/23)、健康相談、体脂肪測定、月 (3)会 (11/23)、機應相談、体脂肪測定、月 (3)を接、展示 フロマ、点字・手話、健康(まもと 21 活 (3)企業祭 (8) 産産和品評会(11/23)、物産販売、パザー・ (3)体験・展示 アロマ、点字・手話、健康(まもと 21 活 (4) 会の他 期間中にミニバレー大会、グラウンドゴル (4) を2) とファクー等 (4) 会員会 (4) 本土 (4) を3 (4) 本土 (4) を4 (4) を		月 日 10月(第2土曜・	月 日 11	月1日∼11月23日	
4.内 容		牁	刑		
	市町別内容	容 各種相談 健康(専門科別)、子育て、年金、健康保順 年金、健康保険、生活衛生等 年金、健康保険、生活衛生等 事 等 動 等 数システージ 8020 表彰、親子ふれあい遊び、エブ カシアター等 プレイベント 講演会、シンポジウム等 (香員会 熊本市、熊本県医師会、熊本市医師会 熊本日日新聞社 援 熊本県、熊本市教育委員会、NHK 他 算 約14,500 千円 (うち熊本市6,500 千円)	へ盥 産そ 行谷儿康 業の 索と順 祭代康 業の 索 領 祭祭 祭他 凬 第 83	発表会 11/23 健康相談、体脂肪測定、	

農林水産関係事業の取扱いについて(その2-1)

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農林力	k産関係事業の取扱いについて
1	農区長制度については、新市の制度として継続する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
34	農林	水産関係事業の取扱い					
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5	農業·農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第5回	継 続	熊本市のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

					作業部会名:経済振興部会
協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	2 6	農区長制度	
調整方針	新市の制度として継続する				
調	留	沿			1444日)森鼎
市町名	第 本 古		En)	中	調整の具体的内容
	1. 農区、農区長	該当なし			合併後は富合町域を含む全市域を対象とし
	本市内の農耕地域を34農区に分け、各農区に農区長を置				て制度を実施する。
	。				
	2. 農区長の職務				
	農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合				
	及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産				
	の改良及び農政活動の推進を図る。				
	3. 農区長の委嘱				
 C	農区長は、本市の農業協同組合の理事で各農区内に居住す				
占言	る者の中から市長が委嘱。				
ξŒ	農業協同組合長が、その農区に属する集落農区長と協議し				
:(松	て推薦する者があるときは、市長はその者を農区長に委嘱す				
	ることができる。ただし、農業協同組合のない農区にあって				
	は、当該農区に属する集落農区長が推薦した者を委嘱するこ				
	とができる。				
	4. 農区長の任期				
	3年				
	5. 根拠				
	熊本市農区長設置規則				

協議第34号

農林水産関係事業の取扱いについて(その3)

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 土地改良事業等補助金については、熊本市の例により統合する。 ただし、運営費補助は、平成25年度まで現状のままとする。
- 2 産業祭負担金については、合併特例区の事業として実施する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
34	農林	水産関係事業の取扱い					
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5	農業·農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	12	流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	14	農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	15	農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	22	単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第5回	継 続	熊本市のみ
	27	土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回			
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会

				TF未即女右: 柱角板架即女
協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	27 土地改良事業等補助金 ①	
調整方針	熊本市の例により統合する。ただし、運営費補助について	は、平成25年度	ては、平成25年度まで現状のままとする	
調本		況		三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三三
市町名	熊本市		富 合 町	問定の未体的な中
			< -	1
	一般工功效及事業補助部	1. 厍業板興共同事業補助金	切金	熊本市の例により続加する。
	市単独補助	町単独補助		ただし、運営費補助については、平成25
	各地区(農道4割·6割、水路2割·3割·6割、樋門4割·6	各地区(道路4割、水	各地区(道路4割、水路4割、樋門5割・8割補助)	年度まで現状のままとする。
	割補助)	平成 17 年度決算 1,961 千円	1, 961 丰円	
	平成17年度決算 20,342 千円	平成 18 年度予算	平成 18 年度予算 5,142 千円(補正後予算)	
	平成 18 年度予算 16,761 千円	OH17 年度決算内訳	真内訳 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	
		各地区	1,000 丰田	
		宇土八水土地改良区	地改良区 600 千円	
HE		緑川南部土地改良区	地改良区 361 千円	
占		OH18 年度予算内訳		
民七		各地区	4, 142 千円	
:松		宇土八水土地改良区	地改良区 500 千円	
		緑川南部土地改良区	地改良区 500 千円	
	2 回觉十十岁的自事業雄即会	少 国党十岁的负责继续职务	₩	
	1	米山子的女女子米丽子	# Fa	
	事業費のうち地元負担分の6割を	現在事業を行っていないため	ないため	
	補助	該当なし		
	平成 17 年度決算 22, 032 千円			
	平成 18 年度予算 41, 772 千円			
			次頁へ続く	

熊本市·富合町合併協議会 項目別調整内容

協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名 27 土地改良事業等助金 ②	
調整方針			
贈	留	光	4 77 77 0 0 44 65
市町名	熊本市	富合町	調整の具体的内容
忙 再 ≌ 飞 你	3. 運営費補助 該当なし	3. 運営費補助 平成 17 年度決算 6,925 千円 平成 18 年度予算 6,233 千円 緑川南部土地改良区(土地改良施設維持管理) (揚水ボング 55 台の管理人人件費及び電気代等) (湯水ボング 55 台の管理人人件費及び電気代等) ※参考 県営ぼ場整備事業特別賦課金補助金 平成 25 年度までの債務負担行為設定済み 補助対象 緑川南部土地改良区 補助金額 25,286 千円	

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

				作業部会名:経済振興部会	ო
	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名 28 産業祭負担金			
調整方針	合併特例区の事業として実施する				
	道	完		计计划分类型	
市町名	熊本市	富合町		調整の具体的内容	
	農産物フェア開催補助金	富合町産業祭負担金		合併特例区の事業として実施する。	
	一趟二				
	農産物フェアを開催し、全国でも有数の生産地である本	町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与す	É展に寄与す		
	市農業を消費者にアピールし、農産業の活性化を図るとと	るとともに、産業振興を図るため行われている。			
	もに市民の農業理解を促進する。	2. 交付先			
	2. 主催: 農産物フェア実行委員会	富合町産業祭実行委員会			
	3. 構成: 熊本市農協・県下3花市場	事務局 富合町産業振興課			
	消費者団体・熊本市	3. 町負担金額			
	4. 交付額	平成 17 年度決算 400 千円			
	平成 17 年度決算 7,760 千円	平成 18 年度予算 300 千円			
	平成 18 年度予算 7,760 千円				
		※ 町負担金と JA 負担金により実施している。			

協議第35号

商工・観光関係事業の取扱いについて (その3)

商工・観光関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

商工・観光関係事業の取扱いについて

ふるさと祭事業補助金については、合併特例区の事業として実施 する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (商工·観光関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
35	商工	・観光関係事業の取扱い					
	1	新規創業支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	新産業分支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3	雇用対策事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4	職業技能向上支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5	商店街振興事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6	工業活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7	中小企業人材育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	8	観光イベント関連事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	9	物産振興事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	10	工芸振興事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	11	企業立地促進事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	12	商工会補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	13	中小企業団体等支援事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	熊本市のみ
	14	中小企業金融対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	熊本市のみ
	15	経営相談事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	熊本市のみ
	16	労働環境・福祉向上事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	熊本市のみ
	17	ふるさと祭事業補助金	経済振興部会	第5回			富合町のみ

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会 ふるさと祭事業補助金 17 小項目名 商工・観光関係事業の取扱い 合併特例区の事業として実施する ვ 2 調整方針 協議項目

調整の目体的内容	明年の末年四日の中	合併特例区の事業として実施する。				
況	富 合 町	富合ふるさと祭事業補助金 1. 趣旨 町民相互の融和と郷土愛を育み、本町の更なる発展に寄与するとともに、産業振興を図るため行われている。	2. 交付先 富合ふるさと祭り実行委員会 事務局 富合町商工会	3. 交付額 平成17 年度決算 2,500 千円 平成18 年度予算 2,300 千円	※参考 別途テント、椅子、机のリース代を町予算で執行平成 17 年度決算 200 千円平成 18 年度予算 200 千円平成 18 年度予算	
	中 本 消	該当なし				
調査	市町名			조료 가	石 煥	

協議第37号

都市計画の取扱いについて(その1)

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて 都市計画区域及び都市計画区域区分については、現行のまま新市に引 き継ぐ。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (都市計画)

協議番号	^{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
37	都市計画の取扱い				
	1 都市計画区域	建設部会	第5回		
	2 都市計画区域区分	建設部会	第5回		

				1.米型为力、角及型为
協議項目	37 都市計画の取扱い	小項目名	1 都市計画区域	
調整方針	現行のまま新市に引き継ぐ			
調査		況		国教の自体的内容
市町名	熊本市		富合町	間定の水本的な中
	熊本都市計画区域植木都市計画区域	宇土都布計画区域		現行のまま新市に引き継ぐものとする。
市町別内容				

		一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	調金の具体的内谷	現行のまま新市に引き継ぐものとする。		
小項目名 2 都市計画区域区分		況	富 合 町	1. 都市計画区域(区域区分無し) 富合町全域 1, 959 ha	2. 用途地域 111. 3 ha	
	日き継ぐ	畄	熊 本 市	(区域区分有り) 10,095 ha 域 13,043 ha 23,138 ha	10, 095 ha 2. A	
協議項目 37 都市計画の取扱い	調整方針 現行のまま新市に引き継ぐ	調査	町名	1. 都市計画区域(区域 市街化区域 市街化調整区域 計	2. 用途地域	卡 年 云 C 你

協議第38号

下水道事業の取扱いについて

下水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

下水道事業の取扱いについて

- 1 富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する。
- 2 下水道使用料については、合併時に熊本市の料金に統合する。
- 3 下水道受益者負担金については、合併時に熊本市の例により統合する。

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (下水道事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
38	下水	道事業の取扱い				
	1	下水道計画	建設部会	第5回		
	2	下水道使用料	建設部会	第5回		
	3	受益者負担金	建設部会	第5回		

協議項目	38 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画①	
調整方針	富合町の下水道整備については、普及率を早急に向上さ	せるため、熊ス	.急に向上させるため、熊本市の下水道整備と最終年度を合わせるよう計画的に推進する	よう計画的に推進する
調査	現	況		= 調整の自体的中容
市町名	熊本市		富 合 町	日本の水本の大本の大本の大本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本の水本
	世 秦 秦	事業名		
	単独公共下水道事業	公共下水道事業	**	及率を早急に向上させるため、熊本
	流域関連公共下水道事業	(公共関連公共下水道)	共下水道)	市の下水道整備と最終年度を合わ
				せるよう計画的に推進する。 なお、富合処理区に関する宇土市と
	2. 会計名	2. 会計名		の協定については、新市との間で継
	熊本市公共下水道企業会計	富合町公共下	富合町公共下水道特別会計	続する。
				また、雨水計画については、合併後検討する。
4		3. 汚水計画		
E		計画面積	420 ha	
ĒĒ	計画人口 706,000人	計画人口	15, 000 人	
₹Κ		目標年次	平成 30 年	
:()	事業費 587,472百万円	事業費!	18,015 百万円 - 2,656 = 3/二	
	計画処埋水量 51/,600 m/日 排除方式 分流式、一部合流式	計画処埋水量 排除方式	. /, 050 m/日 分消式	
	4. 認可計画	4. 認可計画		
	計画面積 11,136 ha	計画面積	151 h a	
		計画人口	3,630 人	
	目標年次 平成23年(流関は20年)	目標年次	平成 21 年	
		事業費	6, 339 百万円	
			次頁へしづく	

				二木背女口,左环背女
協議項目	38 下水道事業の取扱い	小項目名	1 下水道計画②	
調整方針				
調査	笛	況		調整の目体的内 容
市町名	熊 本 市		富 合 町	習用の水承的な中
- 七 丘 云 仝	5. 整備状況(平成 17 年度末) 処理人口 549, 272 人 普及率 83.4% 整備面積 9, 119 ha 面整備率 74.3% 6. 公の施設の利用に関する協定 富合町との協定(杉島・御船手地区、32.2ha)は平成 14 年9月議会で議決	5. 整備状況 (平成 17 年度末) 処理人口 1, 774 J 普及率 22. 196 整備面積 76 h 面整備率 18. 196 6. 公の施設の利用に関する 熊本市との協定(杉島・ 9. 月議会で議決 宇土市 平成 10 年 9 月議会で議決	 5.整備状況(平成17年度末) 処理人口 1,774人 普及率 22.1% 整備面積 76 ha 面整備率 18.1% 6. 公の施設の利用に関する協定 熊本市との協定(杉島・御船手地区32.2ha)は平成14年 9月議会で議決 宇土市との協定(区域面積387.8ha)は 平成10年9月議会で議決 	
	7. 雨水計画 区域面積 8, 970ha 目標年次 平成 32 年 事業費 40, 939 百万円	7. 雨水計画未第定		

		Ē		「不可な」・在民中な
協議項目	38 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料①	
調整方針	合併時に熊本市の使用料金に統合する			
調	餁	況		三十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
市町名	熊本市		富 合 町	開催の水本的です
	1. 使用料金 (消費税含む)	1. 使用料金(消費税含む)	養税含む)	合併時に熊本市の使用料金に統合
	(1) 水道水及び営業用井戸水	(1) 水道水及び自家井戸水	/ 自家井戸水	42
	- 基本料金 10 ㎡まで 990 円	基本料金	・基本料金 10 ㎡まで 1, 575 円	
	(従量料金1㎡につき)	(従量料	(従量料金1㎡につき)	
	·11 ㎡~20 ㎡ 125 円	• 11 m²~30 m³) m 157 円	
	. 21 m²~50 m² 165 ⊞	• 31 m²∼50 m³) ㎡ 178 円	
		. 51 m²∼100 m³	"E	
		· 101 ㎡以上		
	• 501 ㎡~2, 000 ㎡ 280 円	\$	(例) 20 m 使用の場合 3,150 円	
Æ	・2,001 ㎡以上 325 円	* 井戸水使用	* 井戸水使用の場合町で水量計設置	
- 旨	(例) 20 m ³ 使用の場合 2, 240 円			
涵	(2)一般家庭用の井戸水又は温泉水	(2)公衆浴場用		
Œł	1 甘帯につき 1,700円	・1 mにつき	4 26 円	
% 1	(3)一般公衆浴場 12 円/m³			
	2. 使用料の徴収及び納入方法	2. 使用料の徴収及び納入方法	及び納入方法	
	(1) 水道料金と同時に水道局徴収	(1)建設課下水道班徴収	〈道班徴収	
	奇数・偶数月検針 → 毎月徴収	毎月検針	(委託) → 毎月徴収	
	口座振替・納付書払い	口座振替	口座振替・納付書払い	
	水道%			
	庭用 → 奇数			
	事業用 → 毎 月徴収			
	口座振替・納付書払い			
			次頁へつづく	

協議項目	38 下水道事業の取扱い	小項目名	2 下水道使用料②	
調整方針				
調		況		三三二 三三二二 三三二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二
市町名	熊本市		富 合 町	間第23字で334
	3.メーター検針方法 (1)水道水は水道局が検針 ・ 高数・偶数月検針 (2)事業用井戸水は下水道技術センターに検針委託 2ヶ月検針(奇数月・偶数月) 事業者報告(毎月・奇・偶月) 4.井戸水のメーター設置 (新規) 事業所の量水器の設置は基本的には、事業所、やむを得ない場合は市が設置 (取替) 重水器の有効期限(計量法により8年)の到来による)量 水器の取替は、市が実施 5.データ処理 市独自電算システム(富士通)	 3. メーター検針方法 (1) 委託により毎月検針 (新規) 事業所、一般家庭の量置 (取替) (取替) (取替) (取替) (取替) (取替) (取替) (取予報) (取予報) (取予報) (取予報) (取予報) (取予報) (取予報) (計算水器の相対実施 (計算数・ステムズ (計算数・ステムズ 	ーター検針方法)委託により毎月検針 戸水のメーター設置 規) 事業所、一般家庭の量水器の設置は基本的には、町が設 量水器の有効期限(計量法により 8 年)の到来による)量 器の取替は、町が実施 一夕処理 立情報システムズ	

		•		下来即为力,在政即为
協議項目	38 下水道事業の取扱い	小項目名 3 受益	受益者負担金	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
調	笛	光		国教 の目 才 が中郊
市町名	熊 本 市	田山	合 町	問定の手体的内存
	1. 受益者負担金額 200 円/㎡	1. 受益者負担金額 200	200 円/㎡	合併時に熊本市の例により統合す
	2. 施行年月日 S51年4月1日	2. 施行年月日 H14年4月1日		°e
	3. 負担金の徴収猶予の有無有り	3. 負担金の徴収猶予の有無 有り	#	
H	4. 負担金の減免制度の有無 有り	4. 負担金の減免制度の有無 有り	嵌	
E. 由 民	5. 納入方法 ①最寄の金融機関(分割払いのみ口座振替は有り) ②一括納付及び3年間×年4回の分割均等払い有り ③一括納付の報奨金制度無し	 納入方法 ①最寄の金融機関(口座振替は無し) ②5年間,年4回の分割均等払い及 ③一括納付の報奨金制度有り 報奨金額:3,745,312円 件数:159件 (17年度実績 	入方法 ①最寄の金融機関(口座振替は無し) ②5年間,年4回の分割均等払い及び一括納付有り ③一括納付の報奨金制度有り 報奨金額:3,745,312円 件数:159件 (17年度実績)	
	6. データ処理 市独自電算システム(富士通)	6. データ処理 日立情報システムズ	•	

協議第39号

上水道事業の取扱いについて

上水道事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

上水道事業の取扱いについて

- 1 地区営水道(簡易水道)については、合併までに未整備(給水)地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。なお、合併直後の水道料金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継ぐ。
- 2 上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める。
- 3 簡易水道組織への補助金(富合町環境衛生施設整備補助金)については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (上水道事業)

協議番号	_{枝番号} 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
39			2/2/17		W113 3
"	1 地区営水道(簡易水道)	水道部会	第5回		
	2 上水道事業	水道部会	第5回		
	3 組織·補助金	水道部会	第5回		

作業部会名:上水道部会

協議項目	39 上水道事業の取扱い	り取扱い		小項目名	五 五 区	地区営水道((簡易水道)	
調整方針	地区営水道(簡易か 金については、今後	地区営水道(簡易水道)については、合併までに未整備(給水) 金については、今後設定される町営簡易水道料金を新市に引き継	£でに未整備 ≦料金を新市	引(給水)地区も に引き継ぐ	のの可能	当化を図り	でに未整備(給水)地区も含め町営化を図り、合併時に新市に引き継ぐ。料金を新市に引き継ぐ	き継ぐ。なお、合併直後の水道料
調本		留		完				
市町名		熊 本 市			[III]	¢п	臣	調金の男体的内容
	上水道事業 総水人口	652 010 A		地区毎の組合が運営する 17 の簡易水道がある	重営する	17 の簡易水	〈道がある	地区営水道(簡易水道)については、 今年までに未整備(終水)地区も会
				組合名 給水人口		1 日給水量	1日井戸能力	の可覚化を図り、合併時に新市に引
	1 日 中 均 給 水 量	231, 272 m³				(m)	(ພູ)	き継ぐ。なお、合併直後の水道料金
				— 	176	28	62	については、今後設定される町営簡
	公称施設能力	287, 000 m³			299	62	78	易水道料金を新市に引き継ぐ。
					798	261	1, 400	
					403	110	125	
				·西田尻	335	65	06	
 C				木原 8	835	220	1, 139	
占					262	32	75	
云					80	75	125	
区					460	99	142	
{ \$\$				卸船手	545	168	190	
I					528	135	210	
					531	120	200	
				東部	940	234	1, 044	
					389	35	100	
				鳥場 2	250	80	180	
				前川原 1	105	06	800	
				新 2	290	144	144	
				合計 7,526		1, 925	6, 104	

作業部会名:上水道部会

	を進める		======================================	調整の具体的内容	上水道事業化については、合併後速 やかに現地調査を行い、上水道整備 計画を策定したうえで計画的に整 備を進める。	
2 上水道事業	整備計画を策定したうえで計画的に整備る		況	富合町	(簡易水道) 7,526人 大量 1,925 ㎡ 6,104 ㎡ 98.5% 計) 7,526人 (計) 1,925 ㎡ 力(計) 6,104 ㎡	
小項目名						地区域水道(簡易水道) 給水人口 7.5 一日平均給水量 1.9 井戸能力 6.1 離及率 96 総水人口(計) 7.5 1日給水量(計) 1.9 1日井戸能力(計) 6.1
39 上水道事業の取扱い	- 上水道事業化については、合併後速やかに現地調査を行い、上水道整備計画を策定したうえで計画的に整備を進める		笛	熊本市	上水道事業 給水人口 652,010人 一日平均給水量 231,272 ㎡ 公称施設能力 287,000 ㎡ 普 及 率 97.5%	
協議項目	調整方針		調査	市町名	卡町別内容	

作業部会名:上水道部会

		5ため、現行制度は廃止する	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	問罪の決体的公女	を 簡易水道組織への補助金(富合町環助 境衛生施設整備補助金)について は、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する。	
小百日名)	設整備補助金)については、富合町の簡易水道組合を町営化するため、現行制度は廃止する	光	富合町	環境衛生施設の整備を図り、生活環境の保全に努めることを目的とし整備事業を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。(富合町環境衛生施設整備補助金交付要綱)補助金の交付対象 1 水道組合が実施する水道施設の改良及び新設等 ※事業費が10万円以内である場合は交付しない。	補助金の交付額 1 水道組合が実施する水道施設整備事業 当該事業費の10分の5以内 2 1の事業で町長が特に必要と認める事業 当該事業費の10分の6以内 ※1,000円未満の端数は切り捨て
3.9 上水道事業の邸扱い	,	簡易水道組織への補助金(富合町環境衛生施設整備補助	餁	熊本市	熊本市内の水道事業については、全て熊本市水道局が運営しており、組合方式の簡易水道事業は存在しない。	水道法(抜粋) 第6条 水道事業を経営しようとする者は、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。 2 水道事業は、原則として市町村が経営するものとし、市町村以外の者は、給水しようとする区域をその区域に含む市町村の同意を得た場合に限り、水道事業を経営することができるものとする。
拉義項目	エス芸芸	調整方針	調査	市町名		市町別内容

協議第40号

教育関係事業の取扱いについて (その3)

教育関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

教育関係事業の取扱いについて

- 1 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は富合 地域の独自事業として検討する。
 - 各種大会等
- 2 下記の事業は、合併特例区の管理施設として継続する。合併時に 熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地域の住民について は合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の 例により統合する。
 - 各種体育施設
 - 公民館の運営状況
 - 公民館使用料
- 3 下記の事業は、合併特例区の事業として継続する。その後は熊本 市の例により統合する。
 - 公民館学級
 - 成人式
- 4 下記の事業は合併特例区の管理施設として継続する。その後は熊本市の例により統合する。
 - 図書館の施設管理運営
- 5 下記の事業は、合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する。システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する。
 - ・ 図書の管理等

- 6 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。
 - 図書館のサービス
- 7 下記の事業は、合併特例区の管理団体として継続する。その後は 熊本市の例により統合する。
 - 体育協会
- 8 下記の事業は、合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。
 - 文化協会
- 9 下記の事業は、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、予 約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5年間の先行予約を 認める。
 - ・ 運動施設予約・案内システム
- 10 下記の事業は、合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する。
 - 学校施設一般開放管理業務
- 11 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく。
 - · PTA連合会他公共団体
- 12 下記の事業は、合併後、5年間は現状のままとして継続する。ただし、市の団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する。
 - PTA連合会他公共団体への補助金
- 13 下記の事業は、新市の事業として継続する。
 - 少人数学級

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・継続審議

合併協議項目事業一覧 (教育関係事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
40	教育	関係事業の取扱い					
	1	就学支援 (学級支援員配置·修学旅行特別支援)	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	青少年国際·国内交流事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3	青少年活動支援事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4	生涯学習推進事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5	家庭教育推進事業	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6	スポーツ振興基金等	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7	総合型地域スポーツクラブの育成	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	8	各種大会(開催)補助金	教育部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	9	小中一貫教育(教育特区)	教育部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	10	通学区域(高等学校)	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	11	地域公民館(社会教育施設)への補助金	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	12	学校図書館充実事業	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	13	育英奨学金(育英事業)	教育部会	第4回	第5回	○承認	
	14	青少年育成会議	市民生活部会	第4回	第5回	○承認	
	15	青少年健全育成事業	市民生活部会	第4回	第5回	○承認	
	16	各種大会等	教育部会	第5回			
	17	各種体育施設	教育部会	第5回			
	18	公民館の運営状況	教育部会	第5回			
	19	公民館使用料	教育部会	第5回			
	20	公民館学級	教育部会	第5回			
	21	成人式	教育部会	第5回			
	22	図書館の施設管理運営	教育部会	第5回			
	23	図書の管理等	教育部会	第5回			
	24	図書館のサービス	教育部会	第5回			
	25	体育協会	教育部会	第5回			
	26	文化協会	教育部会	第5回			富合町のみ
	27	運動施設予約・案内システム	教育部会	第5回			
	28	学校施設一般開放管理業務	教育部会	第5回			
	29	PTA連合会他公共団体	教育部会	第5回			
	30	PTA連合会他公共団体への補助金	教育部会	第5回			
	31	少人数学級	教育部会	第5回			熊本市のみ

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	16 各種大会等 ①	
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は富合地域の独自事業として検討する			
調	現	況		調較の目休め巾 恋
市町名	熊本市		富合町	調定の共体的対合
	当該事務事業なし 〇子どもから高齢者まで、市民誰もが気軽に参加できる市民 スポーツフェスタを年4回(春・夏・秋・冬)開催している。	〇富合町内駅伝大会・主催 富合町、富・単組 国合町、富・期日 11月~1・公場 富合町指定・参場 富合町指定・参加料 無料	合町教育委員会 2月 コース(18.0km)	将来的には熊本市全体で開催する市民スポーツフェスタ又は富合地域での単独事業としても検討する。
	内容は別紙	黎 明	各地区代表男女、小学生、中学生、高校大学、 2名、 一般女子、40歳以上又は一般女子、	
卡由民	・平成 16 年度決算 5,400 千円・平成 17 年度決算 5,400 千円・平成 18 年度予算 4,860 千円	ノリー ・経費 312,000円(17 50,000円(18 ・競技方法 各地区対抗 ※オープンで中学校部活	ノリー ・経費 312,000円(17年度決算) 50,000円(18年度予算) ・競技方法 各地区対抗 ※オープンで中学校部活等が参加	
- C 你		○新春サッカーフェ ・ 主催 富合町体育 ・ 共催 富合町教育 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	○新春サッカーフェスティバル ・主催 富合町体育協会 ・共催 富合町教育委員会 ・期日 元日 ・会場 屋外運動場 ・参加料 1チーム1,000円 ・参加料象等 小学生から一般まで1チーム5人制 ・経費 60,000円(17年度決算) ・経費 60,00円(18年度予算)	
			次頁へ続く	

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名 16 各種大会等 ②	
調整方針			
調査	現	況	国数八百杯的市资
市町名	熊本市	富合町	間定の共体的内存
卡 由	当該事務事業なし	○富合町町民体育祭 ・主催 富合町体育協会 ・共催 富合町教育委員会他 ・期日 11月5日(18年度予定) ・会場 富合小学校グラウンド ・参加対象 全町民 ・経費 富合町体育協会への補助金 1,957,000円のうち540,000円を使用 (16年度実績) 2,792,000円のうち150,000円を予算立て 町民体育祭は台風のため中止 (17年度実績) 2,000,000円のうち350,000円を予算立て ・競技方法 徒競争などを各地区代表で行う	

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	17 各種体育施設	
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地 その後は熊本市の例により統合する	域の住民につい	で、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする	扱いとする
調	現	況		調整の目体的中容
市町名	熊本市		富 合 町	中には本本の世紀
卡町別内容	〇教育委員会では、熊本市総合体育館ほか26の運動施設を 所管している。 熊本市体育施設条例 熊本市総合体有館・青年会館条例 熊本市総合屋内プール条例 熊本市都市公園条例 ・本語の種類 体育館、陸上競技場、屋内プール、野球場、グラウンド、 武道場、弓道場、テニスコートなど 使用料については別紙 〇ゲートボール場 ・南部総合スポーツセンター他5施設で21面 *使用料は無料	○雁回公園運動広場 町内者は、無料 町外者は、無料 り屋外運動場(テニス ・使用料 ・一スコート1面 ・中学校の隣接地と、 ら2時間となって ら2時間となって バアーニング室 ステージ バスケットオール 全面 ※町外者は10割増	 ○雁回公園運動広場	合併時に熊本市の施設料金を基に 統一し、合併特例区の管理施設とし て継続する。ただし、富合地域の住 民については合併特例区の間は減 免・免除の取扱いとする。その後は 熊本市の例により統合する。

	とする	調整の目体的内容	마프어> 마마크	合併時に熊本市の施設料金を基に統一し、合併特例区の管理施設として継続する。ただし、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする。その後は熊本市の例により統合する。
18 公民館の運営状況 ①	で、富合地域の住民については合併特例区の間は減免・免除の取扱いとする		富 合 町	スパル富合管理運営 開館時間 公民館 午前 10 時~午後 10 時 図書館(平日)午前 10 時~午後 7 時 図書館(土日)午前 10 時~午後 5 時 休館日 イ 12 月 28 日~翌年 1 月 3 日 なお、図書館は毎月第 4 木曜日に室内整理日がある 存お、図書館は毎月第 4 木曜日に室内整理日がある 「管理人経費・報酬) 1、200 千円 117年度決算 1、200 千円 118年度予算 1、200 千円 118年度予算 1、200 千円 118年度予算 1、200 千円 118年度予算 1、200 千円 118年度予算 1、200 千円 118年度予算 1、200 千円
小項目名	域の住民につ	兴		7スパル富合管理運営 2 開館時間 2 と 2 休館日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 7 月曜日と祭日 120日本翌 11.20日本翌 11.20日末 11.20日 11.20日 11.20日 11.20日 11.20日 11.20日 11.20日
40 教育関係事業の取扱い	合併特例区の管理施設として継続する 合併時に熊本市の施設料金を基に統一したうえで、富合地 その後は熊本市の例により統合する	現	熊 本 市	公民館管理運営
協議項目	調整方針	調	市町名	卡町別内容

				15米甲女石 - 女月 甲女
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	18 公民館の運営状況 ②	
調整方針				
調	現	況		調整の目体的内容
市町名	熊本市		富 合 町	調定の表体的符合
	4 公民館ホール管理運営	4 公民館ホー	公民館ホール管理運営	公民館ホールとして現状のまま継続し、その後、熊本市の例により締合す
	可動席 200席程度	野番ーの、 ったいる。	町唯一の公民館ホールとして文化ホール的な運営を行ている。 固定席数 406席	つ、このは、iic・iicのiic・iic・iic る。 (5年後、文化ホールとして条例制定
	ピアノは部屋使用料に含まれている。	ホール業務	ホール業務は委託業者が行っている。	し、管理運営は公民館が行う。)
 C		ピアノ使月 R間企業と 中心に共催 ¹	ピアノ使用料を部屋使用料と別に徴収している。 民間企業との提携でピアノを借用し、音楽関係の催事を 中心に共催で事業を実施している。	借用のピアノについては、合併時に 買取とする。
国民 区协		(民間企業 5 ピアノコン アンサン	(民間企業との共催で文化事業を実施) ピアノコンサート 年6回 アンサンブルコンサート 年2回	
		管理運営費 平成 16 年度決算 平成 17 年度決算 平成 18 年度予算	度決算 7,000 千円 度決算 6,000 千円 度予算 5,000 千円	

1					
合併特例区の管理施設として総続する	協議項目		小項目名		
(1)	調整方針	画	については合作	#特例区の間は減免・免除の取扱いとする	
1 公民館使用料					
#本市公民館条例第5条 (別表) に基づく。 1 公民館使用料 (2) (3) ホール 大会議室 1,300円 1,500円 1,500円 1,000円 4件 40,000円 4件 60,000円 4件 60,000		現	況		調整 日本的 市家
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##	市町名	₩		∜ □	明定の法を予める
	卡	 (別第5条 (別表) に基づく。 (2) (3) (3) (4) (500円 1,500円 1,000円 1,000円 1,000円 1,000円 1,000円 1,700円 1,700円 2,500円 2,500円 2,500円 2,500円 2,500円 2,500円 1,700円 1,700円 1,00円 1,	高 中 市 の と に は いっぱ に は いっぱ に し に し し も	コ 午後6,000円 夜間8,000円 コ 午後8,000円 夜間10,000円 間3,000円 北応じて 1時間200円 部屋 1時間300円 1時間300円 1時間300円 2室(雁回館内)1時間500円 2室(雁回館内)1時間500円 2章 1,865千円 大算 1,865千円 大算 1,865千円	公民館研修室の使用料は、合併時に 熊本市の例により統合する。 ホールを公民館が使用する場合は、 熊本市公民館ホール使用料に合わ せて減免する。

				1
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	20 公民館学級	
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は熊本市の例により統合する			
調	珀	说		细数の目状的中容
市町名	熊本市		富 合 町	調金の共体的内谷
卡町別内容	公民館学習活動には、公民館が主催する主催講座と、市民が自主運営する自主講座がある。 主催講座は、講座数 1,499、在籍者数 (参加者数) 61,453 人であり、自主講座は、講座数 880、在籍者数 (参加者数) 18,422 人である。 また、自主講座は、講座は、講座数 880、在籍者数 (参加者数) 200円) また、自主講座は入講時に自治会費 (300円~1,000円) を徴収しているが、講座に係る講師謝礼金や館使用料等の 経費は、各講座でそれぞれ必要額を徴収している。 HI6年度決算額 54,246 千円 HI7年度決算額 54,246 千円 HI8年度予算額 54,105 千円	公民館学習活動 ある。 さわやか学級は づくりの一環とし、 0人が参加され、、 と16のクラブの1 年間入級料1,00 なっており、クラ なっており、クラ は17年度決算額 H18年度予算額	公民館学習活動には、公民館が主催するさわやか学級がある。 ある。 さわやか学級は、趣味を生かし、仲間づくり、生きがい づくりの一環として、昼間活動できる人を対象に現在36 0人が参加され、年8回の学習会(講和・社会見学など) と16のクラブの中から希望のクラブで活動されている。 年間入級料1,000円、1クラブにつき1,000円の負担と なっており、クラブでそれぞれ必要額を徴収している。 H16年度決算額 1,753千円 H18年度予算額 1,155千円	合併特例区の事業として継続する。その後は熊本市の例により統合する。

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	21 成人式	
調整方針	合併特例区の事業として継続する その後は熊本市の制度に統合する			
調	現	況		調教の目休め 市家
市町名	熊本市		富 合 町	阿正乙六杯出げ仕
卡町駅内容	熊本市では、成人の日に総合体育館青年会館で行っている。 主催は熊本市で、平成19年の成人式には、7,928 名中、 4,500 名が出席し、来賓には、市議会議員、教育委員、社会 教育委員、関係団体の長等約13名。 本市の特色として、太鼓演奏、記念感想文朗読、ハンドベ ル演奏などを行っている。 平成17年度決算 5,725千円 平成17年度決算 5,725千円 平成18年度予算 4,500千円	自合国では、成人の記事の目のは、 ・ 主催はここの3%にあたる。 中様なの窓部、成人の記事を付める3%にあたる。 ・ 本町の本のの名。 ・ 本町の特色としている。 ・ 本町の特色としている。 ・ 本町の特色としている。 ・ 本町の本のとしている。 ・ 本町の本の上で、対談でで、対対によるが、対談でいる。 ・ 本町の本の本のとしている。 ・ 本町の本の本のといるでは、対談では、対談では、対談では、対談では、対談では、対談では、対談では、対談	富合町では、成人の日にアスパル富合(公民館)で行っている。 主催は富合町で、平成19年の成人式には、国合中学卒業 生の93%にあたる80名が出席し、来質には、町議会議員、 中学校の恩師、区長、教育委員、社会教育委員、各種団体の 長等約60名。 毎年12月上旬成人式代表者打合せ会を行い、役割等を決 毎年12月上旬成人式代表者打合せ会を行い、役割等を決 な「本町の特色として、新成人者による主張・意見発表を4 名行っている。 また、式終了後、茶話会を中学校時代の恩師を招き開催している。 記念品(1,000円)程度のもの。 集合写真は出席成人者に後日送付。 平成17年度決算 260千円 平成17年度決算 230千円 平成18年度予算 230千円	合併特例区による成人式として継続するが、その後は熊本市の例によりに統合する。

 		H	计可靠 计分子	
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 凶書館の施設管埋運宮 ①	
調整方針	合併特例区の管理施設として継続する その後は熊本市の例により統合する			
調査	餁	況		到教の目休め中容
市町名	熊 本 市		富合町	剛宝の吳本町内存
卡町別内容	【施設の概要】 ○名 称 熊本市立図書館 ○名 称 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○段置根拠 熊本市図書館設置条例、同施行規則 ○関館年月 昭和57年11月 ○延面積 4090㎡(地上2階 地下1階) ○駐車場120台(共用部分を含む) ○駐車場120台(共用部分を含む) ○駐車場120台(共用部分を含む) ○施設内容 一般閲覧室 児童閲覧室 郷土・参考資料室 身障者福祉室 おはなしコーナー 視聴覚室 リスニングルーム 新聞・雑誌コーナー 集会室 ホール 事務室 閉架 22万8千冊 周架 22万8千冊 合計 47万4千冊 合計 47万4千冊 し収集冊数(移動図書館を含む) H16年度 2万7千冊 H16年度 2万7千冊	(現 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	設の概要】 称 富合町立図書館 節根拠 電相拠 書館施設面積 625 ㎡ 務室(公民館と共用)137 ㎡ 車場(文化センターと共用)164 台 設内容 事務室、閉梁書庫室 はなしコーナー、児童書コーナー 般書、雑誌コーナー 等 書冊数 開架 3万5千冊 間架 3万5千冊 目4 3万7千冊 十15年度 15,000冊 H15年度 15,000冊 H15年度 4,000冊 H17年度 4,000冊 W17年度 4,000冊	合併特例区の「富合町立図書館」として継続する。その後は「富合公民館図書室」とする。
			次頁~続く	

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	22 図書館の施設管理運営 ②		
調整方針					
調	通	光			田野子田子田野田
市町名	熊本市		回和		調金の男体的内容
作	 ○職員数 館長1 副館長1 教育審議員2 主幹2 主査4 参事5 主任3 事務職員11 小計29名(うち司書13名) 嘱託1 4名(うち司書10名) 合計43名 ○勤務体制 ・平日 職員 8:30~19:15 の中で交代・時差勤務をしている。 嘱託 8:30~19:00 の中で交代勤務(6時間等) をしている。 ・土・日・休日 開館9:30 開館18:00 ・平日(月~5月) 開館9:30 開館18:00 ・平日(6月~9月) 開館9:30 開館17:00 ・ 本日(4日 = 14日以内) ・ 本日(4日 = 14日以内) 	 ○ 職員数 ○ 財務体制 ○ サ田	 ○職員数 図書館長 教育長兼務 町職員 1名 司書 2名(1日8時間勤務) ○勤務体制 ・平日 A 8:30~17:15 B 10:30~19:15 ※平日勤務のBと土・日勤務があるため社会教育係の4名をローテーションでカウンター業務に時間帯を設定し勤務している。 ○開館・閉館・休館 ・ 平日 開館 10:00 閉館 17:00 ・ 土・日 開館 10:00 閉館 17:00 ・ 土・日 開館 10:00 閉館 17:00 ・ 本・日 開館 10:00 閉館 17:00 ・ 本・日 ・ 第2 (1日8時間 17:00 ・ 本・日 ・ 日 日 日 日 日 国 書 季 理) 	を 務	職員数、組織及び勤務体制や利用時間及び体館は、現行のままとし、その後は「富合公民館図書室」する時点で既存の公民館図書室と同様とする。

			\ i
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名 23 図書の管理等 ①	
調整方針	合併特例区の事業として管理するが、その後は熊本市の例により統合する システム及び複写サービスの使用料は合併時に熊本市の例により統合する	により統合する 训により統合する	
調	強	第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	\$\$ \$\$
市町名	熊本市		₩
卡町別内容	【図書管理等】 ○選書 ・毎週、選書委員会を開きTRCの週間新刊全点案内をもとに選書 ・市立図書館は中心館として、一般的な資料の他、参考資料、行政資料、郷土資料、外国語資料、視聴覚資料など図書館資料の収集に努めている。 ・リクエストにはなるべく応えるようにしている。 ・別を正式をは、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものは購入する。 ・図書館電算システム ・毀損図書は、その都度除籍手続きをとり補充が必要なものは購入する。 ・図書館電算システム ・契損の書は、まる・記は、まる・記ををは、ままには、ままには、ままには、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが、これが	[図書管理等] ○選書 ・TRCの週刊新刊案内をもとに選書 ・	施設として継続図書館電算・スする。

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名 23 図書の管理等 ②
調整方針		
調	强	況
市町名	熊本市	調金の共体的内容 関金の共体的内容
作	○図書管理 ・年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を出し、 一蔵書点検は、毎年1回、開架・閉架の全資料を対象に実施 実施時期 原則2月 実施時期 原則2月 実施期間 14日以内・開架・閉架とも配架スペースに余裕がなく、今後、更に	○図書管理 ・年間受入分については年度末に受入、分類区分で統計を 等については、熊本市に統合する。出し蔵書数を出す。 ・・蔵書点後は年1回年度末に期間を定め利用者の便宜を図るためなるべく短期間で終了するよう事前の体制作りなどででで、 1 開架、開架ともまだ余裕があるので年間計画をもとに蔵書数を増やしていき、常時5万冊程度を管理していきたい。 のの平内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		145511703まること 自己的 近域 民のみの貸し出しとする

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名 2	23 図書の管理等 ③	
調整方針				
調本	餁	光		= = = = = = = = = = = = = = = = = = =
市町名	熊本市		富 合 町	調策の表体的内台
卡町別内容	O複写サービス 1枚 10円	O 極 毎 サ ー ボ ス	7 2 0 日	複写サービスについては熊本市の 例により統合する。 「富合町立図書館」は合併時から5 年間は現行どおりとし、その後は 「公民館図書室」となるため廃止する。

[- [: : : : :	
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	24 凶書館のサービス (1)	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
調	餁	況		三型 三种
市町名	熊本市		富合町	副宝の 天体 町 24 合
市町別内容	 ○インターネット予約 図書館利用者が図書館のHPの蔵書検索機能で資料の所蔵情報を確認し、自宅等から貸出を予約できる。 ・全予約件数146,880件うち、インターネット予約67,316件(平成17年度実績)67,316件(平成17年度実績) ○移動図書館 読書普及及び利用促進を図るサービスとして、図書館車により、大規模団地を中心に巡回個人貸出を行っている。、ステーション数28 ・巡回数1ステーション・月1回・巡回数1ステーション・月1回・巡回数20日数28 ・巡回数20,665冊(平成17年度実績) ・貸出冊数29,665冊(平成17年度実績) り事送貸出 身体に障害等があるために図書館への来館が困難な方を対象として、無料の郵送貸出サービスを行っている。・貸出冊数1回に8冊(巻)まで・貸出冊数1回に8冊(巻)まで・貸出期間30日以内・登録者133人・貸出期間30日以内・貸出期間30日以内・貸出無数997冊(平成17年度実績) 	〇インターネット検索 図書館利用者が図書 蔵情報を、自宅等から	インターネット検索 図書館利用者が図書館のHPの蔵書検索機能で資料の所 情報を、自宅等から検索できる。	合併時、ただちに熊本市のサービスを適用する。
			次頁へ続く	

		超数人目午的日次	調定の共体的合合	合併時、ただちに熊本市のサービスを適用する。
24 図書館のサービス ②			富合町	K
小項目名		兴		
40 教育関係事業の取扱い		餁	熊本市	○搬送サービス 市立図書館と公民館図書室15室との連絡調整のほか、図 書資料の相互貸借や返却本の搬送など図書の流通のため週 2回各室を巡回している。 ・配送(貸出予約本、返却本の本籍館への配送) 200,535冊 ・収集(他館貸出本、予約本の収集) 226,657冊 ・巡回日数 ・1日当たり流通冊数 1,663冊 (平成17年度実績) ・対象 市立小中学校に在籍する全児童生徒 約60,000人 このカード1枚で学校図書館と市立図書館、公民館図書室15室で貸出サービスが受けられる。
協議項目	調整方針	調	市町名	卡町別内容

下来即女力 教育即女			细数小目什幼中恋	の形の共体の対象を	び町民の体力向上 養し、町民の融和を図ること 国団体、区長会長 (7 名)、教育 (7 名)、教育 自団体及び関係団体より役員 自団体及び関係団体より役員 各地区体育係・各種目団体及 とし会長が必要に応じて召集	
-	小項目名 25 体育協会 ①		况	国 小 国	・名称 富合町体育協会 ・任務 町内社会体育の振興及び町民の体力向上 に務め明朗なる精神を涵養し、町民の融和を図ること を目的とする。 ・組織 22 地区体育係、20 種目団体、区長会長 社会教育委員(代表1名)、町議会議長、教育委員長、 公民館長、小中学校長、婦人会長、小中学校PTA会 長、小中学校体育担当、体育指導委員(7名)、教育 委員会職員(3名) ※会長1名、副会長3名、常任理事10名以内 理事50名以内、総務若干名、監事2名 ・任期 2年(再任は妨げない) ・役員選出 会長・副会長は役員総会において選出。常任理 事は各地区体育係・各種目団体及び関係団体より役員 総会に図り委嘱。理事は各地区体育係・各種目団体及 び関係団体より選出。 び関係団体より選出。 ・会議 役員総会・常任理事会とし会長が必要に応じて召集	・町補助金の推移 平成16年度決算 2,792千円 平成17年度決算 2,692千円 平成18年度予算 2,361千円
	40 教育関係事業の取扱い	合併特例区の管理団体として継続する。 その後は熊本市の例により統合する	笛	熊木市	・名称 熊本市体育協会 ・任務 熊本市における体育・スポーツの奨励と振興を図り、もって市民の心身の健全な発達と健康で明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。 ・組織 80 校区体育協会、46 競技団体、熊本市34 ーツル年団※会長1名、副会長4名、理事長1名、副理事長1名、理事月1名、副理事長1名、明事事長1名、副母事長1名、副母事長1名、明事長1名、聖事月2名、任期:2年、再任を妨げない。) ・役員選出 会長は理事会が選考し、評議員員会で選出。副会長は、教育長、校区体育体育協会長2名、競技団体1名の計4名とし、理事会が選考し、評議員会で選出する。 理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出する。 理事は校区体育協会、競技団体、学識経験者等から選出する。	・市補助金の推移平成16年度決算 31,052千円平成17年度決算 32,130千円平成18年度予算 29,300千円
	協議項目	調整方針	調	市町名	卡町別内容	

協議項目 40				
	Ο 教育関係事業の取扱い	小項目名 2:	25 体育協会 ②	
調整方針				
調査	現	況		三世 医二甲二甲二甲甲二甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲甲
市町名	熊本市		ョ 日 日	中では今日でも
· 梅	・体育協会の事務局 「熊本市体育協会規約」により事務局は教育委員会社会体 育課に置くとなっている。	・体育協会の事務局 「富合町体育協会 なっている。	本育協会の事務局 「富合町体育協会規約」により事務局は公民館内に置くと っている。	
卡 市 市 市 で で で で で で で で で が で が し が し が し が し が	・事務 体育協会の事務は、1名の専属事務局員を雇用し、事務 にあたっている。 また、事務局長、事務局次長は社会体育課職員が兼務している。 ・事務の内容 校区体育協会(80 校区)と競技スポーツ団体(47 団体) を総括する組織として、 〇予算・決算 〇年間事業計画の企画・立案 〇会議の通知・運営 〇日部議員会・理事会等会議資料作成 〇出納簿の管理	・事務 体育協会の事務は、教育 が社会体育の一環として兼 ・事務の内容 ○ 予算・決算 ○ 年間事業計画の企 ○ 会議の通知・運営 ○ 総会・理事会の資 ○ 出約簿の管理 ・事業 ○ 日納簿の管理 ○ 日本統都体育協会事業の ○ 下並城郡体育協会事業の	・事務 体育協会の事務は、教育委員会事務局の職員(公民館内) が社会体育の一環として兼務している。 ・事務の内容 〇 年間事業計画の企画・立案 〇 会議の通知・運営 〇 総会・理事会の資料作成 〇 出納簿の管理 ・事業 〇 各種大会の運営 「四民体育祭・駅伝大会・研修会・総会 下益城郡体育協会事業の事務	
	○県民体育祭派直○市杯スポーツ大会○表彰○熊本市民スポーツフェスタ○各種会議の会議	の	の 郡氏体育祭の 郡駅伝大会0 郡ロードレース大会0 熊日駅伝・熊日女子駅伝	

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	26 文化協会	
調整方針	合併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する	売する		
調	現	況		当教人目在允许珍
市町名	熊本市		富 合 町	間定の法体的が存
卡町別内容	談当なし	· 哈哈哈 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种	会長 2名 役員 理事等 	台併特例区の管理団体として、この期間は現行のとおり継続する。

作素即本位:教員即本		二十八日子	部金の47年574年	予約システムを熊本市のシステム (よやくまくん)に統合する。予約 受付開始日を富合地域内の運動施設に限り優先的に1カ月早く開始 し、その後は熊本市の予約システムと同様に受付を行っていく。
小項目名 27 運動施設予約・案内システム	設に限り、5年間の先行予約を認める	況	国 合 国	体育施設予約は、町公民館で直接予約(申請) 調整(抽選)はなし 町内 2ヶ月前に予約開始 町外 1ヶ月前に予約開始 電話予約は不可 現在富合町の独自システムにて予約(空き)状況を表示して いる。
40 教育関係事業の取扱い	合併時、熊本市の例により統合する ただし、予約受付開始日を富合地域内の運動施設に限り、5 ⁴	餁	熊本市	体育施設の利用者の利便性向上と施設の効率的な運営を 込を導入し、平成12年度に熊本市体育施設案内・予約システ しを導入し、平成16年度システム改良を行った。 ・対象施設 19施設 7施設 公設運動施設 13施設 7施設 公園運動施設 13施設 2施設 中核体育施設 13施設 2施設 学校体育施設 19万施設 2施設 学校体育施設 19万施設 2施設 中校体育施設 19万施設 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
協議項目	調整方針	調本	市町名	市町別内容

協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	28 学校施設一般開放管理業務	
調整方針	合併時に管理人を配置し、小・中学校体育館、中学校運動場及び武道場は熊本市の例により統合する	易及び武道場は	熊本市の例により統合する	
調査	現	況		国教人国不好市场
市町名	熊本市		富 合 町	阿定の共体的な存
市町別内容	○学校施設の開放について 体育館、校庭等を一般開放している。 ・開放時間 19:30~21:30 ・開放施設 体育館117 校 ・運動場 59校 ・武道場 21校 体育館夜間開放 1400円(2H) 選動場夜間開放 1700円(2H) は道場夜間開放 1200円(2H) は道場夜間開放 1200円(2H) は直場夜間開放 1200円(2H) は直場夜間開放 1200円(2H) は直場夜間開放 1200円(2H) は直場夜間開放 1200円(2H) は11条変	〇学校施設の開放について 中学校運動場は開放して 開放時間 20:00~22:0 小・中学校体育館は開放 中学校武道場(創心館) 中学校運動場の照明施言 なっているため管理人は配 小・中学校の体育館は学 している。	○学校施設の開放について 中学校運動場は開放している 開放時間 20:00~22:00 小・中学校体育館は開放していない。 中学校武道場(創心館)は開放していない。 中学校選動場の照明施設はカード式で照明が付くように なっているため管理人は配置していない。 小・中学校の体育館は学校が校舎と一緒に機械警備で管理 している。	開放時間・料金については合併後、 熊本市の制度に統合する。 開放に必要な管理人配置を行う。 ・小・中学校体育館 ・中学校運動場 ・中学校武道場(創心館)

拉蓋項目	40 教育閱係事業の即扱い	小項目名	29 PTA油合会他公共団体	
	40 软目周环中来5.4%。	7.次日日		
調整方針	合併後、5年間は現状のままとして継続する ただし、一本化できる団体については、随時調整を図っていく	×		
栖	通	兴		出梦人日子允子说
市町名	熊本市		富 合 町	調金の具体的内谷
	活動支援を行う関係団体は、次のとおりである。 熊本市PTA協議会 会長1名副会長6名委員等 任期1年 小学校81中学校37 熊本市子ども会育成協議会 会長1名副会長2名理事等 任期2年 59 校区子ども会 熊本市地域婦人会連絡協議会 会長1名副会長1名 任期2年 13 校区 任期2年 13 校区 任期2年 13 校区 任期2年 13 位区 能本市地域公民館連絡協議会 会長1名副会長3名理事等 任期2年	く富	その他の公共団体は、次のとおりである。 富合町PTA連合会 会長1名副会長4名委員等 任期1年 小学校1中学校1 富合町子ども会連絡協議会 会長1名副会長2名理事等 任期1年 20 地区子ども会 富合町婦人会連絡協議会 会長1名副会長2名支部長等 任期2年 15地区	基本的には、熊本市への統合を図る。社会教育団体の運営に関することについては、今後各団体との調整を行い、一体化できるものについてはは合併時に一体化し、一体化できないものについては、5年を限度とし現状のまま継続する。

				F米마소건·첫타마소
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	30 PTA連合会他公共団体への補助金	
調整方針	合併後、5年間は現状のままとして継続する ただし、市の各団体との統合が成立した年度で補助金は廃止する	止する		
調	現	況		国教の目休め中恋
市町名	熊本市		富 合 町	間定の表体的符合
市町別内容	〇補助金 補助金等交付規則により、社会教育団体に下記のとおり運 置費補助金を交付している。 PTA連合会補助金 2,070千円 地域婦人会連絡協議会 1,530千円 地域公民館連絡協議会 1,080千円 子ども会育成協議会 855千円 オーイスカウト熊本市地区連絡協議会 360千円 ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会 315千円 青年団体連絡協議会 315千円 青年団協議会 315千円 青年団協議会 270千円	の 種田 を を を を を の の の の の の の の の の の の の	〇補助金 補助金交付要綱により社会教育団体に下記のとおり補助金を交付している。 富合町PTA連合会補助金 73千円 富合町場人会自主活動費補助金 225千円 富合町婦人会自主活動費補助金 225千円 家庭教育学級補助金 (年額) 38千円 町内1地区にて開催(年12回)	基本的には、熊本市への統合を図る。社会教育団体の運営に関することについては、今後各団体との調整を行い、一体化できるものについては合併時に一体化して、補助金も一本化し、その年度で補助金は廃止する

 ₩
뇶
咖
数
允
∜
拖
辮
业

				かは ログ・ロ かは 米 二
協議項目	40 教育関係事業の取扱い	小項目名	31 少人数学級	
調整方針	新市の事業として継続する			
調	現	況		国数分目休的市场
市町名	熊本市		富 合 町	明定の表体的な存
卡町別内容	子どもたちの確かな学力や豊かな人間性などを育む学校教育を推進するため、子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細やかな指導を行えるよう、少人数学級を小学3年生及び4年生に導入するとともに、少人数指導を実施する。 「枯導方法の共有化や授業力の向上に取り組み、教師の指導力の向上を図る。 ・市費負担教職員(常勤講師)の任用・少人数学級実施に伴うブレハブ建設・伊業力向上支援のための嘱託員(事務補助)雇用 【予算】 H18年度事業開始 H18年度予算額 126,623 千円 H19年度計画額 264,119 千円 ※市費負担教職員人件費・プレハブ建設費用・備品代含む	滅 治 な コ		熊本市の少人数学級は3年生及び4年生人の導入であることから、合4年生への導入であることから、合併の翌年度から教職員を配置し、熊本市の制度を適用する。

協議第42号

その他の事業の取扱いについて(その2)

その他の事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年7月3日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

その他の事業の取扱いについて

- 1 その他の事業の取扱いのうち下記の熊本市のみの事業については、 富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。
 - 町内自治会活動支援事業
 - ・ 地域コミュニティセンター運営・建設事業
- 2 行政広報施設補助金については、富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、新市において検討する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (その他)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/	/継続	備考
42	その	他					
	1	防犯協会	市民生活部会	第4回	第5回	○承認	
	2	防犯灯設置補助金	市民生活部会	第4回	第5回	○承認	
	3	町内自治会活動支援事業	市民生活部会	第5回			
	4	地域コミュニティセンター運営・建設事業	市民生活部会	第5回			熊本市のみ
	5	行政広報施設補助金	市民生活部会	第5回			

作業部会名:市民生活部会

				アポローン・ログークはマー
協議項目	42 その他の事業の取扱い	小項目名 3	町内自治会活動支援事業	
調整方針	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する	<u>:</u> 哈する		
調査	現	況		温教 の目 休 的中珍
市町名	熊本市		富 合 町	明定の天体的分子
	 町内自治振興補助 内容 町内自治会の育成、支援 根拠 町内自治振興補助金交付規則による。 金額 世帯割 年額 60,000 円~75,000 円 	※制度なし		富合町が町内自治会制度に移行後、 熊本市の例により統合する。
	平成 16 年度決算 47,075 千円 (726 団体) 平成 17 年度決算 47,200 千円 (727 団体) 平成 18 年度予算 47,200 千円 (727 団体)			
市町別内容	2. 校区自治協議会の設立推進 内容 小学校区内の地域団体連携のもとに、地域活動の推進や地域課題へ対応し、円滑な校区運営を図る組織の設立を図る 運営補助 組織運営に対し、事務的補助を行う金額 1団体、年額上限 200,000 円	※ 制度なし		
	平成16 年度実績 0 千円 平成17 年度実績 8,425 千円(53 団体) 平成18 年度予算 14,000 千円(70 団体)			

作業部会名:市民生活部会

正不正るは、中心上に正な		超数分目化分中容	調金の具体的内容	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。							
4 地域コミュニティセンター運営・3			富合町								
小項目名	: : : : : : : : : : : : : : :	況		※ 酸当なし							
42 その他の事業の取扱い	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する	留	熊本市	1 内容 まちづくりや地域保健福祉、ボランティア活動、健康増進、 生涯活動など市民主体の地域づくり活動を支援するための 拠点施設として平成3年度より計画的に整備を行っている。	2 設置箇所 市内80小学校区中、48カ所に設置(平成19年4月1日現在)	3 施設概要 多目的ホール、和室、調理室、多目的トイレ(地域により児童育成クラブ室併設)	4 設置面積 概ね250㎡~300㎡以内	5 エ 費 概ね5千8百万円~6千3百万円	平成16年度決算 269,637 千円(5ヵ所) 平成17年度決算 129,777 千円(3ヵ所) 平成18年度予算 63,000 千円(1ヵ所) ※H16・H17年度、それぞれ1ヵ所次年度への繰越あり	4 運 営 地元で設立された運営協議会	
協議項目	調整方針	調本	市町名			 E	- 宙武	内容			

作業部会名:市民生活部会

	町内自治会制度移行後のマイク放送施設への補助については、	====================================	調金の共体的内谷	富合町が町内自治会制度に移行後、熊本市の例により統合する。				富合町が町内自治会制度に移行するまで、現行を継続する。ただし、町内自治会制度に移行する 出門口・町内自治会制度に移行する お門口・判田はに乗ります	知問内に付加な次等を調宜し、補助制度の必要性について検討する。
小項目名 5 行政広報施設補助金	現行を継続するものとする。ただし、町内自治会制度移行後ので	光	富合町	1. 掲示板 各地区での設置				2. マイク放送施設補助 修理工事等への補助・・・4割補助 (事業費が10万円以上のみ)	平成 16 年度決算 1,337 千円(5件) 平成 17 年度決算 1,067 千円(3件) 平成 18 年度予算 800 千円(3件)
4.2 その他の事業の取扱い	富合町が町内自治会制度に移行するまでは、現行を継続 新市において検討する	畓	熊本市	 掲示板設置 町内自治会からの申請に基づき、市が作製し、各町内自治会に1基ずつ設置(現在674基設置/727町内自治会) 	平成16年度決算 442 千円(6基) 平成17年度決算 582 千円(6基) 平成18年度予算 540 千円(9基)	維持補修 通常の維持管理は、各町内自治会が行い、通常の状態で 使用した場合の破損劣等化等による修理は市が行う。	平成16年度決算 1,301千円(28基) 平成17年度決算 883千円(20基) 平成18年度予算 810千円(27基)	2. マイク放送施設補助※割庫だ	※耐波なし
協議項目	調整方針	調	市町名			河田中	医你		

(今回提案分)

協議第7号

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用し、平成23年 7月までそれぞれの区域で、農業委員会の委員の定数及び任期等は 従前のまま存続する二つの農業委員会を置く。

平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見直し再編する。

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (農業委員会の委員の定数及び任期)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
7	農業	委員会の委員の定数及び任期の取扱い				
	1	農業委員会の委員の定数及び任期等	経済振興部会	第6回		

項目別調整内容 熊本市・富合町合併協議会

			作業部会名:経済振興部会
協議項目	7 農業委員会の委員の定数及び任期等の取扱い	小項目名 1 農業委員会の委員の定数及び任期等	31等
調整方針	農業委員会等に関する法律第34条の規定を適用 存続する二つの農業委員会を置く。	し、平成23年7月までそれぞれの区域で、農業委員	会の委員の定数及び任期等は従前のまま
	平成23年7月の熊本市農業委員会の改選時に見	直し再編する。	
調	留	光	: 子子七回) 希思
市町名	熊本市	富合町	調策の共体的内容
	委員	米	農業委員会等に関する法律第34条の規
	選举委員 40名	選挙委員 16名	定を適用し、平成23年7月までそれぞれ
	選任委員 7名	選任委員 6名	の区域で、農業委員会の委員の定数及び任
	(うち議会推薦4名、農協推薦1名、農業共済推薦1名、	、 (うち議会推薦3名,農協推薦1名、農業共済推薦1名、	期等は従前のまま存続する二つの農業委員
	土地改良区推薦1名)	土地改良区推薦1名)	会を置く。
	※平成17年7月20日改選	※平成18年10月1日改選	平成23年7月の熊本市農業委員会の改
			選時に見直し再編する。
+	任期	任期	
운늍	·平成17年7月20日~平成20年7月19日	·平成18年10月1日~平成21年9月30日	
3层区	3年間	3年間	
像	東西	₩ <u> 極</u> 数幸	
	会長 月額 90,000円	会長 年額 213,300円	
	会長職務代理者、部会長及び部会長職務代理者	委員 年額 195,300円	
	月額 59,000円	費用弁償 1日 1,000円	
	委員 月額 55,000円		
	選挙区…9選挙区	選挙区・・・富合町の全域	

定数…16名

定数…40名

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(編入合併の場合)

	(T <u>V</u>			選挙委員		路仁米昌	更 中 件 等	(新世代)
			選出方法等	定数	任期	KAL XX	אַר	ינו אליאלאויי
合併後の新市に1	5に1つの農		鑑入した市町村の	編入した市町村の	編入した市町村の従	編入した市町村の委員は	1	農委法第3条第1項
業委員会を置く場合	冒く場合	厩	委員は存続。編入	従前の定数	前の委員の残任期間	存続。編入された市町村		
		副	された市町村の委			の委員は失職。		
			員は失職。					
		#	存続。ただし、右	編入した市町村の	編入した市町村の従	編入した市町村の委員は	I	農委法第3条第1項
		Ħ Ħ	記の定数を超える	従前の定数+協議	前の委員の残任期間	存続。編入された市町村		合併特例法第11条
		브 #	ときは、選挙委員	により40を超え		の委員は失職。		第1項第2号及び第
		立 重	全員で互選。	ない範囲で定めた				2項
				数				
合併後の	従町の区		各委員会ごとに選	各委員会ごとに条	3年	新たに選任	新市の区域面積	農委法第3条第2項
新市に2	域と異な	厩	綝	例で定める数			24000ha または農	公選法第33条第3
以上の農	った区域	副					地面積 7000ha を	頂
業務員公	にて冗業						超えること。	
を置く場	員会を置	在	存続。ただし、右	協議により各委員	合併後1年を超えな	新たに選任	新市の区域面積	農委法第3条第2項
⟨□	く場合	田	記の定数を超える	会ごとに80を超	い範囲で協議で定め		24000ha または農	合併特例法第11条
		华	ときは、選挙委員	えず10を下らな	る期間		地面積 7000ha を	第3項
		例	全員で互選	い範囲で定めた数			超えること。	
	従前の区		従前の市町村の委	従前の定数	従前の各委員会の委	従前の市町村の委員は、	新市の区域面積	農委法第3条第2項
	返ってこ	华	員は、それぞれ新		員の残任期間	それぞれ新委員会の委員	24000ha または農	農委法第34条第2
	数 買 穴 を	囫	委員会の委員とな			となって存続。	地面積 7000ha を	頂
	置く場合		って存続				超えること。	

※ 選挙委員の定数を21人以上とした場合は「農地部会」が必置となります。

〇農地面積等

(単位: ha)

	熊本市	富合町	卡 町計	備考
市町域面積	26, 078	1,959	28, 037	国士交通省国土地理院「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」による
地面積	6, 619	088	7, 449	2005年農林業センサ 449 ス経営耕地総面積よ り

〇農業委員会等に関する法律

- 第三条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される 土地(以下「農地」という。)のない市町村には、農業委員会を置かない
 - その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市 町村で政令で定めるものにあっては、市町村長は、当該市町村の区域を二以上に 分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 前項の規定によりその区域を二以上に分けてその各区域に農業委員会を置い た市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更 することができる。
- 前項に規定する市町村にあっては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員 会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の 数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他 の農業委員会の区域に含ませることができる。
- その区域内の農地面積(都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の 市街化区域と定められた区域で同法第二十三条第一項の規定による協議が調つ たものの区域内の農地面積(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第 一項の生産緑地地区の区域内の農地面積を除く。)を除く。)が著しく小さい市町 村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村に農業委員会を置か ないことができる。
- 市町村長は、第二項の場合にあっては各農業委員会の名称及び区域を、第三項 又は第四項の場合にあってはその区域に変更があった農業委員会又は新たに設 置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置か

ないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければな

(境界の変更の場合の特例)

- その区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会 となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその 第三十四条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村 に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域を 存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 市町村の境界変更が行われる場合において、他の市町村の区域の全部又は一部 を新たにその区域に包含することとなった市町村に、その市町村の従前の区域及 び新たに属することとなった区域に従前置かれていた各農業委員会の区域を区 を区域とする農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及 引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。 域としてそれぞれ農業委員会が置かれるときは、従前の農業委員会は、 び職員は、

〇農業委員会等に関する法律施行令

(二以上の農業委員会を置くことができる市町村)

第一条の三 法第三条第二項の政令で定める市町村は、その区域の面積が二万四千 ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が七千ヘクタールを超え る市町村とする。

複数農業委員会設置市町村

協議第27号

消防防災の取扱いについて(その2)

消防防災の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

消防防災の取扱いについて

- 1 消防補助金等の取扱いについては、合併時に熊本市の例により統合する。
- 2 防災無線の取扱いについては、合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (消防防災)

協議番号	枝番号	協	議	項	目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
27	消防防災0)取扱い								
	1 災害	備蓄				健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2 消防	補助金等				総務部会	第6回			
	3 防災	無線				総務部会	第6回			

作業部会名:総務部会

				作来即宏名:榕殇即宏
協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	2 消防補助金等	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
調	超	兴		明教の目休か中弥
市町名	熊本市		ョ 中 中	問帯の未体的な存
	1. 消防防災施設等の補助について: 行政財産はすべて本市が 負担、地元財産については、10 万円を限度として事業費の	1 消防防災施設 設及び消防用具	1. 消防防災施設等の補助について:消防の用に供する消防施 設及び消防用具の購入又は整備を促進しようとする行政区	合併時に熊本市の例により統合す
	90%を補助。 ・機械倉庫の修理・火の見やぐらの散去・消火栓ボックスの	に対し、予算の選の主義四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	予算の範囲内において補助金を交付する。 ()	%
	補修等	1級地区(戸数	1級地区(戸数 50 以下):補助率 80%	
	5出内积	2級地区(戸数	2 級地区(戸数 51 以上 100 以下):補助率 70%	
	H16 176 5円 H17 176 5円 H18 176 5円	3 級地区(戸数	3 級地区(戸数 101 以上 150 以下): 補助率 60%	
		4 級地区(戸数	4 級地区(戸数 151 以上):補助率 50%	
	こり			
	①積載車 全額市費	2. 積載車について	V	
	②車検点検 全額市費	①積載車 全額		
 C	③修理費 全額市費	②車検、車両保険等) 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 	
量電	全額市費	③修理費 全額		
₹ E	⑤格納庫 コミュニティ消防センターを	4人燃料費 予算	予算の範囲で定める額	
炒2	=	⑤格納庫 8割補助		
l	16 決算 17 決算	(限度額 120 万円、	円、詰所兼用の場合は限度額 150 万円)	
	33, 750	7. 世 七 七 七 七 日 日 日 日		
	(大) 200 0,341	十成 10 中域21 十成 10 十成 10		
	1,865 1,596	半及 二 年两沃斯氏子 10 千两人	二十 // c,2 (ま) 日十 // c,5 (ま)	
	1,003 1,991	干风 18 年度寸		
		1		
		(参考) 消防防	消防防災施設等の補助の支出内訳	
	16年度10台17年度9台18年度4台19年	・ポンプ修理		
	16 年度 2 棟、17 年度 1 棟+トイレ増設 4 箇所	・消火栓の設置	8km)	
	含まず。)、18年度2棟+1箇所解体経費 19年度2棟	・ハッピの購入等	入等	

作業部会名:総務部会

作業部会名:総務部会		無線機を活用する	国数の目伏的由恋	刷金の条件的符合		合併後、富合町にある現行の無線設	備を継続利用する。無線連絡につい	ては、各総合支所との連絡体制と同	様に広域業務用無線機を活用する。																					
	3 防災無線①	各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用#		富合町	行政無線(移動系)		§ (5W) 8局																					次頁に続く		
	小項目名	車絡については、	況		1. 富合町防災行政無線	基地局 1 箇	• 携帯型無線機	総務課8台																						
	27 消防防災の取扱い	合併後、富合町にある現行の無線設備を継続利用する。無線連絡については、各総合支所との連絡体制と同様に広域業務用無線機を活用する	現	熊本市	1. 熊本市防災行政無線(移動系)	・ 制波数 146. 02M H Z (1 c h)	・基地局 1局	移動局 80 局	①危機管理防災室	1台、車載型 (10w)	携帯型(10w)31台、携帯型(1w)3台	②道路総務課	車載型 (10w) 3台、携帯型 (10w) 1台	携带型 (5w) 1台	③道路管理課 (a) (a) (b) (c) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d) (d	車載型 (10w) 6台	4)道路整備課	車載型(10w)3台	⑤河川課	車載型 (10w) 1台	⑥東部土木センター	携带型 (10w) 1台	車載型 (10w) 11台	②西部土木センター	携带型 (10 m) 1 台	車載型 (10w) 11 台	8北部土木センター	携带型(10w)1台	車載型 (10w) 5台	
1	協議項目	調整方針	調査	市町名												IC ı	旨言	E E	X }2	I										

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線②	
調整方針				
調	留	光		三十分 电子分子
市町名	熊本市		富 合 町	調筆の共体的内容
卡町別内容	 2. 熊本市防災行政無線(移動系) ・ 周波数 466, 9375M H Z (1 c h) ・ 周波数 466, 775M H Z (2 c h) 広域共通波 ・ 基地局 4 局 ・ 移動局 69 局 ① 力危機管理防災室基地局(10 w) 1 台車載型1台、携帯型(5 w) 11台車載型1台、携帯型(10 w) 1台車載型(10 w) 1台 積帯型(10 w) 1台 積帯型(10 w) 1台 積帯型(10 w) 1台 積帯型(10 w) 2台 機・計算型(10 w) 1台 車載型(10 w) 1台 車載型(1 w) 1台 車載型(1 w) 1台 車載型(1 w) 1台 車載型(1 w) 1台 		次頁に続く	

協議項目	27 消防防災の取扱い	小項目名	3 防災無線③	
調整方針				
調	餁	況		= 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
市町名	熊本市		富合町	調定の共体的内容
卡町別内容	・周波数 466. 9375MHZ (1ch) ・周波数 466. 775MHZ (2ch) ・周波数 466. 775MHZ (2ch) ①天明総合支所 基地局 (1w) 1台 携帯型 (1w) 6台 車載型 (1w) 2台 3. 熊本市防災行政無線 (固定系: 災害情報伝達システムを含む) 「河内総合支所 親局 60. 080MHZ (1w) 1局 中継局 69. 105MHZ (5w) 屋外受信装置・・・・・・・32局 個別受信機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			

協議第31号

各種福祉制度の取扱いについて (その3)

各種福祉制度の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

各種福祉制度の取扱いについて

- 1 保育料については、合併後5年間は現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する。
- 2 チャイルドシートの貸出については、富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する。
- 3 各種福祉制度のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例に より統合する。
 - 社会福祉協議会補助金
 - ・ひとり暮らし高齢者訪問事業

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧 (各種福祉制度)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
31	各種福	a祉制度の取扱い					
	1 1	熊本市優待証	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2 1	主宅改造居宅介護支援員派遣事業	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3 4	生きがい推進事業	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4 ‡	無料寝具乾燥事業	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5]	夏休み障害児・家族支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6 t	母子家庭等日常生活支援事業	健康福祉部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7 有	敬老の集い	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	8 4	敬老祝品支給等	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	9 5	災害見舞金等	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	10 (ひとり親家庭等医療費助成事業	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	11 =	乳幼児医療費助成	健康福祉部会	第4回	第5回	○承認	
	12 1	呆育料	健康福祉部会	第6回			
	13 -	チャイルドシート貸出	健康福祉部会	第6回			富合町のみ
	14 🛊	社会福祉協議会補助金	健康福祉部会	第6回			
	15 (ひとり暮らし高齢者訪問事業	健康福祉部会	第6回			

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	12 保育料	
調整方針	合併後5年間は、現行どおりとし、その後熊本市の例により統合する	統合する		
調査	現	況		調教の自休め 巾容
市町名	熊本市		富 合 町	同定の共体的公存
	〇保育園数	〇保育園数		合併後5年間は、現行どおりとし、 2の%酢・土=の畑ロートロロなるナマ
	公立 20 園 私立 111 園	公立 な 私立 3 3		ての夜熊やfitのMillにより祀らりる。 保育料は住民登録地の基準額を適 ロナプ
	〇熊本市民で富合町の保育園利用者 19人 (H19.4.1)	〇富合町民で熊	〇富合町民で熊本市の保育園利用者 0人 (H19.4.1)	На 0°
	〇保育料 ※基準額比較表 別紙のとおり	〇保育料 ※基準額比較表	表 別紙のとおり	
卡町別内容				

表 粶 丑 齠 쌮 革 菜 깪

 $\widehat{\mathbb{E}}$

(単位:人、

(H18. 4. 1) 児童数

9

0

9

Ξ

Ξ က

硃

各月初日の児童の 属する世帯の階層区分

生活保護法による被保護世帯(単給 世帯を含む。)

第1 階層

囝

階層 区分

第2 階層

第1階層及び第4-1階層から第7階層までを除き、間年度分の市町村民税の高が次付民税のの金が、のの方に設当する日本

第3 踏層

)																			
	同時に2人以上3時一方に2番	スパレスでも の減額規定	\setminus	保育所、幼稚園	Xは認定したも 園に入所している児童のうち	年長者(該当する児童が2人以上	の場のは、その つち1人) 以外の 回路は 第54	九里は、 岡状型 基準額の2分の1 の額とし、3人目	以降の児童につ いては無料											000 半額適用なし	
	4才 以上児	徴収金 基準額	0	4, 000	8, 000	10, 000	12,000	13, 000	15,000	16,000	18,000	20, 000	21,000	23, 000	24, 000	24, 000	24, 000	24, 000	24, 000	24, 000	
甲	3才児	徴収金 基準額	0	4, 000	8, 000	10, 000	12, 000	13, 000	15, 000	16, 000	18, 000	20, 000	22, 000	25, 000	27, 000	29, 000	29, 000	29, 000	29, 000	29, 000	
冒	3才 未満児	徴収金 基準額	0	5, 000	10, 000	13, 000	15, 000	17, 000	19, 000	20, 000	21, 000	23, 000	25, 000	28, 000	30, 000	32, 000	35, 000	38, 000	38, 000	38, 000	
	童の 層区分	義	よる被保護世帯(単給	度分の市町村民税 身障世帯等)	度分の市町村民税 以外の世帯〉	均等割の額のみ(所得割のない世帯)	所得割の額が 5,000円未満	所得割の額が 5,000円以上	5,000円未満	5,000円以上 20,000円未満	20,000円以上 40,000円未満	40,000円以上 70,000円未満	70,000円以上100,000円未満	100,000円以上130,000円未満	130,000円以上 160,000円未満	160,000円以上 190,000円未満	190,000円以上 220,000円未満	220,000円以上 250,000円未満	250,000円以上 450,000円未満	450,000円以上	
	各月初日の児童の 属する世帯の階層区分		生活保護法による 世帯を含む)	A階層を除き前年度分の市町村 非課稅世帯(母子、身障世帯等)	A階層を除き前年度分の市町村民税 非課税世帯 ((B)以外の世帯)	A階層及びD階層を 除き前年度分の市町	村民税の課税世帯で あってその市町村民	税の額の区分が次の 区分に該当する世帯	階層を除き	年分の写命祝課 税申帯 ごめって その 明 幸 辞の の 報	区分が次のに該当する	il:									
		路区分分	∢	(B)	ш	1.0	70	€)	10	D 2	εq	p 4	90	90	4 0	80	60	010	110	D12	
					T.								Ī								
	児童数	(H18. 4. 1)	89	母子等 1,250	934		1,712		05.4	935 4	9 161	7, 101		2, 562			2, 133			806	12, 582
	同時に2人以上3時一	の減額規定 の減額規定		保育所、	メは影がことも園に入所している児童のうな。	年長者(該当する児童が2人以上	の場合は、その っち1人) 以外の _{回能} 年 第54	ルギョウ、 度状型 基準額の2分の1 の額とし、3人目													抽
	3歳 以上児	徴収金 基準額	0		o, 000		8, 200		12 500	12, 300	000 66	22, 000		29, 000			30, 000			32, 000	
本市	3歳 未満児	徴収金 基準額	0	7 500	4, 300		11, 500		16 000	0, 000	25 500	67,		34, 500			47,000			51,000	
熊	3章の 指層区分	義	被保護世帯(単給	市町村民税	非課税世帯		市町村民税 課税世帯		# E 000 01	度长C000 '81	18,000円以上	72,000円未避		72,000円以上 180,000円未避			180,000円以上	100°, 00°, 00°, 00°, 00°, 00°, 00°, 00°,		459, 000円以上	

15 35 28

9

5 12 16

2

児童の属する世帯が次の各号のいずれかに該当する世帯で、この表の第2階層に属するものは 第1階層にあたるものとみなす。

部四四層

第6 踏層

児童の属する世帯の階層が、B世帯と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯の場合は(B)階層とする。

(1)配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯 (2)次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者 イ 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者

220

20

第4-2 階層

第4-1 階層

第1階層を除き、 前年分の所得税 課税世帯であっ て、その所得税 の額が次の区分 に該当する世帯

第5 踏層

⁽¹⁾配偶者のいない女子で、現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる世帯

⁽²⁾次に掲げる児(者)を有する世帯

ア 身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けた者

イ特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の生涯基礎年金等の受給者 ウ生活保護法の要保護の状態にあると認められる世帯等で、当該世帯の申請に基づき、市長が認めたもの

協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	13 チャイルドシート貸出	
調整方針	富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する	2-		
調	現	況		調整の目体的内容
市町名	熊本市		富 合 町	ᄢᄺ
	該当なし	平成12年度よ	平成 12 年度よりチャイルドシート貸出し制度を実施。	富合地域において、社会福祉協議会の事業として継続する
	市内3警察署内にある地区交通安全協会にて2週間程度の貸付制度あり。	〇貸出し対象者 本町に住民登 る世帯の保護	〇貸出し対象者 本町に住民登録している町民とし、6 歳未満の子供を有する世帯の保護者	ひ事米CCに陪問です。
		〇貸出し期間及び費用 3ヵ月以内、無料	び費用無料	
作		〇保有台数 チャイルドシー ジュニアツート	ート 15台 ト 30台	
∑%				

		-		
協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名	14 社会福祉協議会補助金	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する			
調査	現	況		調整の目体的内容
市町名	熊本市		富 合 町	調定の共体的対合
	社会福祉協議会本部職員31名分に対し人件費補助を行っている。 時間外勤務手当の不足分については、社協の自主財源から 充当する。	社会福祉協議 ている。 不足分につい いる。	社会福祉協議会事務職員3名分に対し人件費補助を行っている。 不足分については、社協の運用財産取り崩しにて対応している。	合併時に熊本市の例により統合す る。
	市社協給与規定は市の規定を準用	町社協給与規 表は町と同一	町社協給与規定は独自のものを採用(運用は異なるが給与 表は町と同一)	
市町別内容	補助額 平成 16 年度 206, 088 千円 平成 17 年度 187, 297 千円 平成 18 年度 204, 509 千円	補助額 平成 16 年度 平成 17 年度 平成 18 年度	10, 000 丰円 7, 162 丰円 9, 500 千円	

			大学スコ・万米田田市
協議項目	31 各種福祉制度の取扱い	小項目名 15 ひとり暮らし高齢者訪問事業	
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		
調	現	況	調整の目 体的中容
市町名	熊本市	富合町	闘策の共体的内台
	一人暮らしの高齢者を訪問し声をかけて、その安否を週 1~3 回確認し、高齢者の健康維持と福祉の増進を図る。	一人暮らし高齢者訪問事業としては実施していないが、国・ 合併B 県の補助事業である地域ネットワーク事業の中のひとつと る。 して実施。	合併時に熊本市の例により統合する。
	1.対象者 概ね 65 歳以上の一人暮らし高齢者で、定期的な状況確認 をするものがいない者。	1. 対象者・65 歳以上の一人暮らし高齢者(対象者167人)・民生委員が把握している要援護者(障害者を含む)・民生委員が把握している要援護者(障害者を含む)	
 [2. 事業の運営 (社) シルバー人材センターへ委託	2. 事業の運営 地域ネットワーク事業として社会福祉協議会に委託	
∃甲≌内御	3. 事業内容 ・週2~3 回訪問し安否の確認 ・行政機関との連絡調整	3. 事業内容 民生委員、シルバーヘルパー及び福祉員による安否確認 (週1回程度)	
	平成 16 年度決算 3,210 千円 367 人 平成 17 年度決算 2,813 千円 315 人 平成 18 年度予算 3,127 千円 207 人	平成 18 年度予算 1,500 千円 (H18~) 167 人	

協議第32号

清掃事業の取扱いについて(その1)

清掃事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

清掃事業の取扱いについて

- 1 浄化槽保守点検業者の登録等手数料については、合併後の更新時に熊本市の例により統合する。
- 2 清掃事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
 - 合併処理浄化槽整備事業
 - ・ ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (清掃事業)

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
32	清掃	事業の取扱い				
	1	浄化槽保守点検業者の登録等手数料	環境保全部会	第6回		
	2	合併処理浄化槽整備事業	環境保全部会	第6回		
	3	ごみの減量化及び再生利用の普及・啓発	環境保全部会	第6回		

熊本市, 富合町合併協議会 項目別調整内容

本市長の登録を受けているものとみ 合併後の更新時に熊本市の例により 熊本県知事の登録を受けて富合町 の区域において浄化槽保守点検業 を営んでいる業者は、合併後は、熊 なす。ただし、その有効期限は、平成 作業部会名:環境保全部会 調整の具体的内容 22 年3月31日までとする。 統合する。 浄化槽保守点検業者の登録等手数料 富合町関係業者6社の内、5社は平成19年4月1日更新、 ※根拠 熊本県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 33,600 円 **熊本県は法律に基づいた点検回数を定めているがエアーポンプ,消毒薬などの状況から必要に応じて点検回数を増や** 年3回若しくは4回 登録業者(熊本県の登録)※富合町関係業者は6社 熊本県 能本県 2週間に1回 2週間に1回 1 件にしき 保守点検業の登録手数料等 別添のとおり 年3回 年4回 菜 臣 無 1社は平成20年8月1日更新 ŲΠ 30,000円 200日 750円 800田 1,500円 Holl すこととしており、富合町においては熊本市に準じた保守点検回数が実施されている。 熊本市 能本市 1 週間に 1 回 2 週間に1回 熊本県の登録期間 1 件につき 1件にしき 1年にしず 1件にしき 1年にしず 年12回 年6回 年6回 小項目名 咒 浄化槽保守点検業者の登録又は登録の更新を受けようとする者 α ※ ო 浄化槽管理士の資格確認証の交付を受けようとする者 ※根拠 熊本市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例 保守点検器具検査済証の再交付を受けようとする者 盟 合併後の更新時に熊本市の例により統合する 保守点検器具の検査を受けようとする者 3年(平成 19 年4月1日更新) 3 保守点検業の登録手数料等 別添のとおり 登録証の再交付を受けようとする者 区公 合併浄化槽(51 人から 200 人以下) ■浄化槽保守点検回数(主なもの) 合併浄化槽(21 人から 50 人以下) ■浄化槽保守点検業登録手数料 七 ₩ 合併浄化槽(201 人以上) 合併浄化槽(20 人以下) 淵 清掃事業の取扱い 浄化槽の型式 单独浄化槽 登録業者数 登録期間 32 **⊢** ⊘ 協議項目 調整方針 蒼 市町名 膃

熊本市,富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:環境保全部会 合併処理浄化槽整備事業 Ø 小項目名 合併時に熊本市の例により統合する 清掃事業の取扱い 32 調整方針 協議項目

9年4十日) 華田	はまりまする。	合併時に熊本市の例により統合する。			
況	富 合 町	1. 小型合併処理浄化槽設置費助成事業の目的については、熊本市に同じ。	5人槽 354,000円7人槽 411,000円10人槽 519,000円	※根拠 浄化槽法 第 51 条 富合町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱	平成16年度決算 0円(0基) 平成17年度決算 0円(0基) 平成18年度予算 0円(0基) ※平成14年度以降、補助金交付は行っていない。
祖	熊木市	1. 小型合併処理浄化槽設置費助成 公共用水域水質汚濁原因の 80%以上が生活排水によるも のであり、生活排水対策の推進は緊急かつ重要な課題であ る。そこで、し尿と併せて生活維排水も処理でき、下水道 に比べ安価で同等の水質保全効果のある小型合併処理浄 化槽の普及を促進し、公共用水域の水質保全を図るため、 下水道認可区域外において、小型合併処理浄化槽を設置 する者に対して、社会的便益に相当する分として設置費 の4割程度を補助するもの。	 6~7人槽 342,000円 8~7人槽 414,000円 10人槽 537,000円 11~20人槽 939,000円 21~30人槽 1,566,000円 31~50人槽 2,058,000円 平成19年4月1日現在) 	※根拠 浄化槽法 第 51 条 熊本市小型合併処理浄化槽設置補助金交付要綱	平成16年度決算 106,092千円(268基) 平成17年度決算 89,946千円(229基) 平成18年度予算 90,000千円(220基予定)
調	市町名		市町別内容		

熊本市·富合町合併協議会 項目別調整内容

			作業部会名:環境保全部会
協議項目	32 清掃事業の取扱い	小項目名	3 ごみ減量化及び再生利用の普及・啓発 ①
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	況	
市町名	熊本市	回	調整の具体的内容
—————————————————————————————————————	1. 再生資源集団回収助成事業 ・古紙 1 kgあたり 6円 ・古着 1 kgあたり 4円 ・アルミ缶 1 kgあたり 4円 ・アルミ缶 1 kgあたり 4円 ・びん類 1 kgあたり 4円 ・びん類 34,276 千円(延べ989 団体) 平成17年度決算 38,610 千円(延べ1,057 団体) 平成18 年度予算 38,000 千円(延べ1,057 団体) 平成18 年度予算 38,000 千円(延べ1,057 団体)	 1. 資源ごみ回収活動助成金 ・古紙 1 kgあたり 4円 ・布類 1 kgあたり 4円 ・空き缶(アルミ) 1 kgあたり 4円 ・空きびん(生き瓶) 1 本あたり 2円 ※事業者が資源物を逆有償で引き取った場合は、事業者に支払った金額を町が補償する。 平成 16 年度決算 456 千円 平成 17 年度決算 404 千円 平成 18 年度予算 500 千円 	合併時に熊本市の例により統合する。
3. 民任你	 2. 生ごみ堆肥化容器助成 購入費の1/2 助成(上限3,000円) 平成16年度決算 533千円(354基) 平成17年度決算 500千円(364基) 平成18年度予算 500千円(323基) 	該当なし	
	3. 該当 購入費の1/2 助成 (上限 20,000円) 平成16年度決算 7,447 千円 (375 基) 平成17年度決算 10,483 千円 (525 基) 平成18年度予算 10,500 千円 (525 基)	該当なし 次頁へ続く	

熊本市,富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:環境保全部会 調整の具体的内容 **(V)** 凼 ごみ減量化及び再生利用の普及 臣 ŲΠ 刪 ო 該当なし 該当なし 小項目名 咒 . کا 4 一体となった地域活動を展開することにより、ごみ減量化及び環境美化の推進を図るため、町内自治会が減量美化推進員を選任し、市に登録する。市は清掃用具の貸与や研修等によりその活動を支援する。 市民にリサイクルに関する情報提供等の意識啓発を行うことにより、リサイクルとごみ減量を推進し、環境の保全を図る。 「熊本市減量美化推進員設置要綱」に基づく、市と市民が ・リサイクルの体験学習、講座、研修会の開催、不用品の 盟 ・727 町内のうち 589 町内が登録(2 月末現在) ・H18 減量美化推進員見込み数:620 人 22, 749 千円 22, 819 千円 24, 065 千円 967 千円 1, 914 千円 1, 863 千円 七 ₩ 展示及び斡旋(公開抽選) 清掃事業の取扱い 5. リサイクル情報プラザ 淵 減量美化推進員制度 平成 16 年度決算 平成 17 年度決算 平成 18 年度予算 平成 16 年度決算 平成 17 年度決算 平成 18 年度予算 年間約3万人来館 Ø 4 ო 協議項目 調整方針 市町名 蒼 **卡**甲 型 内 砂 膃

協議第34号

農林水産関係事業の取扱いについて(その4)

農林水産関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

農林水産関係事業の取扱いについて

- 1 水田農業推進協議会負担金及び水田農業推進費については、平成 21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係 機関と協議を行い調整する。
- 2 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続する。

その間、関係機関との調整を図る。

- 3 認定農業者協議会については、合併後5年間は現状のまま継続 し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市へ統合する。
- 4 認定農業者協議会補助金については、合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る。 その後、熊本市の例により統合する。
- 5 営農連絡協議会については、当分の間、存続する。

平成 年 月 日 原案承認・修正承認・ 継続審議

合併協議項目事業一覧

協議番号	枝番号	協議項目	部会名	提案	承認。	/継続	備考
34	農林	水産関係事業の取扱い					
	1	農業地域交流促進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	2	農業地域活性化支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	3	地産地消の推進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	4	経営体育成支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	5	農業·農村男女共同参画経費	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	6	(特)農業金融支援事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	7	農用地有効利用促進助成経費	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	8	市民と農業のふれあい促進事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	9	生産体制強化施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	10	流通施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	11	畜産施設整備事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
		流通対策事業	経済振興部会	第2回	第3回	○承認	熊本市のみ
	13	農業振興地域整備計画変更	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
		農業振興地域整備促進協議会	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
		農業構造改善事業補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	16	農業生活研究グループ連絡協議会補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	17	農産物新品種導入補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	18	酪農ヘルパー補助金	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	富合町のみ
	19	生産体制強化対策事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	20	畜産振興事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	21	基盤整備事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
		単県土地改良事業	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	23	農業用施設災害復旧工事	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	24	農業委員会あっせん基準	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	25	農業委員会諸証明手数料	経済振興部会	第4回	第5回	○承認	
	26	農区長制度	経済振興部会	第4回	第5回	継 続	熊本市のみ
		土地改良事業等補助金	経済振興部会	第5回			
	28	産業祭負担金	経済振興部会	第5回			
		水田農業推進協議会負担金	経済振興部会	第6回			富合町のみ
	30	水田農業推進費	経済振興部会	第6回			富合町のみ
	31	農業用廃プラ類処理対策補助金	経済振興部会	第6回			富合町のみ
		認定農業者協議会	経済振興部会	第6回			
	33	認定農業者協議会補助金	経済振興部会	第6回			
	34	営農連絡協議会	経済振興部会	第6回			富合町のみ

熊本市·富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会 水田農業推進協議会負担金 平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する 2 9 小項目名 農林水産関係事業の取扱い 3 4 調整方針 協議項目

	一	会	平成19年度から平成21年度までの間	国および県の総合農政の方向に対処し、本町農政の検討および は、それぞれの協議会で、地域水田農業ビ	農業の発展と農業所得の向上を図る。	め、平成21年度までは現状のままとする。	その後の取扱いについては、関係機関と協	議を行い調整する。	2名		建設常任委員長、各町農業委員代表、	JA各支所転作推進員代表、各町嘱託員代表、ライスセンタ	一運営協議会代表、下北各部会代表、食糧事務所地域課長		83.6万円	城南町106.4万円 JA190.0万円)	79.2万円	城南町100.8万円 JA180.0万円)	7.4.8万円	城南町 95.2万円 JA170.0万円)		寺2名)240万円 会議費80万円	EE	
光		城南・富合水田農業推進協議会	1. 目的	国および県の総合農政の方	調整を行い、農業の発展と農	2. 会長	JA熊本うき	筆頭理事 安永 信哉	3.人員 20名 内議会 2	4. 構成	各町長·各町議会経済建設常任委員長、	JA各支所転作推進員代	一運営協議会代表、下北	5. 負担金額 (町単独予算)	平成16年度決算額 83.6	(富合町83.6万円 城南町	平成17年度決算額 79.2	(富合町79.2万円 城南町	平成18年度予算額 74.8	(富合町74.8万円 城南町	6. 内訳(平成18年度分)	報酬13万円 賃金(臨時2名)	研修費5万円 需要費2万円	7 雇用体系 リム下北堂農センター堂駐
	熊木市	熊本地域水田農業推進協議会		国および県の総合農政の方向に対処し、本市農政の検討お	よび調整を行い、農業の発展と農業所得の向上を図る。	<u>-</u>	0.A熊本市	代表理事組合長 横田 健	員 委員 43人 監事 2人	及	各大農区長(34農区)、農業委員代表、農業共済代表、	土地改良区代表、担い手代表、消費者代表、全集系代表		負担金額	該当なし									
調		熊本地	1. 目的	Ħ	よび	2. 会長		Ì	3. √	4. 構成				5. 負										

項目別調整内容 熊本市・富合町合併協議会

作業部会名:経済振興部会 水田農業推進費 平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する 30 小項目名 農林水産関係事業の取扱い 3 4 調整方針 協議項目

	調査	班	光	= 新女目休め 市家
	市町名	熊本市	富合町	問題の共体的な中
		該当なし	1.目 的 転作を推進した地区(行政区)に対して、推進費の事務的費用 を交付する。	平成21年度までは現状のままとし、その後の取扱いについては、関係機関と協議を行い調整する。
162			2. 交付額 (町単独予算)平成16年度決算 1,510千円平成17年度決算 1,161千円平成18年度予算 961千円	
	市町別内容		3.補助率平等割十面積割	

熊本市·富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会 合併後5年間は現状のまま継続する。 その間、関係機関との調整を図る。 調整の具体的内容 農業用廃プラ類処理対策協議会補助金 農業用廃プラスチック類の適正な処理を推進し、これらの放置 によって生じる諸種の弊害を防止し、生活環境の美化に資する。 信哉 安永 崫 城南・富合農廃プラ処理対策協議会 筆頭理事 ŲΠ 熊本うき農業協同組合 250千円 250千円 250千円 JA 各支所園芸部会長 ი 1 刪 営農センター長 8 野菜部会会長 両町経済課長 JA 各支所長 小項目名 平成 16 年度決算 平成 17 年度決算 平成 18 年度予算 西甲板 29名 咒 5. 補助金額 2. 会長 1. 目的 3. 人員 4. 構成 図るためリサイクルを基本とした再生処理を目標に、農家の 意識向上・適正処理への誘導を図り、農業における環境への 協議会は農業用廃プラの処理について資源の有効利用を 弫 負荷を軽減した取り組みが行われるよう推進する。 JA 熊本市園芸·果樹·普通作·花卉部会 熊本市農業用廃プラスチック類処理対策協議会 熊本県熊本農政事務所農業振興課 農業普及指導課 藤本照義 熊本県農業用フィルム商業会 合併後5年間は現状のまま継続する 農林水産関係事業の取扱い その間、関係機関との調整を図る 七 熊本県経済連園芸資材課 部分板 ₩ 熊本市農業協同組合 熊本市農協園芸部会 熊本市生産流通課 貒 9 允 5. 補助金額 3. 人員 1. 目的 構成 4 ო 4 協議項目 調整方針 市町名 調 **卡 斯 以**

(平成18年度農業者負担10a当たり4,000円)

城南町·富合町各25万円 JA60万円

6. 補助率

該当なし

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

調整方針 合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と調整を図る	韓	協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名	32 認定農業者協議会	
現 麻本市認定農業者協議会 1 1 目的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化資での企業を強力を定した目的とする。 2 2 会長 上村 恒治 3 3 認定農業者数 8 8 2 7 名 4	田山田	整方針	その間、	:調整を図る		
市町名 熊本市認定農業者協議会 1 目 的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化資可のことを目的とする。 2 会長 上村 恒治 2 会長 上村 恒治 3 認定農業者数 3 認定農業者数 3 3	iling	神	一 一 記	兴		1 + 17 T) = 0 4# EF
(1) 目的 1 目的 (1) 目的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することとにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化資することを目的とする。 2 会長 上村 恒治 (2) 会長 上村 恒治 3 認定農業者数 (2) 会長 上村 恒治 3 認定農業者数	H	.町名	₩		⊲ □	- 調整の具体的内容
1 目 的 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連 熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連 機を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化 資			能本市認定農業者協議会	富合町認定農業者連絡4	₫k	会併後5年間は現状のまま継続し、その間
熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連 携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進するこ とにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化 に資することを目的とする。 2 会長 上村 恒治 3 認定農業者数 8 2 7 名			1	1 国 5		関係機関と調整を図る。
携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進することにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化に資することを目的とする。 2 会長 上村 恒治 別別 827名 今2 会長 エオ 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			熊本市認定農業者と熊本市担い手育成支援協議会との連	将来にわたり、魅力な	ある農業及び効率的かつ安定した農業経営	その後、熊本市へ統合する。
とにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化に資することを目的とする。 2 会長 上村 恒治 別別 827名			携を強化するとともに、認定農業者相互の交流を促進するこ	を目指し、会員相互の近	車携と親睦を図りながら、自己啓発による	
に資することを目的とする。			とにより、認定農業者個々の農業経営の改善と農業の活性化	資質の向上や経営発展	こ努めるとともに、地域農業の発展と豊か	
2 会長 上村 恒治 3 認定農業者数 8 2 7 名 4 部会			に資することを目的とする。	で活力ある町づくりに習	寄与する。	
2 会長 上村 恒治 2 会長 3 認定農業者数 3 会員 8 2 7 名 4 部会						
3 会員827名 4 部会			会長 上村	会長 本田		
3 完員 8 2 7 名 8 2 7 名 4 部会 4 部会 4 部会 4 部会 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		HE				
827名		三三		似画		
4		区	2 7			
メロン部会 キュウリ部会 イチゴ部会 ナス部会 花き部会 女性部会		你		帮		
キュウリ部会 イチゴ部会 ナス部会 花き部会 女性部会				メロン部分		
イチゴ部会 ナス部会 花き部会 女性部会				キュウリ部3	414	
ナス部会 花き部会 女性部会				イチゴ部会		
女性部会				ナス部会		
女性部会				花き部会		
				女性部会		

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

			作業部会名:経済振興部会
協議項目	34 農林水産関係事業の取扱い	小項目名 33 認定農業者協議会補助金	補助金
調整方針	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、関係機関と その後、熊本市の例により統合する	と調整を図る	
調	用	况	设于分十四) 绛鼎
市町名	熊本市	圖 小 图	
	認定農業者協議会負担金	Ų□	
	1 目的 初や申業半間のお下延繳を添みるレンユー 間を機間が清	1 目的 昨七女之曹攀及75*林崧的老(培宁)七曹攀级部大日培一	合併後5年間は現状のまま継続し、その間、 ロセニーム 間径機関し調整左回2
		MANのの成米なび効平的が、フタたしに版米性占を日指し、 五月 相互の連携と親睦を図りながら、自己啓発による資質の向上や経	
	ů,	営発展に努めるとともに、地域農業の発展と豊かで活力のある町	
		づくりに寄与することに対して補助金を交付する。	
65			
	※	************************************	
	熊本市認定農業者協議会	富合町認定農業者連絡会	
化 届3	3 交付額	3 交付額	
景 【	平成18年度予算額 700千円	平成18年度交付額 270,750円	
华			

熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名:経済振興部会 営農連絡協議会 3 4 小項目名 農林水産関係事業の取扱い 当分の間、存続する გ 4 調整方針 協議項目

調整の目 体的内容	明定の天体は近か	。
況	富合 町	城南・富合営農連絡協議会 1.目的 富合・城南町地域の農業関係機関の職員が研修や会議等を行う ことで、指導体制の強化や連絡調整を図ることにより農業の発展 に寄与する。 2. 構成(15名程度) リA下北営農センター職員 富合町産業振興課職員 城南町農政課職員 (宇城農業共済職員) (宇城農業共済職員)
祖	熊本市	数当なし
調査	市町名	七 岳 云 飞 仰

協議第37号

都市計画の取扱いについて(その2)

都市計画の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市計画の取扱いについて

都市計画の取扱いのうち下記の事業については、合併時に合併特例区の事業として継続する。

・ 車両基地建設に伴う受託事業

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (都市計画)

協議番号	核番号 協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
37	都市計画の取扱い				
	1 都市計画区域	建設部会	第5回		
	2 都市計画区域区分	建設部会	第5回		
	3 車両基地建設に伴う受託事業	建設部会	第6回		

作業部会名:建設部会

				下米即为力, 在及即为
協議項目	37 都市計画の取扱い	小項目名	3 車両基地建設に伴う受託事業	
調整方針	合併時に合併特例区の事業として継続する			
調査	現	況		
市町名	熊本市		富 合 町	中には水水の黒暗
卡町別内容	た つ	 「車両基地建設に伴う受診 1. 平成 1.7 年度事業実績 事業内容: 排水路費 事業内容: 排水路費 予計 1. 事請負費・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	 (車両基地建設に伴う受託事業〕 1. 平成 17 年度事業実績 ・車両基地建設に伴う排水対策 事業内容: 排水路整備、34 仮設ポンプ設置 委託料・・・・・111,676,835 円 工事請負費・・・・・627,517,880 円 公有財産購入費・・・・627,517,880 円 合計・・・・・627,517,880 円 合計・・・・・・923,467,304 円 基本内容: 排水路整備、84 本設ポンプ設置 揚水機場設置 委託料・・・・・923,467,304 円 公有財産購入費・・・・923,467,304 円 公有財産購入費・・・・923,467,304 円 合計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・の円 合計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	合併時に合併特例区の事業として継続する。

協議第17号

公共的団体等の取扱いについて

公共的団体等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

公共的団体等の取扱いについて

新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配慮しながら公共的団体等の統合に努める。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (公共的団体等)

協議番号	枝番号 協議項	[]	部会名	提案	承認/継続	備考
17	公共的団体等の取扱い					
	1 公共的団体等		全部会	第6回		

作業部会名:全部会

 	実情等を配慮しながら統合に努める	一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一种,一	間治の大体の方句	合併後における新市の一体性の確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、協議し、統合するよう調整する。
小項目名 1 公共的団体等	それぞれの自主性を尊重するとともに、これまでの経緯、実情等を配匠	况	富合町	これまでの「項目別調整内容」に掲載
17 公共的団体等の取扱い	新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの自主性	餁	第 本 市	これまでの「項目別調整内容」に掲載
協議項目	調整方針	調	市町名	卡町別内容

公共的団体等

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	富 合 町	備考
31 -	14	提案中	社会福祉協議会	社会福祉協議会	合併時に統合
34 -	2	承認	農とぴあ協議会	1	継続
34 -	14	承認	熊本市農政推進協議会	農業振興地域整備促進協議会	3年を目途に統合
34 -	32	提案中	熊本市認定農業者協議会	富合町認定農業者連絡会	3年以内に統合
34 -	34	提案中		城南·富合営農連絡協議会	当分の間、現行を継続
35 —	12	承認	熊本商工会議所他5商工会	富合町商工会	存続
40 -	14	承認	熊本市青少年健全育成連絡協議会	富合町青少年育成町民会議	合併時に統合
40 -	25	提案中	熊本市体育協会	富合町体育協会	特例区・その後統合
40 —	26	提案中		富合町文化協会	特例区の間、現状維持
40 -	29	提案中	熊本市PTA協議会	富合町PTA連合会	特例区・随時調整を図る
40 —	29	提案中	熊本市子ども会育成協議会	富合町子ども会連絡協議会	特例区・随時調整を図る
40 —	29	提案中	熊本市地域婦人会連絡協議会	富合町婦人会連絡協議会	特例区・随時調整を図る
42 -	1	承認	熊本市校区防犯協会	富合町防犯協会	校区防犯協会として統合

協議第18号

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについて承認を求める。

平成 19 年 7 月 30 日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸 山 政 史

補助金・交付金等の取扱いについて

両市町で同一または同種の補助金等については、原則として合併時に熊本市の例により統合する。

ただし、富合町独自の補助金等は、これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする。

平成 年 月 日 原案承認 • 修正承認 • 継続審議

合併協議項目事業一覧 (補助金·交付金等)

協議番号	協議項目	部会名	提案	承認/継続	備考
18	補助金・交付金等の取扱い				
	1 補助金·交付金等	全部会	第6回		

作業部会名:全部会

協議項目	18 補助金・交付金等の取扱い	小項目名	1 補助金·交付金等	
調整方針	西市町で同一または同種の補助金等については、原則と これまでの経緯、実績等を配慮し調整するものとする	:して合併時に	は、原則として合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合のとする	富合町独自の補助金等については、
調査	現	況		調整の目体的内容
市町名	熊本市		富合町	間定び赤体的な骨
卡町別内容	これまでの「項目別調整内容」に掲載	これまでの「項	これまでの「項目別調整内容」に掲載	両市町で同一または同種の補助金 等については、原則として合併時に 熊本市の例により統合する。 ただし、富合町独自の補助金等につ いては、これまでの経緯、実績等を 配慮し調整するものとする。

協議番号	枝番	<u></u> 状況	熊 本 市	富合町	備考
27 –			消防防災施設等補助金	消防防災施設等補助金	合併時に統合
28 -		承認		交通安全協会支部連合会補助金	合併時に廃止
31 -	14	提案中	社会福祉協議会補助金	社会福祉協議会補助金	合併時に統合
32 -	14	提案中	小型合併処理浄化槽設置補助金	合併処理浄化槽設置整備事業補助金	合併時に統合
32 -	3	提案中	再生資源集団回収助成金	資源ごみ回収活動助成金	合併時に統合
32 -	3	提案中	生ごみ堆肥化容器購入費助成金	_	継続
32 -	3	提案中	家庭用生ごみ処理機購入費助成金	_	継続
33 -	1	承認	太陽熱温水器設置費補助	_	継続
33 -	3	承認	家庭の森づくり補助金	_	継続
33 -	3	承認	事業所の森づくり補助金	_	継続
33 -	3	承認	緑の街並みづくり補助金	_	継続
33 -	4	承認	ビニールハウス雨水浸透施設設置補助金	_	継続
33 -	5	承認	雨水貯留施設補助金	_	継続
34 -	2	承認	農とぴあ事業補助金	_	継続
34 -	7		農用地有効利用促進助成	_	継続
34 -	8		植木市振興事業補助金	_	継続
34 -			農産物フェア開催補助金	_	継続
34 -			生産体制強化施設整備事業補助金	_	継続
34 -			流通施設整備事業補助金	_	継続
34 -			畜産施設整備事業補助金	_	継続
34 -			野菜価格安定対策事業補助金	_	継続
34 -		承認		農業構造改善事業補助金	継続(H21°まで)
34 -		承認		農業生活研究グループ連絡協議会補助金	
34 -		承認		農産物新品種導入補助金	3年後に廃止
34 -		承認		酪農ヘルパー補助金	3年後に廃止
34 -		提案中		産業振興共同事業補助金	合併時に統合
34 -		提案中		土地改良事業運営費補助	継続(H25°まで)
34 -	28	提案中	_	産業祭負担金	特例区の間、現状維持
34 -	29	提案中	_	水田農業推進協議会負担金	継続(H21°まで)その後調整
34 -	30	提案中	_	水田農業費補助金	継続(H21°まで)その後調整
34 -	31	提案中	_	農業用廃プラ類処理対策協議会補助金	合併後5年間現状を継続
34 –	33	提案中	認定農業者補助金	認定農業者連絡会補助金	合併後5年間現状を継続 その後熊本市の例により 統合
35 —	1	承認	大学連携型企業化支援	_	継続
35 —	2	承認	企業化支援及び新製品・新技術研究開発助成	_	継続
35 —	3	承認	障害者・母子家庭の母雇用奨励金	_	継続
35 -	5	承認	商店街共同施設電気料助成	_	継続
35 —	5	承認	商店街ふれあい空間開設事業	_	継続
35 —	6	承認	製造業見本市出展支援事業補助金	_	継続
35 —	6	承認	中小企業振興助成条例に基づく補助	_	継続
35 —	7	承認	中小企業派遣研修助成	_	継続
35 —	8	承認	火の国まつり振興会補助金	_	継続
35 —	11	承認	企業立地促進条例に基づく助成	_	継続
35	12	承認	商工会補助金	富合町商工会補助金	継続
35		提案中		ふるさと祭事業補助金	特例区の間、現状維持

協議番号	枝番	状況	熊 本 市	富 合 町	備考
36 -	2	承認	1	富合町里道改良共同事業補助金	合併時に廃止
39 —	3	提案中	1	富合町環境衛生施設整備補助金	合併時に廃止
40 -	1	承認	就学支援(修学旅行特別支援)補助金		継続
40 -	3	承認	青少年活動支援補助金		継続
40 -	8	承認	各種大会(開催)補助金		継続
40 —	11	承認	地域公民館補助金	富合町地域公民館補助金	合併時に統合
40 —	25	提案中	熊本市体育協会補助金	富合町体育協会補助金	特例区・その後統合
40 —	26	提案中		富合町文化協会補助金	特例区の間、現状維持
40 -	30	提案中	熊本市PTA連合会補助金	富合町PTA連合協議会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40 —	30	提案中	熊本市子ども会育成協議会補助金	富合町子ども会連絡協議会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40 -	30	提案中	熊本市地域婦人会連絡協議会補助金	富合町婦人会補助金	5年間、現状維持 団体毎の調整で一本化
40 —	30	提案中	熊本市地域公民館連絡協議会補助金	_	継続
40 —	30	提案中	ボーイスカウト熊本市地区連絡協議会補助金	_	継続
40 —	30	提案中	ガールスカウト日本連盟熊本市連絡会補助金	_	継続
40 —	30	提案中	熊本市青年団体連絡協議会補助金	_	継続
40 —	30	提案中	熊本市青年団協議会補助金	_	継続
40 —	30	提案中	熊本市幼稚園後援会連絡協議会補助金	_	継続
40 —	30	提案中	_	家庭教育学級補助金	5年間、現状維持
40 —	14	承認	青少年健全育成連絡協議会運営費補助金	青少年育成町民会議補助金	合併時に統合
40 —	14	承認	校区青少年健全育成協議会運営費補助金	_	継続
40	15	承認	中学生地域交流推進事業助成金	_	継続
42 -	1	承認	熊本市防犯協会補助金	宇城地区防犯協会協会連合会負担金	合併時に廃止。警察署管 轄区域で要検討
42 -	2	承認	防犯灯補助金	_	合併時に統合
42 -	3	提案中	町内自治振興補助金	_	自治会移行後に統合
42 -	3	提案中	校区自治協議会運営補助金	_	自治会移行後に統合
42 —	5	提案中		マイク放送施設補助金	町内自治会移行時まで継 続。その後は新市で検討